ISSN 0289-2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.58|2005-4

世界の児童と母性

［特集］ 子どもの権利条約の批准から10年

世界の児童と母性

第58号／2005年4月

CONTENTS

特集◆子どもの権利条約の批准から10年 ー施設養護の検証

ひとこと———瀧口桂子……1
施設ケアと子どもの人権———滝川一廣……2
子どもの権利条約批准後10年を検証：子どもの生活———新保幸男……6
障害児教育に見る児童生徒の権利擁護ー子どもの権利条約批准後10年を検証
———金子　健……10
受容とは———村瀬嘉代子……14
父性的枠づけと母性的ケアについて———小川恭子……18
被虐待児にかかわる施設職員のSecondary Traumatic Stressについて
———北野亜也子……22
子どもの行動化とそのコントロール———竹内直樹……26
施設養護における子どもの行動化への対応ー児童養護施設の場合
———国分美希……30
児童自立支援施設における子どもの行動化の実態とコントロールの考え方
———相澤　康……34
施設養護における子どもの行動化への対応
ー情緒障害児短期治療施設の場合———西田　篤……38
座談会：権利擁護と子どもの行動化
———桑原教修／塩見　守／藤木浩行／山口公一／森田喜治……42
子どものメンタルヘルスー海外の取り組み———山崎晃資……56
トピックス：児童養護施設の高校生が見たもの、感じたこと
ー台湾でのボランティア活動に参加して
———浅井瞳／藤井琢也／前濱喜代美／三輪哲士……60
編集後記———森田喜治……65

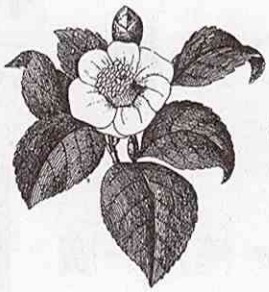

ひとこと

今号の特集タイトルは「子どもの権利条約の批准から10年－施設養護の検証」とした。国連で1989年に採択された条約を、わが国は5年遅れで94年にようやく批准した。それからおよそ10年が経過した。この間に果たしてどれだけ子どもの権利についての認識が広がり、理解が深まったのであろうか。また、子どもの権利擁護に関する具体的な進展は見られたのであろうか。

確かに児童虐待防止法の制定・改正がなされ、児童福祉法も子どもの権利擁護の観点から若干の改正が行われている。また、児童養護に関しては里親制度の改革、施設への専門職の配置、施設の小規模化やケア単位の縮小への努力も見られる。しかし、児童福祉施設最低基準は据え置きのままである。虐待を受けた子どもや多くの困難を抱えた子どもたち一人ひとりへの手厚いケアはなかなかできず、子どもの行動化に対処しきれず苦悩している職員も多いという。「子どもの権利」という言葉が独り歩きして、それに振り回されている観も否めない。このような実態を子どもの権利擁護の観点からとらえ直し、今後のあり方を探るとともに、少しでも処遇上のヒントとなることを願って特集を組んだ。

ところで、岩堂美智子氏、伊達直利氏、そして瀧口の3名は今号の発行をもって編集委員の任期を終える。4年間、本誌の編集をとおして多くのことを学び、考える機会を与えられたことに感謝している。次号から新しい編集委員を迎え、本誌のさらなる発展を願っている。なお、財団の常務理事である池田マリ子氏、そして長らく本誌の編集担当事務局として多大な貢献をしてくださった井出厚子氏が退社されるとのことである。本誌の発行をはじめ、児童福祉施設への支援、職員研修事業の推進等にお力を注がれたことに、この場をお借りして心より感謝申し上げたい。

編集委員長・瀧口桂子

特集

施設ケアと子どもの人権

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

大正大学人間学部臨床心理学専攻　教授　滝川一廣（たきかわかずひろ）

1.はじめに

子どもの人権は以前に論じたことがある（「『子どもの人権』再考」、こころの科学94号、2000年11月）。この論考は、昨秋、若干手を加えて拙著『新しい思春期像と精神療法』（金剛出版、2004年）に収載したばかりで、その後、考えが特に進んでいるわけではない。それとの重複部分をお許しいただきたい。

児童福祉や施設養護の領域で、「子どもの人権（子どもの権利）」は用語としては耳慣れたものだろう。声高く語られることもある。しかし、理念はともかく、施設養護をはじめ子どもと直接かかわる場からすると、どこかしっくりしない硬い言葉で、馴染みにくさを少なからず覚えないだろうか。それはなぜか、すこし理屈っぽい話になるけれども、私なりに考えてみたい。

2.「人権」という思想の背景

「権利」という言葉が“right”の訳語とはよく知られている。“right”とは「正しさ」「正義」という意味であることも知られている。ところが日本語の「権利」には、この原語の意味が抜け落ちている。権は「力」という意、利は「利益」という意だからである。すなわち「利益をまもる力」というのが日本語の「権利」で、この訳語には「正しさ」「正義」という原語にこめられていた含意が消えている。この西欧概念がわが国に入ってきたとき、「right of belligerency（交戦権）」「territorial rights（領土権）」など、もっぱら国家の利益をまもる力を意味する用語として使われたためだろう。それなりの事情があったわけだが、この訳語は私たちの「権利」への意識を微妙にゆがめてきたかもしれない。どうするのが正しいのか、なにが正しいあり方か。それが「権利 right」という言葉の核心である。

「人権」は“human rights”の訳で、原意のままとれば「人の正しさ」である。この言葉は西欧近代になって生まれた。西欧史において「正義」や「正しさ」は久しく神（God）のものだった。一神教のもとでは、なにがrightかを知る者、定める者は全知全能で唯一絶対の神のみである。そこでは“human rights”という概念は生まれない。ところが、その「神の正義」は宗教戦争、宗教裁判、魔女狩りの嵐を生み出し、神の正しさのもとにヨーロッパ全土を殺戮と荒廃が覆うにいたった。その惨たる歴史を背景に、正義や正しさを神の手から人の手にゆだねようとする思想が生まれたのであろう。これが“human rights”の思想、人権思想の始まりだったと考えられる。

「神の正義」「神の正しさ」が悲惨を招くのは、それがただひとつの普遍真理、ただひとつの絶対正義だからである。絶対普遍の正義である以上、修正や妥協の余地はない。「神の正義」に過ちはなく、だから内省の必要はない。「神の正義」に矛盾はなく、だから躊躇も葛藤も生じない。このような正義はかならず大きな悲惨を人間社会にもたらさずにおかない。この歴史の教訓を踏まえて、内面において神の正しさを信じる自由（「信仰の自由」）は認めあうかわり、地上の社会でなにを「正しい」とするかは神ではなく人間同士で決めよう、「神の正しさ」ではなく「人の正しさ」で社会を営もうという約束が生まれた。これが近代社会の始まりである。

「人権」は、神ならぬ有限で過ち多き人間同士での地

上の決めごと、つまり社会的な「約束ごと」だから、ごく相対的な「正しさ」でしかない。それぞれの社会のなかで取り決められた正しさだから、社会によって内容が異なっていてもよい。絶対普遍の正しさではなく、修正もあれば妥協もある。矛盾もはらんでいる。このような不確かさをもっているけれども、絶対普遍の「神の正しさ」がどんなに悲惨を招いたかを省みれば、「人の正しさ」のほうがはるかにましだろう。これが「人権 human rights」という思想の土台である。

したがって、「人権」が理念として絶対視され、不可侵の正しさかのように語られたり扱われたならば、みずからの土台をこわすことになる。人への不当な扱いや日々の暮らしにとって非合理な制度が社会にみられたとき、それに対して「正しさ」を求めるのがhuman rightsである。これはとても大事だろう。けれども、これは「人権」という新たな神に仕えることではない。「人権」が絶対になってしまえば、そこからは「人権」という神に忠実かどうかに一挙手一投足が問われるみたいな狭い倫理主義と、それと表裏一体の「触らぬ神にたたりなし」の事なかれ主義が生まれる。障害をめぐる領域や福祉の領域において、こうした倫理主義と事なかれ主義があいまって多くのタブーがつくられてこなかっただろうか。

生活のなかでさまざまな問題にぶつかる都度、個別的かつ広い視野のなかで、そこではなにを「正しい」と選ぶかをやわらかく考えてゆくことが「人権 human rights」の道だろう。

3.「子どもの人権」をどう考えるか

こう考えるなら、「子どもの人権」とは、子どものうちにあらかじめ備わった不可侵な自然の法のようなものではない。文言上では「子どもには○○の権利がある」といった表現が使われても。子どもにどうかかわり、子どもをどう扱うのを「正しい」とするかの社会的な「決めごと」「約束ごと」が、そうした表現をとるだけである。

これは、たとえば『子どもの権利条約』のような「条約」としてそれが示される事実からもわかるだろう。条約とは国家間の約束である。また、『子どもの権利条約』は、大人が起案し、大人の間で締結されたものである。ここからもわかるように「子どもの人権」とは、大人の間での約束ごとである。

この約束の背景には、子どもたちを自分たちと同じく一個の独立した人格とみなそうという大人たちの考えがある。神の絶対性と神の正しさへの従属から別れて自分たちの正しさで生きんとする近代社会が進むにつれ、自立した「個人」という自己認識が人々一般のものとなり、それはやがて子どもにも向けられるようになった。大人が絶対的で子どもはそれに従属するものとする子ども観から、子どもも独立した主体的な人格とする子ども観に移ったため、子どもに対して大人はどうあるのが正しいのか、改めて問われることになった。それへの答えが「子どもの人権」だろう。

『子どもの権利条約』は、大人たち同士の約束と大人から子どもへの約束のみで、子どもから大人への約束はない。「大人は子どもにかくかくを約束するから、子どもは大人にしかじかを約束」という双方向性をもたない。ここからも「大人の間」での約束ごとだとわかるだろう。「子どもの権利」に対して、子どもに「権利」があるなら「義務」もあらねばおかしい（権利保障だけでは片手落ち）という意見は、この意味で正しくない。「子どもの権利」とは、あくまで大人の間での（子どもにはいわば一方的な）取り決めなのだから。

こうした一方性（非・双方向性）は、大人と子どもとの関係が「養育関係」という非対称な関係を本質するためである。大人と大人とが社会的にはまったく対等な個人同士として対称的な関係を結び、権利－義務を分かち合っているような関係ではない。もともと法的な「権利」「義務」の約束は、そうした対称性をもった社会的関係を前提としたものである。これに対して、「子どもの人権」とは非対称な関係にもとづく大人側の取り決めである。両者が対称的な関係となったときとは、すでに子どもが大人になったときである。そしてそのときからは、「子どもの」という括弧つきではない「人権」という約束のもとにおかれるようになる。

子どもを一個の独立した（その意味で大人と同等な）存在とみなすことの「正しさ」と、子どもと大人とは対称の関係ではなく子どもは被養育的な（その意味で大人に保護監督される）存在とみなすことの「正しさ」との間には、ときとして矛盾や葛藤が生じる。「人の正しさ」がはらまざるをえない矛盾のひとつかもしれない。『子どもの権利条約』でも、子どもを一個の主体的な個人として遇しようという条文と、まだ弱い者として護ろうという条文とが一緒になっている。

この矛盾は、社会的には「子ども観」の対立としてさまざまな場面で現われてくる。一例をあげれば、少年犯罪に対して社会制裁的に対処すべきか保護教育的に対処すべきかといった対立の背後にあるのはこれだろう。家庭の子育てにおいても、大なり小なりなんらかの矛盾や葛藤が現われるにちがいない。けれども、これはどちらか一方を正しいものとして解消すべき矛盾ではなかろう。むしろ、この矛盾と葛藤があってこそ、それを通して子どもは大人になってゆけると考えるべきだろう。

4. 子育てと子どもの人権

わが子にどうかかわるのが正しいのか、どう扱うのが正しいのかと子育てに悩んだとき、条約や法律の条文に答えを求める親はいないだろう。また、そこに答えがみつかるわけではない。子どもとの家庭生活のなかで私たちが出会う体験は、「権利」「人権」などの社会的な理念とは別次元のものではあるまいか。次のことを考えればわかると思う。

「生命に対する固有の権利」（子どもの権利条約第6条）や「健康を享受すること等についての権利」（第24条）の保障のために、親たちはわが子に授乳したりごはんを食べさせたり熱があれば病院に連れていったりの日々を重ねているのだろうか。そんなわけはない。おのずとこうしたかかわりへと大人（親）たちを促している動因は、もっと別のなにかである。子どもが「ねえ、抱っこ」とせがんだり「今日の夕ごはん、ハンバーグがいいな」と言ったり「お片づけなんてヤダ！」と駄々をこねるのは、「意見を表明する権利」（第12条）を行使せんがためだろうか。もちろん、ちがう。子どもをそのように振舞わせる動因は、やはりもっと別のなにかである。

この別のなにかに強いて名前をつけるなら、エロス的な親和性とでも呼べばよかろうか。これは身体性をはらんだ生身（なまみ）で直接的な関係の世界である。いっぽう「権利」とか「人権」といった観念は、社会的な理念や思想の世界、つまりエロスに対してロゴスの世界に属している。家族や親子のきずなとして互いのかかわりを支えているものは、理屈ぬきに肌で感じ合うようなエロス的な力である。必ずしも家族の間と限らず、大人と子どもとの関係は、多かれ少なかれ、こうしたエロス的な関係を帯びるだろう。幼い子どもほど、まだ十分に社会的な関係の世界には入っていない。

大人と子どものエロス的な関係に支えをもつ子育てには、「権利」「人権」といった社会的な理念（ロゴス）の入りこむ余地も、必要も本来はない。冒頭に触れた「しっくりしにくさ」「馴染みにくさ」の底には、これがあると思う。ただし、神ならぬ人間の子育てにはチャイルドアビューズのごとくこの関係そのものに失調が生じて、「監護を受けている間における虐待からの保護」（第19条）が求められるケースがある頻度で起きざるをえない。「子どもの人権」の出番は、こんなときである。

しかし、ここでも必要となるのは、養育者への「あなたは『生命に対する固有の権利』を子どもから奪っています」といった説得や批判ではない。これでは事態を悪化させるだけだろう。アビューズとなった養育関係の改善は、養育者が「子どもの人権」に目覚めることによってではなく、子育てを支える「別のなにか」、つまりエロス的な親和性の回復によってこそ可能だからである。

5. 施設ケアと子どもの人権

児童養護施設などにおける子どものケアも、子育てであるからには本質は家庭でのかかわりと同じはずである。それを職業としているところはちがっても、子どもたちとのかかわりはエロス的な関係に基づいている。

本誌53号（2002年10月）に「要保護児童の発達と回復」という小文を寄せ、アビューズを受けてきた子どもたち

への施設ケアを考えた。そこでは、なにか特殊なやり方ではなく、子育て一般に求められる手間ひまと根気と心配りとをいっそう丹念に重ねる重要さについて理由をあげながら述べた。この困難な仕事を地道にやりおおせるにはプロとしての職業意識とチームワークが欠かせないが、その職業意識やチームワークを奥で支えるのは、やはり子どもとの間に働くエロス的な力にちがいない。目の前に生身の子どもたちがいて、そこに生身の暮らしがあるからである。ときにはいとおしく、ときにはいらだたしく、しかしやっぱり幸せになってくれたらの想いを引きだす生きた存在が子どもである。

ただ、施設での子育ては「社会的養育」の名もあるとおり、社会的な要請による面を家庭での子育てよりも色濃くもっている。そこでは「子どもの人権」という社会的な約束のいかんもおおきく問われることになる。たとえば、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」(第3条1項) とある。だが、子どもたちへの「最善」を約束しながら、われわれの社会が施設に与えているのは久しく据え置かれたままの「最低基準」に過ぎぬ実態を私たちは知っている。財政赤字だけのせいであろうか。社会が湯水のごとくお金を使い、それがいつまでも続くように思われていたバブル期にも最低基準の見直しは取り組まれなかった。

施設ケアの対象となるのは、いずれも複雑で困難な生い立ちや事情を背景にした子どもたちばかりである。いったいなぜ？　どうしたらいい？　これからどうなるの？　それらがわからぬまま運命に(大人たちの事情に)翻弄されてきた子どもたちで、そのわからなさや覚束なさが、その子の日々をいっそう地に足がつきにくいものとしている。「子どもの人権」という理念は、子どもへの「告知」や「説明」や「インフォームドコンセント」の必要を強調し、そのうえに立った子ども自身の「意見表明」「自己決定」に従うべきだ、その約束でやろうという方向に向かっている。これが基本的に正しいのは、その逆を考えてみればわかるだろう。たしかにその「権利」が子どもにある。自分の運命は自分で握ることができるという感覚がなければ生きるのはむずかしい。

とはいえ、実は安易にはゆかない。いつ、どこで、だれが、どういう関係において、そうしたはからいをすればよいのだろうか。むずかしいのは、やはり、大人と子どもとの非対称性にぶつかるからである。「告知」「説明」から「インフォームドコンセント」「自己決定」というプロセスは、大人同士の対称性をもった対等な契約関係を前提に作り出された手続きである（それでも複雑微妙な綾がはらまれうる)。それを形式的にもちこむだけでは、ほんとうにその子のためかどうかはわからない。

知らしむべからずといった扱いや大人の思惑だけからの処遇が（善意からであっても）正しくないのは自明である。それを自明としたうえであえて述べれば、「子どもの人権」という理念や「告知・説明・インフォームドコンセント・自己決定」という人権ガイドラインばかりが、その子その子の個別的な事情や状況への心配りよりも先行してしまっては、元も子もない。いま、ここで、そうすることが、その子にとってはどんな意味をもつのか。その子のためにどう生きるのか、生きないのか。いまその子にはどう体験されうるのか。その重みへの慎重な検討と配慮と責任性のうえで、その「正しさ」が問われることこそが大切で、かつなかなかむずかしいと思う。

キーワード：**エロス的な関係**

私たちの生きる関係の世界は、具体的な個人性を離れた社会的な「役割」や「契約」によって結ばれたインパーソナルな関係と、その人その人の個人性や身体性によってこそ結ばれた生身で直接的な関係とからなっている。前者を社会的な関係、後者をエロス的な関係と呼ぶ。家族や親子などの関係世界は後者である。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

子どもの権利条約批准後10年を検証：子どもの生活

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部　助教授　新保幸男（しんぽ ゆきお）

1．はじめに

「子どもの権利に関する条約」（以下、本稿では条約と表記する）は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国連総会において、全会一致で採択された。わが国は、1990年９月21日にこの条約に署名し、1994年４月22日に批准を行い、158番目の締約国となった。

条約は前文のほかに３部に分けて構成されており、第１部（第１条～第41条）において児童の権利に関する具体的規定が記され、第２部（第42条～第45条）では締約国の進捗状況を審査し、必要な勧告を行うために「子どもの権利委員会」を設置することなどを規定している。第３部（第46条～第54条）では、批准や改正などに必要な手続などが規定されている。

締約国は第44条第１項にもとづいて、条約の効力が生じてから２年以内に、進捗状況などをまとめた第１回目の報告を「子どもの権利委員会」に行い、その後は５年ごとに同様の報告を行い、当該委員会による審査を受けることになっている。このため、日本は1996年に第１回報告を行い、2001年に第２回報告を同委員会に提出し、それぞれ慎重な審査を受け、同委員会による審査結果が示されている。

本稿では、条約批准後の約10年の間に、児童福祉施設の子どもたちの生活を取り巻く制度はどのように変化したのかについて、①この間の国内制度の変化、②「子どもの権利委員会」による審査結果という観点から、条約批准がわが国にもたらした変化を把握したいと考えている。

2．条約批准後における制度上の変化

国内制度の変化は、①1997年及び2004年児童福祉法改正を通じて条約の主旨が日本の児童福祉制度に浸透しはじめることとなった。また、②2000年「児童虐待の防止等に関する法律」制定及び2004年「児童虐待の防止等に関する法律」改正は、児童虐待という課題への対応を通じて、条約の意味をより深く考える機会をわれわれに提供することとなった。

1997年及び2004年児童福祉法改正においては、児童の最善の利益を確保する上で必要な意見表明や司法関与のあり方について、より明確なものとなるような修正が段階的に行われてきた。親子分離が必要と判断するための手続き、分離期間中の親子の関係、親子の再統合などの一連の手続き規定が徐々に整理されてきていると考えられる。

2000年「児童虐待の防止等に関する法律」制定及び2004年「児童虐待の防止等に関する法律」改正を通して、第19条及び第34条で扱われている虐待についての取り組みが少しずつ前進してきたものと思わ

れる。また2002年には、雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」に専門里親が明示され、実際に活用され始めたことにより、条約第20条の主旨を生かすことが可能になってきていると思われる。

この他に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（1999）、児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画の策定（2001）、青少年育成施策大綱の策定（2003）なども、この10年間に行われたことであり、それぞれ、第34条（性的搾取、虐待からの保護）、第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働編の従事からの保護される権利）、第28条（教育についての権利）などを意識したような政策運営が展開されてきたと考えられる。

3．第１回「子どもの権利委員会」審査結果（1998年）

第１回「子どもの権利委員会」審査結果が示すところの「肯定すべき点」のなかには、1997年児童福祉法改正があげられている。具体的内容については、本文中には特段の記述はないが、条約に明記された「児童の最善の利益」や「意見表明権」などへの取り組みに対する一定の評価であると考えられる。

具体的には、児童福祉法第27条の措置をとる場合には、児童や保護者の意向を必ず明記しなければならないことを児童相談所長に義務づけたこと（法第26条）、都道府県知事は入所等の措置の決定や解除の際に、保護者や児童の意見と児童相談所の意見が異なる場合などには、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと（法第27条第８項）などが創設されたことに一定の評価が行われたものと考えられる。

他方、第１回「児童の権利委員会」審査結果が示すところの「懸念事項」としては、①児童のプライバシーの権利を保障するという点において、十分な取り組みが行われていないこと、②施設に入っている児童の数が多いこと、並びに、特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みが不十分であること、③虐待問題に対する取り組みが不十分であることなどが指摘されている。

その上で、第１回「子どもの権利委員会」審査結果は、①施設職員やソーシャルワーカーに、権利条約について適切に学びうるプログラムを作ること、②条約の一般原則、特に差別の禁止（第２条）、児童の最善の利益（第３条）及び児童の意見の尊重（第12条）の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、すべての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないこと、③児童のプライバシーの権利、特に家庭、学校及び児童養護その他の施設におけるこの権利を保障するため、立法的なものを含め追加的な措置を導入すること、④特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みを強化するための措置をとること、⑤家庭内における、性的虐待を含む、児童の虐待及び不当な取扱いの事案に関する詳細な情報及び統計を収集すること、⑥児童の虐待及び不当な取扱いの事案が適切に調査され、加害者に制裁が加えられ、とられた決定が周知されるよう、また、これを達成するために、児童にとって容易に利用でき親しみやすい不服申立手続が確立されること、などが勧告されており、この勧告を受けるように「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年）が制定された。

4．第２回「子どもの権利委員会」審査結果（2003年）

第２回「子どもの権利委員会」審査結果が示すところの「肯定すべき点」のなかには、先に示した「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の制定（1999）および「児童虐待の防止等に関する法律」の制定（2000）、「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」の策定（2001）、「青少年育成施策大綱」の策定（2003）などがあげられている。

一方で、「プライバシー権」「体罰」「被虐待児への支援」「子どもの意見の尊重」などについては手厳しい結果が示されている。

「プライバシー権」については、児童の持ち物に対する検査や施設職員が児童の私信に介入することが取り上げられている。このため、（ａ）私信の尊重や持ち物検査の点も含む、児童のプライバシー権が完全に実施されるよう確保すること、（ｂ）児童福祉施設の最低基準を条約第16条と適合するように改正すること、という勧告が行われている。

「体罰」については、学校、施設及び家庭において体罰が広く実践されていることを指摘し、その上で、「施設及び家庭における体罰を禁止すること」、「体罰に関する態度を変革するため、子どもの不当な取扱いの悪影響について教育キャンペーンを実施すること」、「また、そのような罰に代わる手段として、学校、施設及び家庭において積極的かつ非暴力的な形態の規律及びしつけを促進すること」、「施設及び学校の子どもを対象とした苦情申立てのしくみを強化すること」、「不当な取扱いの苦情が効果的に、かつ子どもに配慮した方法で対応されることを確保する」ことを勧告している

「被虐待児への支援」に関しては、「児童虐待の通報及び調査を改善するためにとられ、相当の成果をもたらしてきた措置を歓迎する」と「児童虐待の防止等に関する法律」の制定を評価する一方で、「児童虐待の防止のための包括的かつ分野横断的な戦略が存在しないこと」、「被害者の回復及びカウンセリングのためのサービスが不充分であり、このようなサービスへの需要の高まりに対応できていないこと」を指摘し、「市民社会、ソーシャルワーカー、親及び子どもと連携しながら、児童虐待の防止のための分野横断的な国家戦略を策定すること」「家庭で虐待の被害を受けた子どもを対象とした保護措置を改善するために法律を見直すこと」「児童相談所において被害者に分野横断的な方法で心理カウンセリングその他の回復サービスを提供する、訓練を受けた専門家を増員すること」「子どもに配慮した方法で苦情を受理、監視、調査及び訴追する方法について法執行官、ソーシャルワーカー、児童相談所職員及び検察官に提供される研修を増加させること」などを勧告している。それらの勧告の一部は、第２回審査結果を受ける形で、2004年「児童虐待の防止等に関する法律」の改正及び2004年「児童福祉法」改正の際に、早速制度改正が行われている。

「子どもの意見の尊重」については、「子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設及び社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを依然として懸念する」と指摘し、「家庭裁判所及び行政機関、施設及び学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重を促進しかつ子どもの参加の便宜を図ること」「子どもがこの権利を知ることを確保すること」「子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して意見を考慮されかつ参加する子ども

の権利について、とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者及び社会一般に対し、教育的情報を提供すること」「子どもの意見がどのぐらい考慮されているか、またそれが政策、プログラム及び子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと」「学校、及び子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること」「公衆一般及び子どもを対象として、条約、及びとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること」「子どもとともに及び子どものために働いているすべての者、とくに教職員、裁判官、弁護士、議員、法執行官、公務員、自治体職員、子どもを対象とした施設及び拘禁場所で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、条約の原則及び規定に関する体系的な教育及び研修をひきつづき実施すること」「意識啓発キャンペーン、研修及び教育プログラムが態度の変革、行動及び子どもの取扱いに与えた影響を評価すること」「人権教育、及びとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること」などが勧告されている。

この第２回「子どもの権利委員会」審査結果（2003年）を読みながら、あらためて、われわれが取り組むべき課題の多さに気づかされる。次回、第３回報告書の提出期限は、2006年５月であり、一つ一つ課題をクリアすることに早めに挑戦しなければならない。

5．今後への期待

第２回「子どもの権利委員会」審査結果（2003年）においては、①プライバシーの保護との関連で児童福祉施設最低基準の改正についての勧告が行われている。また、②児童福祉専門職への条約の原則などについての研修を強化するようにとの勧告も行われている。真正面から取り組むのにちょうど良い時期なのではないかと考える。

その方向に添う形で、2004年４月22日には「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（雇児発第0422001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が出され、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から各施設の福祉サービスの内容を評価する事業が開始されるようになった。

例えば、児童養護施設の場合、「福祉サービスの基本方針と運営管理」「児童の権利擁護」「地域等との関係」「福祉サービス実施過程の確立」「福祉サービスの適切な実施」「福祉サービスの独自性及び向上性」という視点から専門家による評価が行われるとともに、「利用者本人、家族等からのヒアリング又はヒアリングに替えてアンケートを行うこと」などにより、①個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に係る取り組みを促進することや、②利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できることが目指されている。このような第三者評価を通して、条約の主旨が具体的な施設運営に反映されやすい状況が整いつつあると考えられる。

キーワード：**「子どもの権利委員会」**

「子どもの権利条約」を批准した国が、条約が定めた義務を適切に果たしているかどうかを審査するために、条約第43条にもとづいて設けられた委員会である。委員会は、徳望が高く、かつ、条約が対象とする分野において高い能力があると認められた10人の専門家によって構成される。投票権は各締約国にあるが、選ばれるのは締約国の国民の中から、地理的配分などを考慮しつつ選ばれる。任期は４年である。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

障害児教育に見る児童生徒の権利擁護

―子どもの権利条約批准後10年を検証

明治学院大学心理学部　教授　金子（かねこ）　健（たけし）

1．はじめに

子どもの権利条約の批准は、教育現場に大きな影響を与えたといえる。20世紀後半、戦後50年を経ようとしていた当時、学校教育の現場は混迷の度を深めていた。子どもの主体的学習意欲は低下し、不登校やいじめ、さらには自殺の問題が表面化し、それはますます低年齢化することで深刻の度を増していた。この状況の背景には、さまざまな社会的要因が複合的に影響し合っていて単純に論じることはできない。激しさを増す受験戦争のなかで、競争主義、偏差値主義が支配し、子どもたちは疲れ果てていた。さらに学校の過度の管理主義のもと、厳しすぎる校則や体罰の横行によって、児童生徒の権利侵害が日常化し、物言わぬ羊の群れとなっていたのである。

そのような状況下での子どもの権利条約批准は、社会の大人たちや教育現場の関係者に対し大きなインパクトを与えた。子どもを権利の主体として尊重し、その意見表明に耳を傾けるようになり、その結果、意味もなく厳しい校則や体罰を見直す風潮が広がり、それによって救われた子どもたちは少なくない。

しかし、批准後10年を経過した現在でも、子どもの権利はその構造が十分に明らかになっているわけではなく、また、その権利が適切に保障されている状況とは言えない。

本稿では、子どもの権利をどう考えるか、とりわけ教育を受ける権利について、それを保障するとはどういうことなのかを、教育現場における障害のある子どもたちの状況を通して考えてみたい。障害のある子どもたちは、権利という視点から見たとき、いわば極限状態に置かれており、権利擁護と権利侵害のギリギリの接点に位置しているからである。そしていま大きく転換を図ろうとしているわが国の特殊教育の制度の背景についてあわせて考えてみたい。

2．障害児教育の歴史

ヨーロッパにおけるルネッサンス運動は、人間の可能性に目を向けさせ教育の思想と公教育制度の確立に大きな役割を果たした。18世紀末のフランス革命に代表される人権思想の高まりは、障害児の教育の必要性と可能性に気づくきっかけとなり、聾唖学校や盲学校の設立の背景となった。19世紀の幕開けと同時に始まる医師イタールによるアヴェロンの野生児ヴィクトールに対する人間性復活をめざした教育的実践は、その弟子セガンによってアメリカにおける知的障害児の学校教育へと受け継がれていく。

黒船の来航を機に長い鎖国政策を解いたわが国では、江戸時代末期に福沢諭吉や後の初代文部大臣森

有礼らが遣欧、遣米使節として欧米の教育制度を視察し、障害者のための学校や施設の必要性を伝えている。明治政府は、1872（明治５）年に学制を発布し国民皆学を打ち出すとともに、その中で「廃人学校アルヘシ」との規定で障害児の教育について言及した。こうして1878（明治11）年の京都盲唖院の設立によって、わが国の公教育としての障害児教育がスタートすることになる。

1886（明治19）年には小学校令が出され、就学率が50％を超えるようになると、一斉授業についていけない学業成績の低い子どもへの対策が必要になってきた。なかでも強力な勧学政策がとられ公教育の普及が全国に先駆けて進んでいた長野県で、1890（明治23）年に「落第生学級」が設置され、最初の特殊学級としての実践が始められた。

特殊教育の制度は、障害のある子どもたちの教育を受ける権利を保障する制度としてスタートし、障害の種類と程度によって分けた教育の場で、一人ひとりの個別的なニーズに応えるためのシステムとして発展してきたといえる。

戦後、小学校中学校の義務教育制度がスタートするが、知的障害の養護学校については自治体による学校の設置が間に合わないため、就学義務が免除されていた。つまり、子どもの教育を受ける権利が奪われていたのである。ようやく、1979（昭和54）年の養護学校教育義務制の完全実施をもって、わが国の義務教育制度は完成する。

学校教育法第71条では、「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者、聾者、又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」と、特殊教育の学校種とその目的を規定している。さらに、学校教育法施行令第22条の３では、盲学校、聾学校、養護学校（さらに知的障害、肢体不自由、病弱の３種類に分かれる）に就学すべき障害の種類と程度を規定し、「適正就学指導」の基準としている。

図．特殊教育の対象となる児童生徒数の推移（義務教育段階）

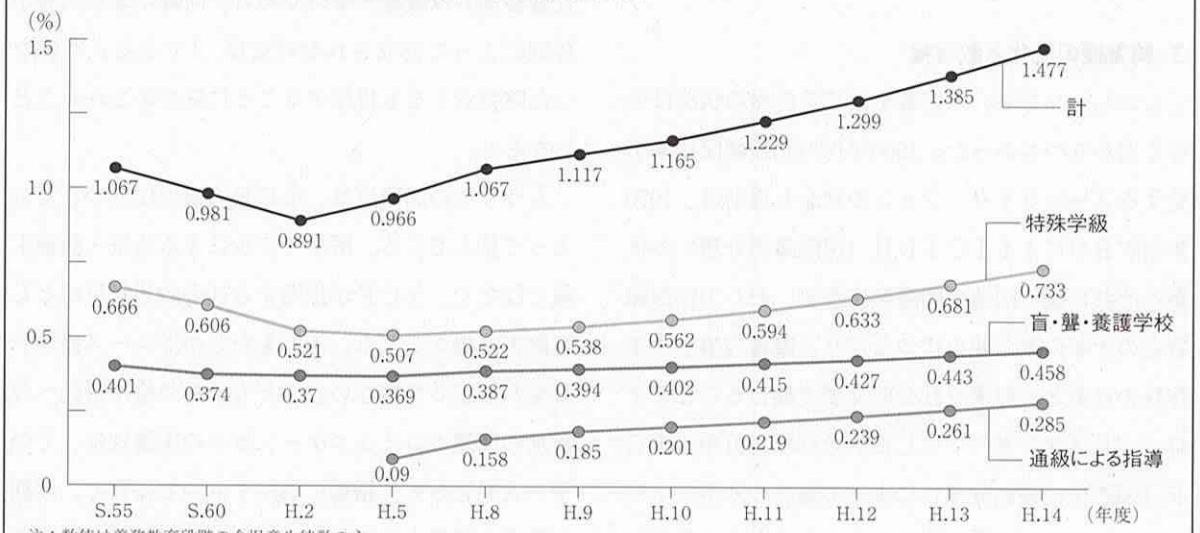

注：数値は義務教育段階の全児童生徒数のうちの特殊教育の対象となる児童生徒の割合(%)

文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より

学校教育法第75条では、比較的軽度の障害をもつ子どものために、５種類の障害別の特殊学級の設置を規定し、さらに1993（平成５）年には、学校教育法第73条の21で、言語障害、情緒障害、弱視、難聴について、小中学校の通常学級に在籍しながら特定の時間に特別の指導を受けるという「通級による指導」が制度化され、現在の障害の種類と程度によって教育の場を分けての特殊教育の制度が完成することになる。

義務教育段階で特殊教育を受ける児童生徒は、１％前後で推移してきたが、近年1.5％程度に上昇し、全児童生徒数が減少する中で、実数、割合ともに増加してきている。

その背景には、制度の整備によって受け皿としての特殊教育の場が増加したこともあるが、子どもの教育を受ける権利をめぐる保護者の認識が高まった結果と見ることもできる。それは、子どもの権利条約第23条の障害をもつ子どもの権利保障に関する条項において述べられている、「特別なケアを受ける権利」の行使でもある。

3．障害観の変化と教育権

しかし、一方で、障害者をめぐる世界の状況は大きく変わりつつあった。1960年代の北欧諸国に端を発するノーマライゼーションの理念と運動は、1970年のＷＨＯによるＩＣＩＤＨ（国際障害分類）の提案とそれに続く国連の国際障害者年、そして国際障害者の十年の取り組みにつながり、障害当事者の主体性の尊重と、障害を社会的文脈で捉えることをグローバルスタンダードにした。それは2001年のＩＣＦ（国際生活機能分類）によって障害のサポートモデルとしていっそう強調されることになる。障害のある人々が必要な支援を受けながら地域社会において共に生活するというノーマライゼーション社会の実現のためには、学校教育におけるインクルーシブな教育環境が不可欠であり、1994（平成６）年のユネスコによるサラマンカ声明はインクルージョン教育（包み込み支えあう教育）を国連加盟のすべての国々に求めたのである。

こうした国際社会の視点からわが国の特殊教育制度を見たとき、二つの問題点が明らかになる。一つは、ノーマライゼーション、インクルージョンに逆行している点である。わが国の制度は前述のように、障害の種類と程度に応じて、すなわち一般の子どもたちとは別枠の体制の中で教育し、それによって自立する力をつけてから社会に出て行くという考え方をとってきた。だからこそ、特殊教育においても効率化が求められ医学モデルに基づく訓練主義が重視された。知的障害養護学校では「愛される精薄づくり」のための「学校工場方式」が熱心に取り組まれた。

しかし、義務教育完全実施を経て障害の重度・重複化に直面したとき、「できるようになってからの社会参加」は破綻するのである。同時にまた、別学体制によって形成された社会は、「できるようになった障害者」をも排除することに気づかされることになる。

もう一つの問題点は、ＩＣＦの視点に立つことによって見えてくる。医学モデルによる治療・訓練主義ではなく、ＩＣＦが提案する社会的相互作用として障害を捉えるとき、子どもたちの「ニーズ概念」も変わらざるを得ない。子どもの持つ集団活動への参加の問題やコミュニケーションの困難性は、その子一人をとらえて指導・訓練するのではなく、周囲の環境の整備や他の子どもたちとの関係性の中でとらえることが必要になる。単純な「発達保障」から

「関係性の保障」への転換が求められていると言えよう。

これは狭義の教育権保障に立脚する特殊教育から、社会的存在としての人権を保障しようというインクルーシブな教育への転換に他ならない。子どもの権利条約第２条の差別の禁止条項を基本に踏まえたうえで、第23条の個々のニーズへの対応を講ずるということになる。これが特別支援教育への転換の本来の趣旨というべきであろう。

4．特別支援教育への転換と権利保障

上述の問題点を踏まえつつ、一方で財政的・政治的事情も含みこんだ形で、いま、わが国のこれまでの特殊教育の制度は改革が目指されている。障害の種類と程度による特別な場での教育から、ノーマライゼーションを目指した、一人ひとりの児童生徒の教育的なニーズを基本にして、教育の場については柔軟に対応することができる特別支援教育への転換である。文部科学省の調査研究協力者会議による「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）（2003年３月）を受けて、具体的な制度改革のための検討が中央教育審議会によって進められている。中間報告が2004（平成16）年12月に発表されたものの、最終報告は2005年度、それに基づく法改正は2006年度以降と予想されている。この中間報告の内容は制度改革について歯切れが悪く、またスケジュールは当初よりずれ込んでおり、改革の歩みは若干足踏み状態といわざるを得ない。

しかし、文部科学省委嘱のモデル事業や地方自治体独自の先験的試行がすでに始まっている。その一つは、副籍（東京都）、支援籍（埼玉県）、地域学校籍（長野県）など、呼び方はさまざまであるが、盲聾養護学校に在籍する児童生徒が地域の小中学校の通常学級にも籍をもつことができるという、ノーマライゼーション、インクルージョンを目指した取り組みである。これまで行政の縦割りの弊害のなかで分断されていた地域の福祉・医療機関との連携については、協議機関の設置やコーディネーターの指名など、具体的な歩が見えてきている。障害のある子どもも地域の小中学校に在籍することを原則とする、という画期的な方向を打ち出した自治体もある。

こうして、子どもの権利条約第２条で表明された差別の禁止すなわち統合教育と、第23条に規定する特別なケアを受ける権利の保障との制度的融合、すなわちインクルージョン教育が目指されていることは、権利擁護の視点から喜ばしいことである。しかし、その実現にはまだかなりの道のりを要するのが実態である。義務教育費国庫負担の廃止が進むと、地域格差が生ずることも十分懸念される。準備状況が整わない中での制度転換については、保護者からは不安や反対の声も上がっている。

子どもの人権、教育権の中身とそれを保障する具体的手立てについては、理論的にも実践的にもさらに検討を続けなければならない。いずれにしても、当事者の主体的な自己選択、自己決定に拠るべきものであることは明らかであり、それを制度的に保障することがまず求められよう。

キーワード：**特別支援教育**

障害の種類、程度によって教育の場を分けていたこれまでの特殊教育から、障害のある子もない子もできる限り共に学びながら、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別の支援を用意していこうという新しい教育の考え方。コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定などによって、福祉や医療とも連携しながら、生涯にわたる一貫した支援を行うことで、ノーマライゼーションの実現を目指している。中教審で制度改革を検討中。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

受容とは

大正大学人間学部　教授　村瀬嘉代子（むらせかよこ）

1.はじめに

職種の違いはあれ、およそ人間関係を基にしながら人を援助する仕事に携わる職業人で、「受容」とは何か知らない言葉だということはないであろう。専門職ではない人であっても、その個人なりにこの言葉が意味することは浮かぶであろう。それほど「受容」とは自明のこととして平素用いられている。それにも拘わらず、あえて、本誌がこれを取りあげられた意図は、それをいかにして実現していくか、それは必ずしも自明ではなく、ことに当たって判断に迷う、という事態が少なくない、あるいは養護の場で「受容」のあり方を巡って、それをどのように体現するか、現実に対処するとき、意見が一致しない場合があるからであろう。

この小論では、適切に「受容」を体現していくには、どのような要因が必要とされるかについて考えてみよう。

2.「受容」と「共感」

広辞苑によれば、「受容」とは「受け入れて取り込むこと」とある。これにより積極的意味を込めて、人間関係を基に営まれる専門職間の基本的概念として用いられるようになったのは、C.ロジャーズのクライエント中心療法が広く世に受け入れられたことが契機であろう。クライエント中心療法は、人間の潜在力、すなわち成長可能性、自己実現への傾向、自己治癒力が誰しも人のうちに存在しており、このような傾向が発現するためには、セラピスト（援助者）の側に受容、共感性、純粋性が求められる、という。とりわけ、受容（acceptance）がなされるためには共感（empathy）という営みがあってそれが可能になる、という意味で、この二つの概念はとりわけ重要視されてきた、と言えよう。

「受容」とはクライエントをあるがままに批判をせずその存在を受けいれる、というように受け止められている。ただ、これを字義通り妙に教条主義的に考えてしまったら、それは違うであろう。援助者に求められている受容性とは、「人間性に対して、真摯な姿勢を基盤に持ちながら、柔軟な心、しなやかな発想、ふところ深い受け止め方をすること」（岡、1990）である。つまり、内心、疑問や怒り、その他諸々の気持ちが湧き上がってくるのを無理に黙っていることが「受容」だと我慢するような平板なことではない。「受容」と「許容」は似て非なるものである。

さきにあげた受容の基本的捉え方からすれば、実はこれはクライエント中心療法ばかりでなく、どのような理論的立場に立つ人にとっても、基盤として共通に重要な課題と考えられていることであろう。そして、「受容」とは、今それを体現できるレベルに達した、というようなものではない。受容にも、浅いレベルから、深いレベルのものまでさまざまがあるし、質の高さを考えれば上限はない。援助職に携

わる者にとっては、「受容」は援助技法のアルファであり、オメガなのである。

クライエントに対する姿勢の基本として、受容と並んで重視される「共感」は他者の体験する感情や心的状態を、自分も全く同じように感じたり理解したりすることであるが、受容は相手の存在を全体的に受け止めようとするマクロなことであり、共感は限りなく相手に身を添わせて、その内面を共有するように努めるという点で、ミクロ、繊細緻密な営みである。

さて、共感という言葉の語感や、共感を体現する状態を「他者の靴を履くこころもち」などと喩えられるところから、共感とは、感性や感情を主として働かせることというように考えられているのではなかろうか。ところが、共感とは実は優れて知的な営みであり、観察と思考に裏打ちされたものであると、私は臨床経験から考えているが、同様の見解を青木省三も述べている（村瀬、青木、2004）。個人としてのナイーヴな感受性を働かせるレベルは「同情」に近いのではなかろうか。「共感」とは緻密に観察し、そこから気づくこと（分かることも分からないことも含めて）について、手許にある情報、経験や知見と照らし合わせながら、考え抜く、するとそこに「ああ、そうなのであろう、ああ、そうなのか…」と必然的に自ずと自分の内から湧き起こってくる、思考に裏打ちされた感受性の発露なのである。

この共感に支えられて、相手をそのまま、その存在を「そうなのか…、そうなのね…」と受け止める、これが「受容」である。つまり、受容や共感は感情や感覚を元に生じ、機能するというものではなく、小さなことをも大切にして気づく観察力、そしてそれを元にそのことについて理解を深めるべく考え抜く、その結果、すーっとある種の実感を伴って分かってくる一連の機敏で素早いプロセスの所産なのである。いいかえれば、受容と共感は、観察と思考、知性に裏づけられて発動する感受性の所産なのである。

3．二律背反を超えて、生じる受容

さて、人を援助する臨床の現実は、公式をただ適用すれば解決する、というように単純にことが運ばない場合がほとんどである。あちらを考えれば、こちらのそれはそれでもっともと考えられる理屈が成り立たない、という矛盾した状況で判断を迫られることが少なくない。二律背反のむずかしさである。このむずかしい場面に遭遇すると、つい容易なほうに気持ちを傾け、そこで簡単に「受けとめるのだもの」と自分を納得させがちである。だが、より深く質のよい受容とはそう簡単なものではなかろう。例を挙げて考えてみよう。

その児童養護施設の中で、休暇中、園児は家族や何らかの繋がりで、一時帰宅や外泊をするのに、数名の園児は全くその繋がりがないことを知り、園長先生にご相談し私の家へ招くことを始めた。その一人が当時小学２年のＡ子であった。

朝、出迎えに行き、私は手作りした白と赤の格子柄の手提げをプレゼントした。（Ａ子は、セロファン袋から手提げを出し、じっと見つめて頬ずりしてからすぐ使おうとせず、常用の黒いＴバッグにしまった）わずか一日の訪問であったが、筆者と一緒に調理した食事は綺麗に残さず食べて自分でも驚き（極度の偏食、小食であった）、学習は苦手、学力は低いということであったが、一緒にピアノを弾いた後、ピアノの鍵盤を数える数式まで、彼女は独力で考え出した（７（白鍵の数）×７＋５（黒鍵の数）×７＋４（両端の残りの鍵数）＝88）。健気に新しいことにいきいきと挑戦して、うまくいくと素直に喜ぶＡ子であったが、家族については彼女の幻想的な願望を語った。（それは児童記録にある苛酷な現実の正

反対であった。）素直な気持ちのこもった文章で、当日を懐かしみ、再訪を約すという礼状が来た。彼女が自発的に手紙を書いたことも初めて、ということであった。

翌年の夏休み、A子はやはり私の家を訪れる数人に入っていた。朝、迎えに行くと、彼女は友達の園児たちに口々に羨ましがられて泣いていた。他の園児たちも自分たちは泊まり先があっても、やはり村おばさん（筆者を子どもたちは当時こう呼んでいた）の家へ行きたい、A子は羨ましい、というわけであった。彼女は行きたくないと渋ったが、園長や職員の方々にすすめられて私と一緒にタクシーに乗った。

ところが、駅に着くとA子はぐずり始め、ついに駅前の蕎麦屋の前で座り込んでしまった。かたくなに顔を伏せて無言である。話しかけても応えず、地面を睨むように見つめている。しゃがみ込んだ彼女の姿勢の全身から、怒りと悲しみと悔しさが一緒になって、「ここは動かない」という意地が立ちのぼっているように感じられた。私も彼女の傍らにかがんで彼女の気持ちをあれこれ忖度しながら、黙っていた。ふと考えた。彼女はいつも施設でちょっと気分を害すると2、3時間はぐずり続け、最後は職員の方が根負けしてA子の主張が通っていた。それが「むずかしい子、苦手な子」という気分を周囲に抱かせることにもなっていた。私は彼女の怒りや悲しみを察すると、無理に自宅へ伴うより、彼女の希望に添おう、とすぐこころを決めた。ただ、彼女が自分の口で、どうしたいか話すのを待とう、彼女の選択に素直に従おう、と。ただ、自分の気持ちを言葉にする、子どもなりに自分の行為を引き受けることを学ぶ、そこから本当の自尊心が生まれるのだ、こちらがずるずる根負けしてしまうと、それでは我を通しても彼女とて後味は爽やかでなかろう、と考えたのである。

真夏の陽光は容赦なく照りつける。暑い、日射病になるかも、と日陰へ移動をすすめたが、彼女はかたくなに拒み、繰り返すと表情は一層険しくなるように見えた。駅前の繁華街なので、二人の様子を足を止め眺める通行者も少なくなかった。中には、どうやら私が子どもを苛めている、と見て取り、なだめる声をかける婦人もあった。そんな誤解に彼女はさらに苛つき、その悔しさ、悲しさは増したようだった。2時間も過ぎ、11時半を回ると、蕎麦屋へ入る客がたて込んできた。店の入り口にしゃがみ込んでいるのは客の迷惑になるのが歴然であった。「お客さんの迷惑になるから」という言葉を彼女は聞き入れ、店の戸口から1メートルほどしゃがむ位置をずらした。このように、関係のない他人に迷惑をかけまい、とするA子の振る舞いをすぐ賞揚した。そして、「こうやって必要なことは聞きいれてくれる力があるのに、ずっと地面を睨んでいるのは、簡単に言えない気持ちなのだと思う、私が大人の力で、A子ちゃんを無理に自宅へ連れて行くとか、今日は施設へ連れ帰ることはできるけれど、そうではなく、あなたの気持ちと意見を聴きたい。いつも、施設で黙りこくり、最後は周りを根負けさせるやり方は、本当はA子ちゃんも満足していないはず」と話した。彼女は耳を傾けており、一瞬不思議そうなぎくっとしたような表情を浮かべたが、気を取り直したようにかたくなに黙りこくった。

近くの店で、昼食をと誘っても、彼女は黙して動こうとしなかった。午後2時近くなったであろうか。飲み物を差し出しても飲もうとしない。「A子ちゃんの頑張りというか強情には感心した。尊敬してしまう。でも、私も元祖強情、つき合うから…」と語りかけると、彼女は一瞬笑いかけ、あわてたように顔をまた強ばらせた。

彼女は私の家を訪ねることを楽しみにはしていた

であろう。だが、他の子に羨ましがられるようには単純ではなく、「もし自分にも何か繋がりのある一時帰宅先があれば…、村おばさんの家に招かれる子はそういう先がない子どもたちなのだ…。施設の中でも繋がりの薄い自分、そうだ、家族がちゃんとしていたら…、なぜ私は…、ああ…」彼女の胸中を想像し、暑さも相俟って私は全身が痛いような想いがしていた。すると、彼女は小さな声で私にもたれかかるようにして、「あの、あの、」と小声で話しかけ、さめざめと涙をこぼした。怒りでぐずっているというより、寂しい自分を持てあましているようであった。私は間違っていたらごめんなさい、と言ってから、彼女の胸中について想像したことを一部言葉にしかけると、彼女は小さく頷きながら、私の言葉を継いで自分の家族を始め親族との関係が施設の子どもたちの中でも薄く、それが寂しく、腹が立つのだと訴えた。そっと肩を抱き私は言葉もなかった。やがて、「今日は施設へ帰る、いつかもっと気分を変えられたら、おばさんの家へいきたい」と答えた。その夜、園長は彼女が通り一遍のお礼と詫び状を私宛に書くと、諄々と諭して彼女に再考を促されたのだ、という。真夜中を過ぎて書き上げたという「今日のことを忘れず大切にして、すなおになりたいと思います」という手紙を後日私は受けとった。

それから毎年夏、A子は「行きたい、でも行かない」と訪ねてこなかった。訪れる他の子どもたちは「大丈夫、少しずつ進んでいるよ」などと、私が黙っているのに心中を察して、A子の様子を話してくれた。私は敢えて手紙は書かずに来訪する子どもたちや職員によろしくと伝言するに止めた。高校3年卒業の時、A子は自ら希望して私の家へ来訪した。含羞の微笑を浮かべ、柔らかな落ち着いた雰囲気であった。「この家を訪ねられる自分になりたい、と思ってきた。あの時のことずっと考えて今日まで来た」と。「私の想像の中でレディーとして成長していたA子ちゃんと実物同じ…」双方視線を合わせて思わず微笑んだ。その後、家族への気持ちも何とか一応整理し自立的に暮らしている、という。

4.「受容する」ために求められること

受容にも深さと幅がある。受容するための要因を次に列挙しよう。何か自分が懸命に受容に努めているつもりなのに、その実が上がらないときは以下の要因に照らして振り返ってみることも役立つのではあるまいか。

①虚心に事実を緻密にかつ多面的に観察する。②駆使できる知見の蓄積に努める、知識は自分の身体の中を潜らせて納得したものにする。③自分を相対化して眺める姿勢をもつ、原因を外在化させて考えるばかりでなく、自分に引き受けて考える、自分を振り返る。④自分の内に湧き起こる感情、思考内容を正直に認める。⑤多軸で考え抜く、自分に都合のよい枠組みや理論を適用して簡単に分かったつもりにならない。⑥自分の満足のためではなく、相手は何を必要としているのか（相手の健康な心身の成長や治癒のために）を考える。⑦自分自身を程よく受け入れていること。自分以上でもなく自分以下でもなく。

文献

(1)岡昌之（1990）クライエント中心療法の中心問題．In．小此木啓吾他編「臨床心理学大系7巻　心理療法（1）」金子書房．

(2)村瀬嘉代子、青木省三（2004）「心理療法とは何か－生きられた時間を求めて－」金剛出版．

(3)Rogers, C.（Edited by Kirschenbaum, H. & Henderson, V. L.）The Carl Rogers Reader.1989.（伊東博、村山正治監訳『ロジャーズ選集－カウンセラーなら一度は読んでおきたい厳選論文三十三論文（上・下）』誠信書房、2001.

キーワード：**共感（empathy）**

C.ロジャーズが提唱した心理療法の基本原則の一つ。セラピストがクライエントの内的世界をあたかも自分のもののように感じ取ること。他者の体験する感情や心理的状態を自分も同じように感じ理解するためには、緻密で的確な観察力と観察事実について考え抜くこと、しかもこれを機敏に行うことが基盤として求められる。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

父性的枠づけと母性的ケアについて

美深子ども家庭支援センター　センター長　小川恭子（おがわきょうこ）

1．はじめに

1994年に日本が子どもの権利条約を批准してからすでに10年が経過した。この間教育・福祉・医療等の現場において、多くの機関がさまざまな場面でその実践に取り組んできている。このような時代背景のなか、児童養護施設の現場においても子どもの視点に立った施設養育への模索が為されてきているが、反面子どもたちの行動化が目立つようになってきている。その背景には、権利条約がもつ本来の意味解釈の問題もあると思われる。

児童養護施設とは、生存権や発達権等の諸権利を行使できずにきた子どもたちが、それを保障され自分の人生に希望を持つための支援がなされる場と言える。子どもにとっての最善の利益とは、本来、子ども自身が決めることであり子どもの気持ちが優先されることである。大人の価値観や押し付けの生活ではなく、その年齢に応じた生活の在りようが自らの意見とともに作り上げられることが大切となってくる。これは、子どもの恣意的な生活とは明らかに違う。そして、子どもは権利を有し行使する主体者ではあるが、発達可能態として適切な大人の援助を受ける権利をも有している。そのため、施設職員は従来のように大人の立場から子どものニーズを考えるのではなく、子どもや家族の真のニーズ把握のための学習を深め、自らが養育への主体性や養育理念を持ち、子どもと十分に話し合いながらその生活を築いていくことが求められるのだと思う。大切なことは、子どもの意見を聞く姿勢を持つことであり、一人ひとりの子どもへの願いを誠実に表現することなのだろう。そのためには、子どもの過去体験への理解のための多面的な視点や、子どもの発達段階を知る必要がある。また、子どもに対しては権利の行使には義務の遂行がともなうことを伝える必要があろう。

この点を踏まえ、家庭の代替機能を持つ児童養護施設に求められる父性的枠づけと母性的ケアについて考えることとする。

2．母性・父性をめぐって

ところで、柏木恵子は『母性という言葉は、次の三つの面を持つ。第１は、妊娠・出産・授乳の潜在的可能性を持つ身体的機能としての母性である。これは、女性に生来的に規定されている生物学的身体的性差に直結した〈産む性〉としての母性である。第２は、子を慈しみ育てる心と行動の面である。出産後母乳を子どもを抱いて与えることにはじまる一連の養育行動である。〈育む性〉としての母性である。第３は、コンセプション、イデオロギーとしての母性である。〈産む性〉＝〈育む性〉とし、産む、育むことの双方を担うものとしての女性、いわゆる母性主義における母親である。』と述べている。ここでは、本テーマの趣旨に沿い、第２の意味での母性、すなわち〈育む性〉としての母性に着目したい。こ

の〈育む性〉は、社会・文化の産物といえる。特に日本の場合、家父長権が強化された結果、女性には家庭的で献身的な母親であることが期待されてきた歴史がある。優しさ、愛情深さ、こまやかな心遣いなどが女性にふさわしい特性とされてきた。このような日本文化の特色を、河合隼雄は母性原理としてとらえ、父性原理に対立するものとして位置づけており、『父性は「切る」、母性は「包む」機能を主としており、父性は善と悪、できる者とできない者、固いものと柔らかいもの、など何でも明確に区別していくのに対し、母性はすべてを全体として包み込んでいく』と述べている。

父性・母性の概念は、進化と歴史の中で形成されてきている。人間としての生き方が多様化されている現代はその概念化自体がむずかしいところではあるが、ここでは河合隼雄の説明をもとに、生活上の規則・役割・責任・権利・義務などの社会的規範を伝え、子どもたちを律する役割として父性を、一方子どもたちを受容し、癒しを与えていく役割を母性と考えることとする。

他方、最近の母性の発達に関する研究（研究内容についてはここでは割愛をするが）よって、〈育む性〉としての母性は、長年の学習の産物であることが明らかになってきている。これは換言するならば、男性であれ、女性であれ、その生育歴や育った環境の中で、幼い者や弱い者への慈しみ・優しさが育まれることを意味する。つまり、母性＝女性、父性＝男性と捉えるのではなく、人間性として、一人の人間の中に父性・母性の両方を有していると考えることが大切といえる。

3. 児童養護施設における父性的枠づけと母性的ケアについて

＜事例＞

Ａ子。アルコール依存症の実父による虐待で中学３年生で入所。入所後、友人とのトラブルによる早退が多く、加えて喫煙・無断外出等の行動もあり、児童相談所からの前触れ通りの「むずかしい子」であった。父子家庭であり、幼いときから実父と２人だけの生活を送ってきたＡ子。その実父による虐待から逃れるために、外泊を重ね逸脱行動を繰り返してきたが、大人への依存より友人との関係を優先して生きたといえる。また現実対応が多く、逃避として簡単で快適なものを得る傾向が強く、さらに、「周りの影響を受けやすい子」「周りに流されやすい子」であった。

児童養護施設は生活の場、それは憩いの場であることを意味する。恐怖や生命の危機をくぐり抜けてきた子どもたちが、憩いと安らぎのある生活を送ることは非常に大きな意味を持つ。そのような生活基盤の保障とともに、施設養育の前提となる課題の一つに子どもと施設職員の養育関係の成立がある。これは、基本的には子どもの境遇に対する共感を基盤とする受容の問題であるといえる。ここでは、養育関係成立のためのプロセスについて、特に父性的・母性的養育に焦点を当てながら、事例を振り返ってみたいと思う。

（１）安定期

これは新しい環境に対して慣れ親しませる時期である。とりわけ人間関係において安心感をもたせ、新しい生活に対する意欲を持たせることが必要な時期と言える。この時期、子どもたちは不安と緊張感をもっているので、その気持ちを受容するような母性的な視点でのかかわりが大切である。

（２）依存関係の醸成期

これは安定期と重なって行なわれるが、日常生活での具体的な労作を通じて子どもの大人に対する依存心を育てる時期である。そしてこの依存心はその過程において段階的に自立へと導かれることが必要である。この時、まず大人として何を依存させるのか明確にすることが大切となろう。それを曖昧にすると子どもを退行化させる恐れがある。また、依存関係は相互関係である。子どもからの依存と同時に、子どもに対する依存も伝えていかなければならない。その相互作用を通じ、依存し依存される人間関係を培うことができると言える。例えばA子の場合、アルコール依存症の実父との生活が長く、実父の飲酒による気紛れな対応の中で生活をしていた。また、実母との生活経験は3歳までと短く、本人には実母の記憶さえなかった。衣・食・住という日常生活が保障されず、慈しみ・優しさといった母性的養育を受けずに成長したことが予想されたA子に対し、まず、気持ち良く目覚め、しっかりと朝食を食べ、清潔な衣服を身にまとい、元気に登校し、友人と遊び、勉強をし、楽しい食卓を囲み、入浴をし、清潔な寝具でゆっくりと眠る、といった日常生活をしっかりと提供することで、安心できる生活環境への依存を願った。さらに、女性職員は大人の女性モデルとなるように、言動・身のこなし方・生活技術等を折に触れ伝えていった。また、A子には年少児童の面倒やお手伝い等、生活参加の中で依存の相互性を伝えていった。

次に大切なことは、依存欲求に対して応えられること・応えられないことの境界を伝えていくこと、行為として許されないことは毅然として教えていくことである。A子には、一貫性のある対応を心がけ、逸脱行動に対しては社会のルールとして決して許されないことを、じっくりと話し合った。これは父性的かかわりといえる。ここでの対応のあり方が、依存から自立へと発展するか、または依存から退行となるか。重要な境目となる。

（3）部分信頼の醸成期

依存関係が成立し、施設職員に対する期待感を子どもに培うことができたならば、次は部分信頼を表明する時期である。これは漠然とした全面信頼ではなく、確実に子どもの行為一つひとつの事実に基づくものであり子どもの行動を理解するための労作が必要である。その努力によって子どもは施設職員が自分に関心を持っていること、理解していることを知り職員に対する信頼感も増していく。この相互作用におけるプロセスが信頼関係を作り上げていくのだと思う。

この頃になると、学校内や友人とのトラブルは多かったものの、A子の生活にも随分と落ち着きが見られてきた。それまでの生活の中で見出し、「感情の機微に優れている」「小さい子には親切にできる」「頼んだ仕事は、確実にこなす」といった信頼できる部分を伝えることで、「自分を理解してくれている」大人として、一歩ずつ信頼関係を培っていった時期でもある。ここでのかかわりは、愛情や優しさを基盤とした母性的なものが多かった。

（4）課題の提示期

部分信頼の絆が成立したならば、徐々に日常生活において発達課題の提示が必要となる。過去における不適切な養育により保障され得なかった発達上の課題に対し、アプローチを試みる段階である。

A子の場合、現実対応が多く、逃避として簡単で快適なものを得る傾向が強く、さらに、「周りの影響を受けやすい子」「周りに流されやすい子」であった。この状態は自我の未発達を呈するものと理解できる。そのA子に対して、交友関係を制限したり、

説諭をしたところであまり意味はなかった。必要なことは、A子が自分自身について考える機会となるように、本児の行動や出来事の意味づけを伝えること、また大切にされている自身を実感することで自分を肯定的に受け入れていく支援であった。望ましい自己評価を培うこと、これは換言するならば自分自身を受け入れることでもあり、A子にとって最も必要とされることであった。ここでのアプローチも母性的かかわりを基盤とすることが多かった。

事例より、施設養育における父性的・母性的かかわりを基盤に、子どもとの養育関係成立がなされていることが理解できる。そして、児童福祉施設という視点にたつならば、求められるものは母性的養育が主流であり、優しさや包み込む暖かさの中で育まれる感情交流を媒体に、養育関係が作られていくのだろう。その関係性を拠り所に、父性的かかわりも本来の機能を果たしていく。単なる枠づけをする怖い職員ではなく、大好きな大人、魅力ある大人として子どもの心に内在化することで、子どもは価値観や行動基準をその大人から学ぶのであり、子どもの成長・発達にとって大きな影響を及ぼすことが考えられる。養育を社会的役割とする児童養護施設にとって、非常に重要な点である。

4.まとめにかえて

家族とはその構成員である父・母・子が世帯を形成し日常の情緒的交流がある場としての家庭の機能を持つことを意味しており、その構成員のつながりが家族の基本と言える。それゆえ、家庭としての家族が持つ重要な機能は、子どもにとって非常に大切な意味を持ち、父親・母親の子どもの発達への影響として、多くの研究もなされている。しかし、家族に両親が健在していても親役割機能不全の家庭もあれば、一人親家庭であってもしっかりとその機能を果たしている家庭もある。これは、父性的・母性的かかわりの問題である。家庭の代替機能としての役割を持つ児童養護施設の責務は大きい。

さまざまな養護事情を抱えた子どもを受け入れ、子どもの権利保障の立場に立った養育の実践を考えた時、制度問題・職員の資質・職場の環境等さまざまな問題があることは歪めない現状とは思う。しかしこの条約批准は、日々の施設実践を振り返る一助となったのではないだろうか。一人の人間として生まれ、そしていずれ社会に巣立ち行く子どもたちを前に、児童福祉を担う私たちの役割を検証しつつ、子どもの持つ力を信じ、子ども自らが問題解決の主役として動き始めるよう、その「力」に気づくような援助を展開していくことが施設職員には求められてくるのだと思う。児童養護施設は、子どもの権利条約批准以前から子どもの最善の利益のために存在していたはずである。子どもたちが辛い過去体験を乗り越え、自らの人生を主体的に生きていくための生活の場として、その本来の意味・目的を遂行することが、施設生活における子どもの権利保障といえるのではないだろうか。

参考・引用文献
(1)庄司洋子、松原康雄、山縣文治編集（1996）:「家族・児童福祉」有斐閣
(2)柏木恵子（2003）:「家族心理学」東京大学版会
(3)永井憲一、寺脇隆夫（1994）:「解説　子どもの権利条約」日本評論社
(4)柏木恵子（1993）:「父親の発達心理学」川島書店
(5)河合隼雄（1992）:「子どもと学校」岩波書店

キーワード：**意見表明権**

意見表明権は、子どもが自分に関係のあることについて自由に意見を述べる権利であり、たとえそれをうまく言葉で表すことができなくても、自分が思い描いている考えや気持ちを真摯に受け入れてもらう権利である。児童養護との関連では、意見表明権は、児童養護施設等への入所や、施設等での生活の中で保障されるべき権利として、きわめて重要な意味をもっている。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

被虐待児にかかわる施設職員のSecondary Traumatic Stressについて

元・情緒障害児短期治療施設セラピスト　北野亜也子（きたのあやこ）

1．はじめに

ここ10数年来注目され続けている社会問題の一つに、児童虐待が挙げられるが、今なお虐待によって命を落とす子どもは後を絶たない。2000年10月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、政府は児童虐待の早期発見・早期対応および適切な保護に乗り出した。その対応の一つに、子どもの施設入所処遇がある。施設入所処遇は増加の一途をたどり、施設では虐待を受けた子どものさまざまな問題に直面することとなった。中でも子どもの生活を援助する職員との関係は、特に問題視されている。

Figley（1995）は、人は実際に身体的な傷つきや恐ろしい経験をしていなくても、そのトラウマティックな出来事を知ることによって、精神的に大きな衝撃を受けるとし、それをSecondary Traumatic Stress（二次的外傷性ストレス；以下、ＳＴＳと記す）と呼んだ。被虐待児と共に生活をすることでその子の人生の一部を抱える経験をする施設職員は、まさにこのＳＴＳにさらされているのではないかと思われたため、４年前に被虐待児にかかわる施設職員のＳＴＳについて、その特徴や程度を探る探索的研究を行った。その後筆者は、生活を直接援助する職員に加えて、セラピスト、教師、医師、看護師、栄養士がそれぞれの立場から援助を行う、定員54名で大舎制の情緒障害児短期治療施設に勤務することとなった。本誌では、その研究結果に加えて、筆者が実際に施設で働くことを通して感じた職員のストレスの様子とその対応について述べていきたいと思う。

2．研究結果

（１）調査対象と方法

西日本地区の児童養護施設および乳児院に勤務している施設職員に対し、質問紙での調査を行った。質問紙は、Figley（1995）によって作成されたＳＴＳを測るCompassion fatigue Self Test（共感疲労自記式テスト）を参考にして著者が作成した、被虐待児にかかわる施設職員の傷つきを測る27項目からなる尺度と、稲岡（1988）によって翻訳された21項目からなるPinesのバーンアウト尺度に対し、７件法で回答を求めるものである。被虐待児にかかわったことのある208名（男性49名、女性159名）を分析の対象とした。

（２）分析

傷つきに関する尺度の27項目と、バーンアウト尺度の21項目について、主成分分析法による因子分析が行われ、それぞれ３つの因子が抽出された。傷つきに関しては「被虐待児に対する心的反応」「仕事への意欲」「自己憐憫感」、バーンアウトに関しては「活気の低下」「充足感」「心身消耗感」の３因子である。さらに、これらの各因子において、男女間、職種（保育士・指導員）間、職場（児童養護施設・乳児院）間、施設形態（大・中舎制、小舎制・グ

ループホーム）間はｔ検定という分析方法によって、経験年数（タイプ１：２年以下、タイプ２：３年以上５年以下、タイプ３：６年以上10年以下、タイプ４：11年以上）、年齢（タイプ１：20～24歳、タイプ２：25～29歳、タイプ３：30～39歳、タイプ４：40歳以上）は、一元配置分散分析によって差を検定した。

（３）結果と考察

・傷つきに関する得点について

傷つきの程度に差は見られなかったが、男性よりも女性のほうが「自己憐憫感」が強かった。これは、女性性が心理的にも社会的にも受動的かつ内向的な方向で捉えられることが多く、よって何かストレスを受けた時、それを解消するのに、自分を憐れむというような、自己に向かう方法を頻繁に選択する傾向にあるからであると考えられる。

児童養護施設の職員のほうが、乳児院の職員よりも、より傷ついており、「被虐待児に対する心的反応」が高く、「自己憐憫感」が強かったのは、被虐待児の年齢が高くなるにつれて、かんしゃく、暴力なども激しくなり、加えて職員の感情を刺激するような暴言が見られてくるからであると考えられる。

小舎制・グループホームで働く職員のほうが、大・中舎制で働く職員よりも、より傷ついており、「被虐待児に対する心的反応」が高かった。これは、密接にかかわっている分、情緒的結びつきも深くなり、子どもたちの表出される感情に巻きこまれたり、振りまわされたりするからであると思われる。

勤務して３～５年にあたる、25～29歳の職員が、最も傷ついており、「被虐待児に対する心的反応」も高かったのは、援助者としての自信や熱意が出てくる頃に、被虐待児の理解しがたい言動によって、それが揺るがされるからであると考えられる。

・バーンアウト得点について

バーンアウトの程度に差は見られなかったが、女性のほうが「心身消耗感」が強かった。これは、被虐待児の多くは母親からの虐待であり、母親との関係に問題を抱えていることが考えられ、女性職員にそれを投影しやすいからであると思われる。

児童養護施設の職員のほうが、乳児院の職員よりも、よりバーンアウトしており、「心身消耗感」が強く、「充足感」が低かった。これは、被虐待児の年齢が高くなるにつれて、彼らの攻撃性は強くなり、こちらが一生懸命働きかけても彼らに安定の兆しは見られにくく、自分の無力感にさいなまれ、自信ややりがいを喪失していくからであると考えられる。

経験年数に差が見られなかったことから、本研究で調査対象となった職員は、新卒者の燃えつきとして特徴づけられているリアリティ・ショックから、生き残った人たちであると考えられる。

・バーンアウト得点の全体平均について

バーンアウトの全体平均得点は3.5で、これは、バーンアウトの警戒兆候が見られるという範囲に当たる。これは、被虐待児に対し、誠意を持ってかかわっても、彼らのもつトラウマは回復が困難であり、職員は無力感や裏切りを感じ、バーンアウトにおいて高いリスクを負ってしまうからであると考えられる。また、被虐待児の入所増加に伴い、心理的ケアが盛んに求められるようになったが、心理的ケアの意味や方法が浸透しているとは言いがたく、そこに葛藤が起こり、それも要因の一つではないかと考えられる。

３．現場で感じた職員のストレスについて

上記の研究より、職員がストレスを感じるのは、子どもとの関係性においてであることが明らかになった。実際に施設で働き、研究結果は現場で問題となる職員のストレス状況と一致していると実感し

た。さらに、虐待を受けた子どもやその保護者とかかわって思うことは、養育者との間で幼い頃から繰り返されてきた歪んだ関係のパターンが、子どもの人格形成や、他者とのかかわり方にそのまま反映され、大きな障害をきたしているということであり、突然の被害によって抱えるトラウマよりも、根深く、複雑であるということである。以下、これらの視点から、現場で感じた職員のストレス状況について述べたい。

・子どもに気持ちが伝わらない

子どもが問題行動を起こした際に、子どもに、これ以上自分自身を傷つけるようなことをしてほしくないという痛切な思いを真剣に伝えても、深い傷つきによって、自分が他者に大切な存在として扱われるだけの価値ある人間だと実感できない子どもには、かたくなに反抗的態度を取り続けたり、理解していない表情を示したり、話を受け流したり、その場では理解した様子を見せてもまた同じことを繰り返すといった現象が見られる。この時、職員は自分の思いが伝わらないことに苛立ちや無力感、激しい怒りといった感情を持ち、大きなストレスにさらされると思われる。

・子どもからの暴言、暴力

被虐待の子どもの特徴として、自分の中に沸き起こる怒りや不安といった感情や自分の欲求を適切に処理することがむずかしく、職員への暴言、暴力となって現れることが挙げられる。この特徴は年齢に関係なく、子どもの心の状態によって起こるため、職員は自分よりも体が大きく力も強い子どもから攻撃を受けることもあり、子どものこの言動をどう理解し受けとめたら良いのか分らないという混乱、いつまたやられるかという不安、恐怖、こんなことにいつまで耐えたらいいのかという被害感や怒りを持つことになり、精神的にも肉体的にも大きく傷つくこととなる。しかも、自分の感情や欲求を暴言暴力で表現することが当たり前の世界で育った子どもが、そうではない適切な方法を身につける過程においてはかなりの時間がかかることが予想され、指導しても子どもが同じことを繰り返すといったことが起き、そういう行動にもストレスを感じると思われる。

・子どもをコントロールできない

日本の児童福祉施設では、職員の不足はどこでも深刻な問題であり、実質１人の職員が見る子どもの数は10人を超えると言われている。そのような状況の中で、日常生活をこなしていくためには、子どもをコントロールする技量が問われ、それは目に見えやすく、周囲からの評価の基準にもなりがちである。しかしながら、虐待を受け養育者との間に適切な愛着関係を築けなかった子どもは、職員との間にも愛着関係を築きにくく、行動化によって職員から被害感や怒りといった感情を引き出し、子どもを避けたり、あるいは威圧的に支配しようとする関係を職員に取らせる。職員はこういった関係の中で自分のコントロールが及ばないことへの疲弊感を感じ、周囲から技量不足と低く評価されているのではないかと落ち込み、どうしたらよいのか分からないことに悩み、孤立感を感じることになり、ストレスを抱えると思われる。

4．ストレスの対応について

こういった、ストレスの状況を改善するためには、以下のような視点が必要であると思われる。

・子どもの発達心理理論を知る

子どもがどのような心の発達をたどり、どのような行動を身につけていくのか、その発達段階でつまづくと、どのような障害が子どもに起きるのか、それを理解することは、これまで得体が知れず、理解

不能であった子どもの問題行動の意味がわかり、自分の中の不安や恐怖、怒り、被害感といった感情を処理することができ、子どもにどのように対応していけばよいか、前向きに考えることができるようになると思われる。

・心理職員を利用する

しかしながら、自分の見ている子どもがどのような心の状態にあるのかを知るには、日常生活のかかわりだけでは分かりにくいことがある。その心の状態を知り、そこに治療的に深くかかわっていくのが、心理治療である。そこで分かった子どもの心の状態について心理職員に説明を求め、子どもへの対応法について一緒に検討していくことで、子どもへの対応をより個別的で具体的なものにすることができると思われる。

・子どもと職員のワークスルー

子どもへの個別的で具体的な対応を行っても、それがすぐに効果をあげるとは限らない。それどころか、同じような問題行動を何度も繰り返し、逆に悪くなっていっているのではないかと感じることもあれば、こちらもまたふと気がつくと、激しい怒りに突き動かされたり、被害的な気持ちになって行動したりすることも多く見られる。そのような状態に戻ったとしても、あきらめることなく対応を行い続けることで、行きつ戻りつの状態を何度も繰り返しながら、子どもも職員も安定した行動を身につけていくと思われる。しかしながら、職員が自分と子どもの関係が今どのような状態にあるのかを自らだけで気づくことは大変むずかしく、自分の対応に自信を持って行い続けることもむずかしい。そのためにも、子どもの発達心理理論や養護に精通している外部の人間に、スーパービジョンを受けることが、大変重要であると思われる。

・組織の枠組みを強化する

職員が安心して子どもの対応に向かうためには、施設が子どもにとってどのような援助が大切であると考えているか、子どもたちの問題に対してどのような姿勢で対応しようと考えているか、はっきりとした枠組みを持っていることが大切であると考える。そうすれば、職員はみんなで同じ姿勢で援助していることで安心でき、子どもの対応で困った時、誰にどのように相談し、一緒に考えてもらえればよいかがわかるため、職員を孤立させずにすむと思われる。そしてそれは、子どもの安定にもつながると考える。

5. おわりに

子どもにとって、自分のことを一緒に考えてくれる大人との出会いは、子どものその後の人生に大きく影響を与えるほど、大変貴重な経験であることを短い時間ではあるが、施設で働くことで実感した。職員がストレスにつぶされることなく、子どもとの出会いを大切にはぐくむことができる道を考えていくことは、大変重要なことであると痛感している。

引用・参考文献

(1)弓削亜也子　2001「被虐待児に関わる施設職員のSecondary Traumatic Stressについて」(修士論文)

(2)Figley C. R. 1995 Compassion Fatigue :Coping with secondary Traumatic stress and disorder in those who treat the traumatised. Brunner/Masel psychological stress series, No23

(3)B. H. スタム(編)　小西聖子、金田ユリ子(訳)　2003「二次的外傷性ストレス－臨床家、研究者、教育者のためのセルフケアの問題」誠信書房

キーワード：Secondary Traumatic Stress
(二次的外傷性ストレス)

親しい間柄の者がトラウマとなる出来事を体験したことを知ることにより、自然に必然的に起こる行動や感情。トラウマを受け、苦しんでいる人を支える、支えようとすることにより生じ、家族や友人だけでなく、メンタルヘルスの専門家やその他援助者もこのストレスで傷つきやすいとされている。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

子どもの行動化とそのコントロール

横浜市立大学医学部付属病院
小児精神神経科部長　竹内直樹（たけうち なおき）

1．はじめに

子どもの問題、とくに大人や社会を攻撃する行動は、昔から世間の関心が高く格好の話題になりやすい。大人は誰しもそれぞれの胸の内に子ども観がある。少年事件が相次いだ。その衝撃で子どもへの日ごろからのもやもやした違和感が結晶化して不安になる。その動揺を打ち消すために、少年事件の因果を求めたり、慰撫するかのように、テレビを数日見ては、家庭でひとしきり話題にする。しかしほどなく関心が他のことに移り、やがて事件は風化するように幕を引く。この一連の反応は事件や子どもに関心を集めているようで、その子ども自身や事実に実際には出会えていない。

子ども問題は、それぞれの地域でのさまざまな子どもたちの問題の寄せ集めであり、ひとくくりにはできない。それらに特効薬や解決策はないことを歴史が教えている。そして一挙に解決をはかる方策が叫ばれるときは、社会が不安になり高まる危機感を反映しているに過ぎない。

子どもの問題で煮つまったときには、一面的な強調や、短絡化した対応がとられがちになり、生活圏全体からみてバランスを逸した、局所的で単眼的な見方に陥りやすい。子どもを養育する施設・学校では、職員の感情的な反応を避け、ある距離をもった安定した関与が必要である。継続は力であり、継続的なかかわりがむずかしくなったという職員の感情を早めに共有できる関係と、当人への非難よりも先に、他の職員が問題に関心を寄せられる雰囲気をつくりたい。

2．行動化が問題行動と見なされるとき

行動化という言葉は本来、治療者との関係性のなかで生じた葛藤が言語化されないままに行動で表されることを指す。しかしここでは周囲にとっての困った問題行動と同じ意味で使っている。常に配慮したいことは誰にとって問題かという視点である。

小学校教員から伺った話である。「90年代頃から、問題に対しての集団力がやせ細ってきた。問題を起こす子どもそのものは変わらないし、問題行動が増えたわけでもない。小学校の学級内でリーダーシップを担う児童が減り、問題の子どもへのかかわりを他の子どもたちは避け出し、教員のみの指導力に依拠するようになった。集団登校は高学年の負担感でむずかしくなってなくなった。職員も同じで、職員を支援する連携がやせ細っていった。学年ごとに学級編成を新たにしたのも、担任の任期を１年制に変えたのも、担任の負担感を軽くする意味あいが多い」。

問題行動を起こす子どもに対して、周囲の子ども集団がバッファーとなった役割が消え、逆に問題行動にイライラ感が募って連鎖し始めているようだ。問題行動が注目されるのは、学校内の集団のもつ許容力が狭まっていったことと関連が深い。ここでの

集団は子どもだけではなく、職員や保護者をも含んでいる。個人レベルの行動化もあるが、さらに関係性が影響をしあっている。問題が顕在化したときに、ふだんからの関係性の検討、そして新たな二次的な関係性の検討が迫られる。

3. 問題行動で社会と出会う

施設内における問題行動も、施設の雰囲気との相性や許容度の問題が大きい。地域にあっては、子どもの試行錯誤として許されるべき程度の問題でも、病院、学校、施設などの管理的な体制をとらざるをえない構造では、支障をきたして問題視されやすい。養護施設内に措置された子どもが脱走をくり返し、問題行動とみなされていたが施設を転居して、心機一転をはかって消えたこともある。

施設のシステムを変えていくために、外部のさまざまな社会やサポート資源、例えば警察、司法、医療、自助グループなどと子どもが出会っていく機会をつくる支援が必要である。職員は施設内のみに限局して対処を考えがちではあるが、自己完結的にばかり考えずに、児童相談所を含めた外の地域へ発信していくことが必要である。言いかえれば問題行動にその場の「火消し」的な対応が専らになり、問題を引き起こした子どもが、さまざまな名目で排除され「一件落着」とされるときには、施設内で重要な役割を担った知恵は残らなくなる。問題視された子どもをフォローしていくシステムが作られない限り、そして後日談から学ぶ姿勢がないときには、施設のシステムは更新されないままで、似たような問題をくり返しやすくなる。既存のシステムに対する異議申し立てとしての行動を、問題行動に転化してはならない。

4. 衝動的な行動とは何か

乳幼児の場合には内省力が未発達のために、不快感は全身を使ったかんしゃくとして発作的に生じる。号泣し物に当たって身体内部からの不快感を発散するが、かんしゃく時には些細な刺激ですらも興奮を持続させる。かんしゃくと近縁なものが衝動行為である。衝動行為は自己コントロールが働かないで直接的に行動で現われるものである。自己コントロールを逸した背景にある、不快な感情の存在に注目したい。日ごろからの負荷が限界点に達して、一挙に爆発させるような「窮鼠猫をかむ」パターンである。平素の対処行動の下手さが問題になる。

生物学的レベルの脆弱性としての衝動性もある。情緒が揺れやすいために、些細な刺激で翻弄されやすく、被害的な持続した気分のもとでイライラしやすい場合がある。また通常とは異なる対人関係様式で仲間と軋轢を起こす発達障害圏の唐突な行動がある。これらは縦断的に生育歴を追う必要がある。10歳以前より孤立して反社会的行動をくり返す行為障害では、生物学的な気質のかたよりや、遺伝負因との関連性の指摘もあり、医療との連携も必要になる。

5. 問題行動を子ども自身はどのようにみているか

事件の真相究明は、子どもと出会う機会の一つである。子ども自身が自分の問題行動を善悪ではなく、どのような態度で説明するかに注目し傾聴したい。職員が事件そのものを目撃することは少ない。事件後すぐに子どもに動機や因果関係を求めても、他人を一方的に非難する場合もあれば、話題にするだけで被害的に受けとって押し黙ることもある。感情が落ちつくのが先決である。事件が言葉化される過程で、子どもも周囲が見え始める。聞く人がいて心の整理が初めてできる場合がある。ただし事件の誘因はわかっても、行動に転じた直接的なものは不明で

あることも多い。内面はさまざまであっても、行動は非特異的であり、くり返しのパターンをとりやすい。これも乳幼児のかんしゃくを思い出せばよく理解ができる。

臨床の場で特異な衝動性を経験することがある。誘因から数日後を経た衝動的な暴力は、そのときの怒りを不意にイメージ化しとらわれてしまっての結果で、過去の恨みなどが一挙に噴出することもある。また興奮して事件を全く覚えていないと主張する場合もある。意識障害の状況ではありうるが、実は滅多にはない。時間をかけて聞いていくとキレギレに断片的に記憶がよみがえるときもある。精神病圏内に特徴的な「させられ体験」のように、他の人格のようなものが心の中に侵入し、自分の意志とは違った行動をとってしまったということもある。

内面を共有していく過程こそが重要である。行動化のあとの反省文を形式的に書かせることも多いが、心の理解にはあまり役に立った経験がない。動機は大人の修正・翻案を経た後に、子どもの真意とみなされがちである。動機が判っても、それが今後の抑止力には意外に結びつかない。理由づけよりも、子ども自身が行動をどの程度客観視できるかという意味で、言葉化できるかどうかが重要である。

しかし子どもでは限界があることにも留意したい。大人に気に入られようとして、子どもは目の前の大人が欲する言葉を語ってしまう。子どもは生き続けることに関しては、ある意味では貪欲であり融通無碍である。子どもの言葉は状況で変化しやすく、ときに政治的な革命のなかで、権力側はそこを巧みについて、親を告発する「革命的な」子どももいたほどである。事例検討で紹介される子どもの言葉は、大人たちの記憶に残った言葉の文脈であるにすぎない。表情や態度のほうが雄弁であることは経験的には知られている。さまざまな生活の場所で、子どもの情報を集めていけば、コントロールを逸する場合もあれば、可能な場面もある。その子どものパターンを把握すれば対応につながるものである。

医学の立場から考えた場合の危険性を付記する。てんかん、フラッシュバック、多重人格、解離、易怒性、などと専門用語を念頭に置いて、誘導するような面接をしたときには子どもの心と出会えない。また虐待されて育ったから関係性が育まれないという心の傷（トラウマ）仮説で解釈を急ぐことも、実際の子どもの気持ちを検証することにはならない。理解にはほど遠く、レッテル貼りに終ってしまう。

6．行動と発達課題

就学前に行動化に結びつきやすいものでは、生活圏のなかの負荷であり、発達の遅れ、特に言葉の後れ、かんしゃくなどの過敏さ、固有のこだわり、多動・活発な気質などがある。また発達に偏りがある場合には、高い要求水準で周囲は期待して、達成できないところは怠けとみなされやすい。育てにくい、愛されにくい気質の乳児は、1割くらいはいる。

就学後は学校生活からの影響が大きい。学力に現われる課題、同年齢の仲間関係での葛藤も生じる。学級・地域の教育力など社会の許容力も試される。地域のなかで暮らすことがむずかしい事例もある。問題行動によって施設入所になるきっかけにもなる。子どもの問題よりも、大人の思惑などで生きる場所が左右されやすい。とくに性的な問題行動の場合には、周囲の反応が感情的になり、地域で生きられない状況になる。生活圏が変わっても、人との関係性は継続されるようにしたい。刹那的な関係のみで生きるのは、自己コントロールの育成のうえでも不利である。仲間との親密さも重要になる。集団で遊んでいるようにみえても、仲間内では葛藤が生じ孤立する場合もある。

家族か、学校か、子どもの病理かと原因を追求する前に、支援者皆が一同に集まって、情報を共有することが先決である。ステレオタイプの子どもの見方を動かしていくことが必要となる。

7. 問題行動への対応

（1）**さまざまな社会と出会う経験**：行動化はさまざまな社会と出会う窓といえる。子どもは狭い社会に生き、自己評価を低く思い込みがちであるので、さまざまな人と出会う経験の機会を与えたい。

（2）**さまざまな居場所の地図作り**：安心できる人・時間・場所を複数確保したい。他者が子どもにかかわることによって、初めて子ども自身が安心できるものを発見できる。

（3）**ただ遊べること**：遊びは心の回復過程にはかかせない。さまざまな遊びの発見の支援。ひとり遊びも重要で仲間遊びを強いてはならない。そして世話や遊びは関係の礎になる。人を動かすのはドラマよりも、日常的な平凡なやりとりなど、忘れてしまいがちなことに負うことが多い。感情の交流は世話や遊びの中で生じる。

（4）**小さな希望と貢献できる役割**：誕生日、正月、外出などに希望を見出せること。ささやかな生きがいや、明日会いたい人は生きるための力である。他人の役に立って誉められる経験は良薬を凌ぐ。大人はその機会を配慮する。

（5）**学校との連携**：学校の影響は子どもの生活圏では大きい。連携は問題行動以外の面でも必要。学力や休み時間の状態を把握する。学力で孤立感や負担感を強いられる子どももいる。インテグレーションを考えるには、学級の雰囲気を知り、得手・不得手への関心が必須である。

（6）**要求水準の調整**：子どもへ求めること、守るべきこと、絶対に避けたいことなどは明確に具体的に。長い時間経過で達成を見守る。できないことを執拗に迫ることは酷である。また甘え上手か下手かの視点も必要である。負担感や愚痴が言える人が一人いるだけでも貴重な経験になる。非行や行動化とは別に、子ども自身そのものが認められる経験は、それだけでも尊い。

（7）**外に開かれた養育**：地域社会と離れて、一人で抱え込んだ養育は破綻しやすい。安定した恒常性が求められ、その中で変数を探す努力が必要。

（8）**周囲への配慮**：生活する仲間の雰囲気の影響は大きい。周囲の仲間に我慢を強いても、やがては限界がくる。周囲の子どもを抑える指導よりも、不満を言語化することが、生活圏を安定させる。

（9）**薬物治療の導入**：向精神薬の導入もときに視野にいれたい。薬は万能ではないので、子どもにもわかる形で説明をする。「悪い子」であるから「飲む」のではない。ハレモノにさわる関係を断つ意味で薬物治療は優れている。また安定した気分と睡眠を確保するためにも、薬物は有効である。一定時間続く気分と睡眠リズムは心のバロメーター。中高生では気分の易変性で自己コントロールを逸しやすい。場所や人など状況による変化と鑑別したい。睡眠はリズムと質の検討が重要である。

8. おわりに

行動化が続くときには、試行錯誤のために時間を要する場合が多いが、その親には大変な負担が強いられる。学校では担任が、施設では担当の職員などが、子どもと同一化して周囲からも孤立しがちになる。子どもを支援する大人こそが支援されなければならないが、逆にそのかかわりが問題視されて、被害的な心情に陥りやすい。そのためにも子どもと共に生き、子どもと関係するパイプは多いほどよい。その情報を子どもに知らせて、子ども自身が選択する権利ができる。また子どもの相性や経過もあるので、さまざまなかかわりを保障することが必要である。

キーワード：**行為障害**

攻撃性や反社会性を特徴とし、18歳以下に診断する操作的な病名である。非行と似るが、他人の基本的権利または社会的規範・規則を侵害することが反復し持続する行動様式の群である。1980年（DSM－Ⅲ）に登場し、1997年神戸児童連続殺傷事件で流布された。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

施設養護における子どもの行動化への対応―児童養護施設の場合

至誠学園　主任指導員　国分美希（こくぶみき）

1.はじめに

児童養護施設には、児童虐待をはじめ、親の死別や長期入院、離婚あるいは養育放棄、精神疾患、アルコール・薬物依存等、人生早期から劣悪な環境に置かれてきた生育史を持つ子どもたちが増えています。親と離れて暮らすことは子どもにとって極めて危機的な状況であるだけでなく、直接・間接的に虐待を経験した子どもの抱える心理的問題は大きく、情緒・行動面及び人格形成に深く影響を及ぼしています。

このような問題を抱えた子どもの急増により、従来の施設の養育機能では対処しきれず、子どもたちのさまざまな行動化を伴った言動に施設の現場は、振り回され、施設の養育環境自体が、安全で安心できるものでなくなっている現状にあります。現場の職員も、このような状況の中で疲弊し、頭を抱えながらも、傷ついた子どもたちの心をどのように理解し、受けとめ、癒していけるのかを懸命に模索しています。少しづつですが、このような子どもたちへの援助に、「養育」プラス、心の傷を癒すための「治療」という視点が必要であるとの認識が広まり、実践され始めています。そのプロセスには、大人との信頼関係をいかに築いていくかが重要なテーマとなりますが、愛着の問題を抱えている子どもたちには、従来のような受容や愛情だけで、子どもとの関係を築こうとして、欲求に応えているうちに、子どもの要求がどんどんエスカレートして、著しい退行状態に陥ってしまうことも起こりやすくなり、かかわる大人を時にたじろがせ、言い知れぬ不安や無力感、自信喪失感などで疲労困憊させてしまいます。

このような状況は、職員間での批判や攻撃を起こしかねないことになり、相互に不信感や被害感を生む結果にも繋がり、施設内での二次的虐待環境を生む危険性もはらんでいます。

虐待や不適切な養育環境で傷ついた子どもたちが、大人への信頼を取り戻し、安心して生活できる環境の中で、将来への希望や夢を膨らませ、自立していくためには、私たちは今、何を大切に援助を進めていくべきなのか、「子どもの最善の利益」を護るという権利擁護の視点から、考えてみたいと思います。

2.子どもの権利とは

1989年国連採択の「子どもの権利条約」は、これまでの子どもを保護の客体としてみる姿勢から、権利を享有する主体、行使する主体としてみる積極的な児童観へと前進しました。「子どもの権利」とは、大人と同じように人間として尊厳を有する社会の構成員として扱われるべきであるという意味であり、単なる「わがまま」や「好き勝手」を肯定する意味ではないことはいうまでもありません。これに従い「子どもの最善の利益」が唱えられるなか、「権利」という言葉がキーワードのように使われています。

2002年に厚生労働省の監修で発行された『子どもの権利を擁護するために』の中に、子どもの権利擁護は、自分が大切にされていることを実感する過程であり、他人を大事にすることを認識するための過程でもあると書かれています。施設に入所してくる子どもたちは、これまでの経験から、親や大人から充分に「大事にされている」「護られている」「愛されている」という実感を持てず、むしろ内心では「なぜ、親は自分をこんなにも痛め続けるのだろう」「なぜ自分を生んだのだろう」「親から愛されないのは、自分に何か悪い所があるからだ」と感じ、著しく自信を失っていたり、不安や怒りに苦しんでいます。このような葛藤を抱えた子どもたちが、施設の生活の中で見せる癇癪行動や暴力的な言動、万引きや性的逸脱行動、不登校や自傷行為などを問題行動として、短絡

的に「子どものわがまま」「自己中心過ぎる」と捉えることはできないだろうと思います。

1999年に東京の施設の子どもたちに配られた『子どもの権利ノート』には、子どもへのメッセージとして「あなたは、この地球に生まれた、なにものにもかえることのできない一人の大切な人です。あなたは、幸せに育っていく権利をもって生まれてきました。たくさんのやさしさや思いやりなどにあふれた、豊かな心があります。いろいろなものに挑戦することのできる大きな力を持っています。（中略）みんなが平和で豊かな社会でくらせるように、あなたも、私たちといっしょに考えてください。あなたの力もかしてください。」と書かれています。一人ひとりの子どもが「自分は大切な存在である」ことを実感し、「自分には、人を愛し、共に支えあえる力がある」という自分の可能性を信じられるように、大人は子どもに力を与え、護っていきますよというメッセージです。このメッセージを具現化するために、今、施設の現場で起きている子どもたちのさまざまな行動化の現状を考えながら、そこから見えてくるものを考えてみたいと思います。

3．子どもの行動化の現状

子どもは、一人では生きていけず、環境に依存して育ちます。施設に入所してくる子どもたちは、何らかの形で大人に裏切られ、痛めつけられた体験を持っています。大人を信じたい、頼りたいと思っても、これまでの心の痛み、体の痛みは、そう簡単に消えるものではありません。誰も本当は信用できないと思っている子どもは、情緒不安定であり、対人関係が上手とは言えません。とりわけ、被虐待体験を持つ子どもたちの多くは、愛情飢餓、見捨てられ感、欲求不満耐性の低さ、大人への不信感が強く、基本的信頼感が形成されていないため、日常の生活場面の各所でそれまでの大人との関係で身につけた行動パターンを再現しやすく、大人の怒りを引き出す行動を繰り返したり、要求をぶつけては思い通りに動かそうとしがちです。また、他の子どもたちへの挑発やからかい、攻撃は相手が怒り出すまで執拗に繰り返されます。その行動を制止したり、注意しようものならば、途端に、物が飛び、パンチや蹴りが繰り出されます。このような言動から、子ども間のトラブルも絶えず、友達関係もうまく築けません。学校での適応にも当然問題が噴出してきています。

当園でも1997年の園舎改築の頃から被虐待体験を持つ子どもの入所が増え、これまで抑圧されてきた親や大人にぶつけられなかった怒りを、周囲の人間に暴力を振るうことや物に当たり散らして晴らそうとしている場面に多く出くわします。新築のはずの室内は、壁やドアに穴があき、食卓の椅子やテーブルが次々と投げつけられたり、上等のソファも数年後には、無残な姿を曝しました。少しでも気持に潤いが持てるよう花やインテリアを飾ると、癇癪を起こした子どもの絶好の標的になってしまうため、危険と思われる物は次々と片づけられ、閑散とした室内のホームも出てくるほどです。

中でも幼児のA君は、幼い体のどこから出てくるのかと思うほどのエネルギーに巻き込まれ、振り回される周囲の職員や子どもたち。リビングを自転車で走り、並んだおかずを踏みつけながら食卓の上を歩き、スープを口に含んだかと思うと職員や他の子どもの顔に吹き付ける。制止したり、注意したりしようものなら、投げつけられる椅子やビデオデッキ等々。割れて飛び散るガラス。A君の暴れる姿は、A君の傷ついたむき出しの心の姿そのもののようでした。担当職員は、生活の秩序やルール以前にA君や他の子どもたち、そして自分たちの生命の安全をいかにして護るかという問題に直面させられました。

高校生のB子さんは、幼児の頃、母親から「あんたには会いたくなかった」との言葉を今でも忘れていません。親から受け入れらない怒りを自分の身体を傷つける自傷行為という形で、ぶつけてきました。担当職員が自分の要求を後回しにし、幼児の子どもの世話をしていると、自室でそっと手首を切りました。「あたしを受けて失敗した？」「あたしなんていない方がいいんでしょ」「ずうっといられる場所が欲しいよ」転々と措置変更されてきたB子さんの心の居場所を求めての叫びが、体の傷跡として幾つも残っています。B子さんの命をいかにして護るか、担当職員もホームの子どもたちも緊張の日々を過ごしました。

中学生のC君は、軽度の発達障害を持ち、幼児の頃から周囲の環境にうまく適応できず、母親の子育てをむずかしくしていました。その苛立ちが虐待を生み、兄弟の中で、C君だけが施設で暮すことを余儀なくされました。母親の状態が改善されず、長期化する施設の生活に、親や兄弟にぶつけられない怒りが、施設の年少児や職員に暴力という形で向けられました。そして、C君の暴力の対象になった子どもたちの怒りが、他の子どもや職員に

向かい、ホーム全体がC君に気を使いながら、情緒的にも不安定な状態が続きました。

このような行動化の激しい子どもたちが増え、彼らの攻撃の対象になってしまう子どもたちや職員、また彼らの対応に追われ、充分に手をかけられずにいる子どもたちの存在も見過ごせません。目の前にいる子どもたち、一人ひとりの最善の利益を見据えた援助を考えながらも、施設の集団養育の中では、時にどちらかの子どもの利益を充分護りきれない状況を作ってしまう現状に、職員自身も傷つき、先の見えない毎日にストレスが募り、職員間の関係も時にギクシャクしてしまう悪循環もみられます。安全で安心して暮せるはずの施設の養育環境が混乱に陥る危険性をはらんでいます。このような状況を打開するためにはどのようなことができるのでしょうか。

4.子どもの行動化への考え方

不適切な養育環境や家族からの分離、喪失体験は、子どもたちの心に大人への信頼感や人との愛着形成にさまざまな傷つきを与え、乳幼児期の心身の発達課題を未解決なまま残してしまいます。そのために子どもたちは、対人関係上のさまざまな困難や知的発達、攻撃性や多動など行動上の問題を引き起こす結果にもつながっています。施設に入所しなければならない現実、家族や親しい人、慣れ親しんだ家や物との別れの寂しさ、他人同士の関係の中での集団生活への不安、この生活がいつまで続くのか、これから自分は誰を頼りに、どのように生きていけばよいのか、先の見えない不安を考えると、子どもたちの心の中に漠然とした不安や怒りが渦巻いているであろうことが推測されます。このような子どもたちの心理的特性に気づかないでいると、子どもたちの衝動的で攻撃的な言動に巻き込まれ、怒りが芽生え、自らも支配的になりやすく、子どもの暴力を大人が威圧的な言動で抑えようとしてしまいます。結果、子どもは無力感を感じるだけでなく、「力」で問題を解決することを再び学習してしまいます。それは、いずれ、仲間関係や子育ての中で同じ行動として表れ、「世代間連鎖」を生む危険性を持っています。

まずは、子どもの問題行動を前にして、彼らが言葉にできない気持ちを行動の背後に訴えていることを汲みとる努力から始めることではないでしょうか。彼らが抱える問題がどこからやってくるのか、器質的問題なのか、環境に問題があるのか、あるいは家族の問題で苦しんでいるのか、職員間での子どもの見立てを共有すること、時に児童相談所や医療機関の力を借り、子どもの状態を測るアセスメントを求めることが必要だと思います。それにより、年齢不相応の退行も必ずしも否定的に捉えず、発達課題を遣り残した年齢に返り、そこから育て直すという側面もあることを知ることができます。また、子どもの発達状況を知ることにより、子どもの中に何を育て、育つためにはどのような適切な条件や環境を整えることが必要なのか、仮説も立てられます。それを元に、子どもの良い面、潜在可能性に着目しながら、自分や他人を傷つけずに自分の気持ちを表現する適切な方法を子どもと一緒に考えていく姿勢を示すことができます。言語化できる時、そうできない時の非言語的メッセージをどのように大人が受けとめ、応えていけるか、子どもの試しや挑発的な言動は、彼らが周りと繋がりを求めているサインと捉え、その意味を適切に理解していけると子どもとの繋がりを深める糸口になるのではないでしょうか。

A君やB子さん、C君へのかかわりも彼らの苦しさや不安を受けとめることから始めるとかかわりの内容が変わってきました。彼らの行動化がすぐに改善されたわけではありませんが、大人が行動化を止めさせるのではなく、子どもがその行動を起こす意味や必然性を少しずつ理解できるようになり、そのような行動をとらないためにはどうすればよいのか、子どもと話し合える関係が担当者との間に生まれてきました。そこから、生活する上でのそれぞれにあった一定の枠を保持するという方法も可能になりました。また、どんなに小さくても「暴力」は許さないという毅然とした態度で臨み、人を傷つけることは相手だけでなく結局は、自分をも傷つけることになってしまうということを繰り返し伝え続けました。自分の身体を傷つけるという行為にも「どんな理由があってもここでは絶対に許さない」と伝え続け、B子さんの命を護るため、医療機関の力を借り、入退院を繰り返しました。現在の施設の機能では、限界を超えた援助でしたが、退園後も多くの人の力を借りながらも何とか一人で暮しています。

彼らの援助を巡っては、職員間の不協和音も時に起こりました。その度に、幾度も協議を重ね、職員同士で弱音を吐いたり、支え合いながら、児童相談所や医療機関の力を借りていきました。チームだけではなく、機関同

士の連携の必要性を強く感じます。

子どもたちは、これまで受けてきた傷の深さに応じて、怒りや悲しみ、不安や恐怖、悔しさや諦めなどを心の奥にため込んでいます。先に進むためには、まずそれを吐き出すことから始めなければなりません。そのためにも、些細な良い点を見逃さずに誉める、認めながら、根気よく支持的態度を取り続ける。できることとできないこと、してよいこととしてはいけないことを明示しながら、子どもに大人の意図、意味をきちんと伝える作業も必要です。そして、子どもの言い分もきちんと聞く姿勢、大人が、子どもの話を「聴く」という姿勢が大切だと思います。「聴く」ことは、相手の言葉をしっかり受けとめ、認め、理解するという能動的な行為です。自分の話に聴き入ってもらった体験の乏しい子どもたちにとっては、あるがままの自分の存在を認めてもらうことにも繋がります。これまでのさまざまな経験や現実を子どもがどのように受けとめているのか、親のことをどのように胸に納めているのか、自分の力・興味関心など自分自身をどのように受けとめているのか、どのような自分でありたいと思っているのか、大人になること、自分の将来をどのように考えているのか、心の支えとしている人や物があるのかなど、子どもたちが抱えている不安や希望を大人にしっかり受けとめてもらえると実感できると、子どもの言動は多少の揺れはあっても次第に変わっていきます。厳しい現実を子どもがしっかり受けとめ、その子なりの自分らしい生き方を見出す作業を大人が見守り、必要な時にしっかり支えるのが大人の役割だと思います。

どの子どもにとっても、施設が唯一の生活の場であり、他に逃げ場がない現実があります。一人ひとりの子どもは、その瞬間を、取り戻しのできない人生を歩んでいることを心に留めておきたいと思います。

しかし、施設の養育環境の中で、取り組める最大限の援助を工夫しても、本人自身や他の子どもの安全を護れない状況の時には、子どもの行動化を抑制し、子ども自身の安全を確保するために、児童相談所の一時保護所や医療機関への入院など、枠のある環境へ、子どもを保護し、アセスメントを求めることが必要だと思います。

5. おわりに

現在、児童養護施設には、被虐待体験や不適切な養育環境の中で暮らしてきた子どもの入所が増え続けています。言葉で自分の気持ち、感情を伝えることが苦手で、暴力などの行動化でしか自分の感情を表現できない子どもたちが、心を開くのには「時」が必要であり、「愛」を伝える技術が必要とされます。しかしただ、待っていれば、その時が訪れるわけではなく、日々の生活の中で、大人が子どもの抱えている問題を「一緒に悩む存在」となることで、問題の即時解決はあり得なくとも、その問題を共有し、共に苦しんでくれる存在を得ることで、子どもたちは、自分という存在が受け入れられていることを感じ、大きな安心感を得て、次第に子どもの心を動かす成長変容のきっかけとなっていきます。

近年、施設の養育にも、心理治療的な援助が必要とされています。子どもたちが抱える問題に違いはあっても、子どもがもう一度、傷ついた心を癒し、育ち直す場として、施設の養育環境が法制度の改善や職員数の増員だけでなく、彼らを抱える環境に治療的養育機能を持たせていくこと、そのために私たち職員が、心理的な問題を抱えた子どもへの理解と援助方法をより深めていく研鑽が必要とされています。

施設で生活しながら、子どもたちは、その傷つきをいろいろな形、場面で表現してきます。大人に聴く姿勢、理解しようとする姿勢がないと、せっかくの子どものサインを見逃してしまいます。そして、子どもたちもまた大人の器の深さをしっかり見定めながら、サインを送ってきます。一人ひとりの大人が、子どもの存在をどのように考えているのか、彼らとかかわるなかで、大人自身の生きる姿勢が時に子どもたちによって、しっかり問われているような気がします。そして、人は過去に受けた傷は消えることはなくとも、傷を抱えながらも自信を持って生きる可能性が持てることを信じ、その力を与えることが、大人が子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益を護るということに繋がるのではないかと思います。

キーワード：**治療的養育**

虐待や不適切な養育体験から、情緒的問題や行動上の問題を抱える子どもが急増し、これまでの生活技術の習得やしつけに主眼を置いた養育から、問題を抱えている子どもたちの心のケアに目を向け、心理治療的な視点を取り入れた養育。日常生活の中で、子どもが起こすさまざまな逸脱行動や症状は、子どもが抱える不安や怒り、愛着形成に起因し、現実と離れた心理療法に頼るだけでなく、生活場面で子どもとかかわるケアワーカーが子どもの抱える問題に治療的にかかわることで、子どもにとって、施設の養育環境が安心で安全な場所となり、信頼できる大人に護られているという実感が心の回復に繋がっていく。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
―施設養護の検証

児童自立支援施設における子どもの行動化の実態とコントロールの考え方

国立武蔵野学院　児童自立支援専門員　相澤（あいざわ）　康（やすし）

1．はじめに

私が教護院（現在は児童自立支援施設）に勤務して17年になる。この間に子どもの権利条約の批准、児童福祉法の改正があり、今までの歴史の中で育まれた教護技術に変革が求められたようであるが、私は現在まで変革について特段何も考えもせずに時を重ねてしまった。そんな人間の稚拙な意見であるため何の参考にもならないことを最初にお断りするとともに、教護という言葉を使用することをお許し願いたい。

2．強制か自主性か

「強制・虐待」、これは施設内で行われる水泳大会に向けて練習をしている時に新入生Nの口から出た言葉である。

児童自立支援施設に入所してくる子どもの多くは自己中心的・利己的であり、原始的な欲求が強く、快楽原理によって行動する。Nはレクリエーションなど好きなことに関しては、「まだですか」等と早く行くことをせかし、作業などNにとっては嫌な場面では、なかなか準備をせず時間を稼ぐ。また偏食が激しく嫌いな食べ物は「食べなくても身体は成長している」と屁理屈をこね、食べることを回避しようとする。悪いことをしても証拠が出るまで嘘をつき通す。矛盾を指摘すると「微妙」とごまかす。このようにNは言うにたがわず自己中心的・利己的で快楽原理によって行動している。

確かに社会では、食べたくないものは食べなくても何の問題もない。やりたくないことは強制的にやらされることはない。しかし、心身共に発達の途中にある児童にとっては、嫌なことでも困難なことでも、それに足を一歩踏み出す勇気と、それを克服していく力を備えることが大切である。私は多少は厳しくてもそこに適切な教育的配慮がある限り子どもの権利の擁護であると考えるのである。

Nが「強制・虐待」と口にした時に私は練習をやめて寮に帰ることにした。帰った後に他の子どもたちから「なぜやめたのか」とクレームが出たため、寮全体で話し合いを持ち、翌日には練習は再開することになった。これはその時の寮集団が自主性を少なからず持していたこと、練習自体も子どもの意見によるものだったことによる。

職員（大人）が、子どもに「～しなければならない」という価値観を押し付けるより、子ども同士の中で自由に意見を言い交わし、それによって自己の欠点に気づき、他の子どもの長所を見出すほうがもちろん良い。それを可能にするのが、常識的・良心的な考え方がイニシアティブを取れる集団なのである。児童自立支援施設に入所する子どもは、非社会的・反社会的な考えに左右されている、またはされがちな者が大半を占めるため、初めから子どもの自治だけに任せていると、集団にボス的存在が出現し、力関係のみの上下関係が成立してしまう。それでは子ども同士の切磋琢磨どころではなくなる。

図1.

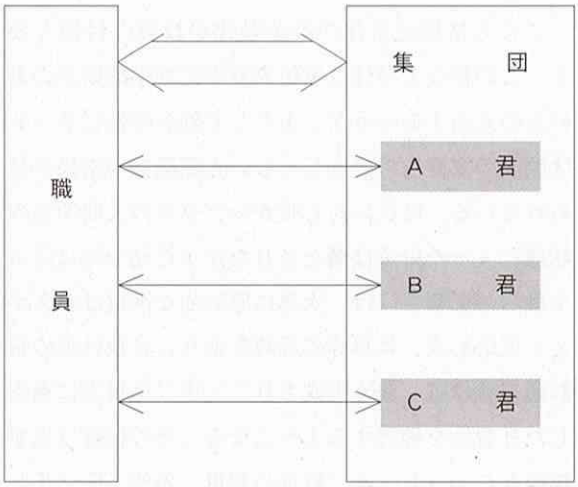

そこで重要なのが、一対一、個対個の関係である。職員対A君、職員対B君、職員対C君、というように、集団を職員と一対一の関係を結んでいる子どもが集まったものであると考えることだ（図1参照）。非社会的・反社会的な集団を常識的・良心的な集団に直接的に導くのは困難なことである。集団の中の一つひとつを分け、職員が愛情を持って一人ひとりに接し、心を通じ合わせ関係を保ち、常識的・良心的な個に導いていけば集団は自ずと常識的・良心的になるのである。そしてそれが支援の個別化に繋がるのだ。以上のことは集団の力を利用した一つの手段であるが、Nが自主的に取り組むようになるまで待ったほうが最善であることは言うまでもない。

3.言語化

「切れる」「逆切れ」、現代の子ども・若者に使われる言葉である。言葉で自らを説明できずに、またコントロールできないがため暴力的な行為に走る。また暴力的な行為はしないものの、「ムカツク」「ウザイ」等といった言葉を発してわだかまりを残したまま何の解決もせずに責任回避する場面が多々見られる。語彙力と表現力の乏しさを感じざるを得ない。

そこで今年度から「自分の考えを言語化する」という目的で課題作文を書くことを日課に取り入れた。内容については「法律はなぜあるのか」といった道徳的・倫理的なものを設定し良心を問う。またそれを発表することによって職員の考えを押し付けるのではなく、同年代の子どもの考えを知り、自分の意見と他者の意見の違い、そして自分に欠けているものは何なのかということに気づいてもらうことも目的の一つだ。その中のいくつかを紹介したい。

タイトル：「人間にとって必要なもの」

Aの作文

人間にとって大切なものは、命、金、友達、食べ物、女です。僕は友達がけっこう大切だと思います。なぜなら友達は助けてくれたりしてくれるからです。親友というのを一人はつくっておいたほうが、ぜったいいいと思います。次は女です。女はごはんを作ってくれるし、そんざいがいいからです。ヒステリーな女は、いらないです。「愛」というのは大切だと思います。「愛」がなければ、今ごろ僕たちは、いないことでしょう。ＳＥＸというのは、いっけんはずかしそうに見えても全然はずかしくありません。それはＳＥＸは「愛」のかたまりだからです。

Bの作文

人間にとって大切な物それは、一つは心だと思います。なぜ心かと思うと、人との関係を深めたり、親しくしたりするのは、自分の心が曲がっていては、できない事だから、心を広くおだやかにする事が、大切だと思います。次に大切だと思うものは、言葉だと思います。なぜ言葉かというと、言葉には、いろいろな人と喋ったりして人と楽しく過ごしたりするために言葉が必要だと思います。また動物などは、言葉が喋れないために、いつも殴り合いで勝ち負けを決めていますが、人間には、言葉があるので言葉で解決する事ができます。まちがった事をしていれば、それを注意したりされたりと人との関係には、とても大切な一部だと自分は思っています。

ここでこの二つの作文の批評をすることは避けた

い。子どもの大半はBの作文の内容に似たものが多く、Aの作文の内容に関しては距離を置く子どももいた。だからと言って常識的・良心的な考え方を持っていても行動上に反映できるとは限らず、この取り組みが子どもたちにどのように影響するかはわからないが、言語を通して自我の強化と超自我の発達の一助になればと考えている。

4.理念

（1）心の接触

『心の接触はプラスの好ましい感情転移である。人間は誰しも過去に他の事情のもとで発生した感情を相手に移すものであるが、教護児童は多くは虐待され、放置され、叱責され、満たされなかった悲惨な過去をもっているから初めから積極的な感情転移を起こすことは殆どない。マイナスの感情転移即ち憎悪を意識的無意識的に抱くか、又固い殻に入って表面良好な人間関係を示すかが常である。前者はフテブテしい態度、逃走、規則無視、不信、乱暴等職員を挑発刺激するような行動に出る。これに対して職員が立腹したり、罰を加えたりすれば、これは彼等の思う壺であり、彼等の憎悪に正当な根拠を与え、永久に暖かい心の接触を来すことは困難となろう。又後者の一見好ましい人間関係は実は固い殻の表面を覆う防御であるから、職員の努力は一向に真の影響力をもたず、失望して叱責、懲罰等の手段にでがちであるが、その有害なことは前者と同じである。職員の側における反対攻撃性が厳に否定されるのはこの為である。職員は常に楽天的な明るい態度で、安定した情緒を保ち、いかなる時も児童の側に立ち、彼等と共にある態度で気長にプラスの感情転移が起きるのを待たねばならない。中略

元来教護児童は情緒が発達不全であり、人格構造が均衡を失って形成されており、原始的な欲求が盛んであり、自我の制御力は弱く、超自我が確立していない。この状態は潜在性反社会性、或は反社会的性格形成の前提をなすものである。

この人格構造自体の改善強化が教護の目標となる。この様な未発達は遺伝素質や生物学的要素の為のものも若干あろうが、主として幼少時殊に5～6才頃迄の家庭内の好ましくない人間関係の結果と見られている。職員に対し暖かいプラスの人間関係の状態に入った児童は満たされなかった幼少時に帰って職員の影響をうけ、次第に原始的な欲望はおきかえ、反応形成、昇華等の経緯を辿り、自我は強められ超自我は広く深く形成されて、遂には現実に適応した社会性を獲得するようになる。その経緯は先ず模倣から始まり、次に職員の意思、希望と同一化してそれらを自分のものとし、最後には職員の全人格と同一化してこれを取り入れ、かくして彼らの人格構造が造られていく。彼等が変化すると云うことは職員と同一化すると云うことである。

以上はアイヒホルンの説の大要であるが、彼はこの感情転移と同一化こそ、我々再教育者に与えられた武器であり、これなくして我々は全く無力であると云っている。』

（2）全体の雰囲気

『蓬生麻中不扶自直

「蓬（よもぎ）麻中に生ず、扶けずして直し」あるいは、「麻中の蓬自ずから直し」という故事格言である。これが本院院章の由来である。本来は蓬は柔弱な曲がりやすい草木であるが、真っすぐな茎に育つ麻畑の中に生えた蓬は、麻の生育に同化して、自然と真っすぐに育つものである。という意味である。人もまた、よき人の中に入れば、その感化を受けてよき人となることの喩えである。

植物を育てるとき、植物そのものに、あれこれと直接手を加えるよりも、植物の生育に最も適した土地、環境に植えることが、よく育つための最大の力となる。教護院は、非行児童にとって、そういう土地、環境であることが第一だと思う。中略

言い換えれば、一般に、教護院では児童の教護を直接担当する職員が、いろいろの方法で児童を改善させるものと考えているが、そうではなくて、その教護院の中に生活する全職員家族(幼児も、家畜も)、全児童及び院内の物的環境、設備等全部が醸し出す雰囲気の力が栄養や刺激となって、児童の情性を育てるものであって、この情緒的な土壌こそが、最も有効且つ効果的な教護であると考える。』

心の接触・全体の雰囲気は、私が勤務する施設の理念の一部を抜粋したものであり、子どもの権利条約の批准よりかなり以前に書かれたものだ。今もこの理念は不変であり、全体の雰囲気について言えば、児童自立支援施設だけではなく一般論としても成り立つものなのではないかと思われる。子どものマイナス的行動をコントロールするには、自我を支持し強化することと超自我の発達が重要であると考える。そのためには、まず「ＷＩＴＨの精神」に基づいた子どもとの生活を営む中で、子どもと有効な人間関係を築くことから始まり、その関係を結ぼうとする人的環境に加え物的環境や、自然が織りなす全体の雰囲気の中で子どもを心豊かに育んでいくことが必要不可欠であると考えるのである。

現在のわが国はそのような雰囲気で子どもたちを包み込んでいるだろうか。大人でさえもいわゆる権利意識が強く、自己本位な権利主張をしていないだろうか。社会がそのような雰囲気であれば子どもたちが権利主張によりわがままな行動をするのも当たり前の話である。

5. おわりに

私が神戸市立の児童自立支援施設に勤務していた時のことだ。新しい寮長の下では子どもは反抗等試し行動をする。都会育ちの神戸の子どもにとっては農作業は慣れていないこともあるが、私への反抗からだと思う。「草取りをする」と私が言うとサランラップを手に巻いて出てきたこともあった。

あれは５月の終り頃だったと思う。子どもといっしょにジャガイモ畑の草を取っていたところ、ある子どもが突然「先生、誰かがどこかでこういうことをしてくれているから僕らはご飯が食べられるんだね」と私に向かって言った。その時に私は平静を装い「そうだね」と答えたが、内心は「ハッ」としていた。今までそのようなことを考えたことがあるだろうか。それまで教護の三本柱である職業指導の一環として農作業をしていただけだった。また土に触れることが教育には大切なのだと漠然とした考えのもと義務感で作業をしていた私にとって目から鱗が落ちる一言であった。今まで何も考えることなく当然のように食事をしていた情けなさと、それに気がつくことのなかった恥ずかしさと愚かさを感じた。その後の私の人生観・教護観を大きく変化させた一言であった。こんな愚かな大人と子どもとどこが違うのだろうか。子どもを指導者という上の立場からみていたのではないだろうかと考えさせられた。子どももいろいろなことを考えているのだ。ただ思慮が浅く経験が少ない分、失敗が多いだけなのではないか。そんな考えに至る機会を与えてくれ、多くのことを教えてくれる子どもたちに感謝したい。

引用・参考文献
・国立武蔵野学院七十年誌　４－６頁、190頁。

キーワード：ＷＩＴＨの精神

各種の治療場面・面接場面（場面面接等）の適応条件となるのは人間関係が良好なことである。この有効な人間関係を築くには、楽しいことも、苦しいことも、どんな嫌な雰囲気の中でも、子どもと多くの時間を共有することしかない。児童自立支援施設の仕事は子どものために（ＦＯＲ）でもなく、子どもに対して（ＴＯ）でもなく、子どもと共に（ＷＩＴＨ）だとされている。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
ー施設養護の検証

施設養護における子どもの行動化への対応
ー情緒障害児短期治療施設の場合

広島市こども療育センター愛育園
園長 西田（にしだ） 篤（あつし）

1.はじめに

私は、情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と略す）に、常勤精神科医として14年間勤めている。以下の内容については、情短施設全体の動向に添うことを心掛けてはいるが、各施設の置かれた状況や拠って立つ立場はさまざまであり、将来に向けた視点とその方向性は、私の立場を反映したものであることを、最初にお断りしておく。

2.「情短施設」とはいかなる施設か？

情短施設は、「軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設」と児童福祉法に規定されている。加えて、その基準に、児童指導員、保育士、調理関係職員の他に、医師、看護師、心理職の配置が定められていたり、病院内学級に準じた施設内学級が、多くの施設に置かれている。これらの事は、情短施設が本来的に、

①治療という、医療的な意味を含むサービスを提供することを主目的とする施設である。

②施設利用の前提として、家族との間に治療的な契約関係と同盟関係を結び、それをもとにサービスを提供する施設である。

③ターゲットとなる課題解決のための「通過」型、「利用」型の施設である。

といったことを基本理念として持つ施設であることを示している。

3.子どもの「情緒障害」

情緒障害とはEmotional Disturbanceの訳であり、「乱れ」という、反応状態を総称する概念である。具体的には、今回のテーマである外向き「行動化」症状と、不登校、ひきこもり、心身症等の内向き「精神・身体化」症状を呈する。通常、前者は行為障害として、後者と治療的戦略を異にする。

4.情短施設のこれまで

情短施設は、1961年（昭和36年）に最初の3施設が設置され、2004年（平成16年）現在、25施設を数えている。対象児童も設立初期の年少非行、自閉症から、その後、不登校児に移行し、1990年代後半以降、虐待問題を抱える児童の割合が高くなっている。施設の現状は、立地（都市型／郊外型）、形態（複合型／単独型）等の規定条件で多種多様であるが、大きく分ければ、「包括的な医療機関」型情短と、「重装備の生活施設」型情短に類型化される。結果として、その施設の主たる対象課題も、前者の「思春期問題・発達障害を併存する情緒混乱」と、後者の「被虐待」に分かれている。

5.情短施設における行動化の問題

（1）診断的側面

全国情緒障害児短期治療施設協議会（以下、全情短協）では、数年前より、WHOのICD−10の多軸分類を用いた臨床データの集計を行っている。2003年3月1日現在の在籍児童792名のうち、行動化と関連する診断コードでは、F91（行為障害）が16%、F92（行為および情緒の混合性障害）が5%となっている。これらは、増加傾向にある。

（2）内容的側面

全情短協では、施設内の子どものアクティングアウトに関する調査も行っている。具体的には、2003年秋の時点で、行動内容（①破壊行動、②他児への暴力、③職員への暴力、④性的逸脱行為、⑤施設内盗難、⑥自傷行為、⑦無断外出・外泊、⑧施設外での事件・事故）と、発生頻度の関係を調べている。全体として、①、②の発生頻度が高い。

（3）「施設崩壊」との関係

子どもの行動化と施設崩壊の関係については、子どもの行動化の「質×量」があるレベルを超えると施設崩壊にいたる。全情短協では、2004年の施設長会議で、「施設崩壊」に関する記述式のアンケート調査を行っている。その要点は以下の通りである。

a.施設が荒れていると感じた時の状況

具体的には、生活の乱れ、ルール破りに始まり、先の「内容的側面」の項でふれた、①〜⑧の事柄が頻発する状況が生じている。

経過として、周囲への操作的行動をとる重症児童の複数入所→グループでの逸脱→施設崩壊という流れをたどっている。

時間帯あるいは場面については、人手の少ない夜勤時間帯が多く、施設スタッフの関与できない分級場面での行動化も少なくない。

また、結果として、「行動化」群周辺の、従来から情短施設での治療適応性の高かった、内向き「精神・身体症状化」群の子どもたちの、心的傷つき、治療からの脱落、新規入園困難、などをきたしている。

b.改善するための対策とその効果

職員体制では、問題の多発する夜勤時間帯の職員配置を手厚くし、また、ミニカンファレンスやケース会議を頻回に持ち、職員間での方針の確認と共有、意思疎通の改善を図っている。

子どもに対しては、生活指導とともに、個別心理治療の場において、子どもの行動化の背景にある「愛情・依存欲求」を丁寧に扱っている。

児童相談所との連携では、混乱の大きな要因となっている、むずかしい家族への対応協力を依頼したり、措置変更の協議を行っている。

結果的にみると、混乱期をやりくりして凌ぎきることが治療的な成果につながる一方、措置変更、家庭復帰、一時保護等により、行動化児童の分散をはかり、問題の終結をみることも多い。

c.施設が荒れたことでの、職員や子どもへの影響

職員は、長期の強いストレスからくる、疲弊感や不安感から体調を崩し、休職、退職にいたるケースもある。一方、問題をくぐり抜けた時点では、ミーティングのあり方、勤務体制の見直し等がなされ、職員集団の成長に繋がることもある。

子どもにとっては、施設治療の場が安心して過ごせる場でなくなり、特に「行動化」群の子どもの周辺にいる、内向き「精神・身体症状化」群の子どもに対して、治療からの脱落・撤退などの影響もみられる。

6.当園における、ある「施設崩壊」のエピソード

当園でも、数年前、男子集団および女子集団それぞれにアクティングアウトが相次ぎ、施設崩壊に近い状況があった。ここでは、そのうち、女子集団のエピソードについて報告する。

（1）背景状況

役付職員を含めた職員の大幅な人事異動があり、また、生活スタッフに新人職員が多かったことも相まって、それまで共有していた、施設治療のルールと文化が崩れかけていた。また、新規入園が相次ぎ、定員充足率も高かった。

（2）準備状況

春先に、盗みを主訴とする愛着障害の女子中学生の入園、異性間のカップリング、男児のアクティングアウト等が相次ぎ、年度当初から、施設内に不安定な空気が漂っていた。

（3）混乱状況

対人関係に問題のある攻撃型行為障害女児の入園に伴い、女児間での問題が頻発。イジメ、グループ間の対立、性的逸脱、治療からの脱落等をきたした。

（4）危機介入・解決

施設治療の基盤としてある、生活および治療の各スタッフによる、担当児童への個別介入やサポートを丁寧に行い、チーム協議を繰り返した。

そのうえに、全生活スタッフと全女児の参加による、三回の話し合い（構成的な短期集団精神療法）を行なった。リーダーとコ・リーダーのスタッフを中心に、各女児の傍らに担当スタッフが寄り添い、自我補強をしながら各セッションを持った。治療の流れは、事実の確認（第一回）→子どもへのアンケート→他人の気持ちについての話し合い（第二回）→個別の聞き取り→生活状況の確認と内省事実の言語化（第三回）、であった。

加えて、年度末に、中心的な行動化児童の家庭復帰と児童自立支援施設への措置変更があり、問題の終結をみた。

7. 情短施設におけるアクティングアウトの現状に対する考察

（1）施設の機能と役割のボーダレス化

情短施設の近接には、児童養護施設、児童自立支援施設などがある。本来的には、法に定めるところの、基本的な設立理念と役割があり、それぞれの棲み分けがなされているはずである。しかし、近年、行動化傾向の子どもの増加とともに、その区別が不明確になり、どの施設にも似たような状態の子どもが入所する傾向にある。

（2）情短施設の基本設計と対象のミスマッチング

a. サービスの流れ

そもそも、情短施設がいかなる施設かについては、最初のところで触れた。医療モデルになぞらえれば、①外来（プレケア）→②デイケア／入院→③外来（アフターケア）という流れが、①併設外来・家族療法→②通所部門／寄宿部門→③併設外来・家族療法、という流れに置き換えられる。

この流れに沿えば、入所はプレケア段階での丁寧な見立てと合意の上に行われ、しかも、利用型施設としての「短期」「家庭基盤」「家族全体への支援」という理念からは、治療の期間とゴールは、入所の時点で明確に想定されてしかるべきである。これまで、情短施設では、ある程度、それが実行されてきた。

アクティングアウトは、本質的には、子どもの課題の具現化であり、治療的介入のポイントでもある。そして、症状の重篤さが、必ずしも施設の混乱や治療の困難さにつながるわけではない。ただ、家族と施設の間に、十分な準備期間、明確な治療契約と合意が存在しない場合に、それが「迷惑行動」や「破壊行動」になる。

b. 治療構造の制度設計

情短施設の治療には、多様な職種と、教育・治療・生活などの多様な関与場面が設定されている。これらは、精密機械あるいはオーケストラのように、

それぞれが微妙なバランスを保ちつつ、互いの関係と役割を意識し、全体としてゆるやかに統合されたサービスを行うように構成されている。

強制を伴わない、さまざまな選択と休息の自由を伴うおだやかさが、そのサービスの特徴である。本質的には、内向き「精神・身体症状化」群の子どもにとっての、ゆるやかな段階的挑戦と成長の場として適している。

一方、破壊的、攻撃的行動化への対応としては、方法論的には、「枠付け重視」型、あるいは「生活・保護重視」型の施設のような、基本的な考え方や立場の一致度、統一度が高く、ブレの少ない施設のほうが適している。

結論として、情短施設における「行動化」群の子どもと「精神・身体症状化」群の子どもの間の好ましく、相互成長的な関係は、多数の「精神・身体症状化」群の子ども中に、少数の「行動化」群の子どもがいる状況の中で成り立つ。前者にとっては後者が賦活役として、後者にとっては前者が沈静役となる。両者のバランスを上手くキープすることが、施設の「治療効果」を最大限に発揮することにつながる。

8. 施設治療における子どもの人権

情短施設のサービスは、「治療契約」に基づく。入所にあたっては、家族と施設との間で、互いの「権利と義務」が確認されており、入所後は、定期的な面接の中で点検される。したがって、基本的に、権利侵害が行なわれ難いシステムになっている。

また、情短施設では、一対一関係に基づく個別サービスが前提であり、個々の子どもの「意」に反した、集団や組織の、都合と論理が、一方的に押し付けられることはない。

しかし、治療行為は、しばしば子どもの権利と対立関係になる。例えば、近接する精神医療の分野では、有資格者（精神保健指定医）が、自傷他害の怖れ、あるいは本人の医療と保護のためなどの要件を満たすと判断すれば、丁寧な手続きのうえに、本人の同意がなくても、入院治療あるいは行動制限を行うことができる、とされている。

精神医療の枠組みが、すぐに施設治療に援用できるわけではない。しかし、少なくとも「行動化」を伴う病態への危機介入は、しばしば、患者の権利制限を伴うものであり、精神医療審査会などの厳格な不服申立て・監査システム下での、権利制限の必要性は確認されている。この事実を踏まえ、医師（多くは精神科医）のいる情短施設の治療においても、一つのあり方として、精神医療モデルのシステムや治療的方法論が検討されていくべきである。

9. おわりに

治療に限らず、課題の解決は、事前予測とそれへの準備がどれ程周到になされているかによる。施設のボーダレス化の状況に対して、情短施設は、あらためて、いかなる法的根拠、基本理念、固有の治療システムに立脚した施設であるのか、という原点に立ち返り、そのサービスを行うべきであろう。

キーワード：ＩＣＤ－10

ＷＨＯによる、疾病および健康問題に関する分類の第10回修正版のことである。もともと、疾病統計に始まったが、修正を重ねるなかで、診断的な踏み込みが大きくなり、世界的な比較検討や、医療、保健、福祉等の近接領域で、共同作業を行なうための「共通言語」としての色彩が強くなっている。

全情短協では、M. ラターらが、子ども関連の項目を６軸に再配置したものを、個々の事例の状態評定や臨床統計の基準として用いている。

特集

子どもの権利条約の批准から10年
ー施設養護の検証

座談会

権利擁護と子どもの行動化

「児童の権利に関する条約」が1994年4月に批准されてから昨年で10年になりました。この条約批准によって子どもの権利が見直され、子どもの視点に立った養護実践や教育を行う努力がなされるようになりました。実際には子どもたちの生活場面で、権利がどのように受け止められ、どのように行使されているのでしょうか。
最近問題とされている子どもたちの行動化の実態と背景を検証しながら、子どもたちの権利擁護について考えます。

出席者（五十音順・敬称略）

桑原教修（くわはら のりひさ）　児童養護施設　舞鶴学園　施設長

塩見　守（しおみ まもる）　情緒障害児短期治療施設　兵庫県立清水が丘学園　治療課長

藤木浩行（ふじき ひろゆき）　横浜市立富岡東中学校　生徒指導専任教諭

山口公一（やまぐち こういち）　児童養護施設　東京都勝山学園　養護係長

司会

森田喜治（もりた よしはる）　龍谷大学文学部　教授　小誌編集委員

子どもたちの行動化の実態と背景

森田　児童福祉施設の職員や学校の先生から、子どもたちの行動化がいろいろな形で表われ、そのかかわり方がむずかしくなってきている。しかも、その行動化によって職員や先生が心理的な二次的受傷あるいは暴力等を受けることもあるという話を聞きます。

日常のさまざまな行動には言語で表現できないものが行動として表されることが多くあります。ここでは、行動化とは言葉にならないさまざまな問題とされる行動ととらえたいと思います。そうした行動化の背景には子どもたちの権利の主張があり、それは子どもの権利条約批准後の社会の権利擁護に対する考え方を反映しているのではないかという見方もあります。そこで、1994年の条約批准から10年間の子どもたちを取り巻く生活場面での権利のとらえ方、実態を検証しながら、子どもたちの行動化への対応を考えたいと思います。

まず行動化の実態をお聞かせください。

塩見　私は、情短施設に心理療法士として勤めています。情短施設は1962年頃から設置されました。私の勤務している清水が丘学園は1975年に開設されましたが、当時は、入所している子どもたちは、自閉症や非行、不登校といろいろな問題を抱えている子

どもが入所していました。自閉症も当時は育児からくる心因反応として捉えられ、教育関係では自閉症イコール情緒障害とされていました。ですからこれらの子どもたちは、養育上の問題による心理的混乱からくる後天的なものとして一括りで捉えられ、受容的心理療法やカウセリングなど、心理療法的援助としての治療という視点でケアが行われてきました。

私がこの仕事に就いた1982年頃から不登校の問題や家庭内暴力が社会問題化してきました。また自閉症が発達障害であることが認知されてきたこともあり、そうした状況を背景に自閉症の子どもの入所が減り不登校の子どもが徐々に増えていきました。その変化の過程で、非行傾向の子ども、今考えれば虐待児童と思われますが、そういう子どもの入所が増加しました。同時に施設内に暴力問題や子ども同士のけんかなど“荒れ”が出てきました。

その後1995年ごろから虐待問題が増え、2000年頃を境に被虐待児と不登校、神経症圏の子どもたちの入所が逆転しています。1995年頃は不登校、神経症圏の子どもが約80%、今は被虐待児が80%くらい。しかもその中の20～30%の子どもにＡＤＨＤや広汎性発達障害、アスペルガー症候群などの発達障害がみられます。これからの行動化への対応はこうした発達障害との関連も考えて行かなくてはならないと思います。問題行動の要因を心因性のものとして捉えてきた、これまでのケアと現実のずれのなかで、施設内で混乱が起きている。それが今の状況ではないかと思います。

当然子どもたちの“荒れ”の状況も変化しています。1982年頃の子どもたちの暴力は、威嚇や見せつけるためのもの、自分をアピールするためのもので、物は破壊するけれども、大人に手を上げることはなかったですね。しかし2000年以降に清水が丘学園に入ってくる子どもたちはすぐに手を上げる。そして抑制がきかない。物の破壊も衝動的。職員の首を絞めてしまって、職員が気絶するとか、蹴られるとか…。また低学年の子どもへの暴力なども多く見られます。家庭で受けてきた虐待の影響かと思うような暴力行為です。

藤木　私が教師になった20年ぐらい前は、校内暴力が収まりかけてきたときでした。しかしそれは教職員が力で押さえていたわけで、その後1990年ごろからシンナーや喫煙の問題が出てきました。そして1995年ごろから家庭環境的にはまったく問題のない子どもが学校で荒れ始めます。ありとあらゆる非行、他の子どもとの喧嘩、弱い者に対するいじめを超えた暴力、器物破損、教師に対する暴言、そのようなことが表面化してきました。

山口　確かに違いますね。ちょっと前の子どもたちにはリーダーがいて、リーダーに従い、口止めもして、というきちっとした関係性があったのですが、最近はその関係性がとても薄くて簡単に友人をいじめの対象にしてしまう。また、中高生の表出が衝動的で暴力的という特徴があります。具体的には、自分の欲求が通らないとカッとなって怒る、物に当り散らしドアや壁を壊し外に飛び出すというような行動が多く見られます。

森田　ひきこもりなどの非社会的行動はどうですか。

藤木　教室に入れない子どもは毎年必ずいます。その子どもたちには２種類あって、教室には入れないけれど毎日学校には来るケースと不登校です。学校に来る子どもは、集団はいやだけれども人間が嫌いではない。このような子どもには個別対応が必要で、職員室や相談室で誰かが交代でそばにいるようにします。しばらくすると落ち着いてきて、大人が指示をしなくても教室に行く。小学校ではその対応が大

変だと思いますが、中学では、例えば、担任教師、学年教師、養護教諭、スクールカウンセラー、私のような生活指導専任、そして最近は管理職も積極的にかかわります。ですから、子どもたちは自分に合った誰かを最終的に選ぶことができます。そのような子どものなかには、乳幼児期に一人遊びをさせられたのではないか、しかもその一人遊びをしている同じ空間に親がいないという体験をしているのではないかと思うケースもあります。

塩見　以前は、不登校や神経症の子どもでも一人でいることができました。自分を他者から隔離する時間をもてるエネルギーがありました。でも最近の子どもは持てない。一人でいることができない。2、3歳のころに安心していられる環境、守られている感覚などを体験していないのではないかと思われます。施設では、生活場面のなかでどのようにして発達段階や成長段階を上げていくか、安全な環境の中で、見守られ安心して人間関係の築き直しをしていく、それが子どもにとっての大切な成長ではないかと思います。

森田　一対一の関係において子どもが肯定され、受け入れられていく。そういう体験をいかにして積み重ねていくかということになりますね。どのようにして積み重ねるかという仕組みづくりや技術など、ニーズの問題もでてくるわけで、非常に大変だなとも思うわけですが…。

山口　一方で、誤った権利主張を伴った行動もあります。最近のことですが、高校生が職員に殴りかかり、それをホールディングして止めたら、子どもが暴力をふるわれ自分の権利が侵害されたとして警察に電話をし、パトカーが来るということがありました。要するに、「子どもの権利条約」を盾にし、入所の際に渡された「権利ノート」に則って自分の権利を主張したというわけです。

藤木　少子化、権利意識の高まりを背景に、教育に子どもの個性尊重の視点が盛り込まれてからかなり経ちますが、大人が個性についてはき違えたとらえ方をしている。権利についても同様です。大人がうまく伝えていないから子どもたちは権利や個性尊重の本来の意味を理解していない。だから、子どもたちは、自分たちは権利で守られていると勘違いしてしまう。集団行動の場においても、わがままと思えるような権利の主張をする。よく聞かれる言葉がそれを端的に表していますね。「みんなに迷惑かけていないからいいじゃないか」。例えば、教師が授業中に携帯電話のメールを見ている生徒を注意すると「他人に迷惑かけていないじゃないか」。自己中心的な言葉で自分を正当化し、相手との関係を切ってしまうのです。

塩見　西欧では権利と義務は表裏一体のものとして考えられますが、日本では権利ばかりが主張されて、その裏にある義務が語られない。

藤木　一方で、保護者も変わったと思います。これまでは非行などは養育者の問題だと言われたものですが、親が子どもの暴力を正当化して自分の子どもを守ろうとする傾向が強いですね。ですから、問題解決にあたっては、対生徒というより、対保護者の面で非常に苦労します。

塩見先生のお話にでた発達障害ですが、障害をもつ子どもを守る手段として、親が障害を認めたがらない。認めたがらないから早期の治療がなされない。ここでも守ろうとする、特に母親が。さらに、子どもの意志ではなく親の好みではないかと思うようなファッションやヘアスタイルの子どもも見かけます。特に小学1、2年生に。子どもをまるでペットだと思っている…。

塩見　職員の状況も、技量、経験の点で変わってきていると思います。過去は、10年ぐらいの経験を持

った先輩が新人を日々のなかでトレーニングしていましたが、いまは一気に5、6人が代わっていく、2、3年ぐらいの経験者しかいない。だから、生活のなかでの子どもへのアプローチが大事だということが分かっても、子どものどこに焦点を当てて対処すれば良いのかという視点が伝わらない。これを言葉で伝えていくのはなかなかむずかしい。経験のなかで各人がつかんでいくものだと思います。虐待を受けた子どもたちの心の状況をどう見るのか、発達年齢がどれくらいなのか、どのような成長過程にあるのか、こうした子どもの状態を把握してスタッフはどのようにかかわっていけば良いのか、という見立てが生活場面では把握しにくいものです。どうしても問題行動の対処に追われ現象にばかり目がいってしまいがちです。それをお互いがフォローしあうことがうまくいかない。人手の問題もありますが、それが子どものケアにも影響してくるのではないかと思います。

個別対応の必要性

桑原　児童養護施設も集団で育ち合いにくい時代に入ったな、というのを実感しています。これまでのお話しのように、抱える課題が多様で重たいケースの子どもたちが施設にやってきて集団生活をするわけです。

今やそうした子どもたちに施設ではどうしたら個別のケアができるのかが問われてきていると思います。確かに大変なケースを抱えながらの生活があるわけです。例えば愛着障害などの課題を抱えているケースに職員が消耗してしまう場合などがあります。子どもの言動が職員の手に余る日々として重くなってしまうと、職員の側が精神的に弱くなったりする時もあります。そんな時ややもすると、このケース

桑原教修氏
（舞鶴学園施設長）

は本来児童養護のケースではなく、他の専門施設に委ねるべきだと周りから言ってもらえることを担保として求めたりするようになりがちです。そうなると本来の発達の視点が崩れて、子どもの存在を否定的に捉えてしまう考えに陥りやすくなります。つまり、施設としての養育が弱くなっていくと思うのです。

山口　私どもではいま、できるだけ依存させる体験を増やそう、という視点でかかわりをもっていこうとしています。例えば、幼児の場合、通常は施設に入ってくると幼稚園に通うことになります。被虐待で入ってきた場合には、幼稚園の集団生活へ適応する力があるかどうかを見極め、状況によっては、愛着関係を紡ぐために幼稚園には通わずに特定の保育士と一緒に過ごす期間を設けます。職員間では、幼稚園の通園は教育権だから保障しなくてはいけないとか、個別的対応のみでは集団への不適応を招く、などいろいろな議論もありますが、子どもが育っていくには何よりも愛着関係が大事だと思います。児童養護施設では愛着の対象者を特定した個別的なかかわりが必要とされているのですが、情短施設では愛着関係をつくるという視点では、どのような意識でかかわられているのでしょうか。

塩見　個別に支援していくために担当制を敷いてい

ます。部屋担当制を敷いている施設もありますね。私たちは、子どものアセスメントの結果に合わせて担当を考えます。例えば、アスペルガー症候群や自閉症などの発達性の問題がある場合は、それにどれだけ具体的な対応ができるか、どれだけのキャパシティーがあるか、さらに担当者のパーソナリティーまでも考慮しないといけないのではと思います。担当者との愛着がきちっと持てて依存関係ができたときに、治療が次の段階に進むことができると考えるからです。

桑原　私どもの児童養護施設は大舎制から小舎制に変って４年目に入ったところです。移転して１年間くらいは比較的スムーズにいったのですが、その後、一部の子ではありましたが、乳児院から来て施設生活の長い思春期の子どもたちに環境の変化によると思われる揺れが見られたのです。生活のシステムが変ったことが彼らにとって不幸なことだったかどうかはともかくとして、こうした愛着行動的揺れには個別に近い関係性の確保が必要であるという姿勢をとってきました。

幸いなことにいまは非常に穏やかな状況です。しかし振り返って思うことは、私どもはこれまで大舎制で何をやってきたのか、集団を動かすことにどれだけエネルギーを費やしてきたのか等々、反省も含めて多くの気づきを与えられたと思っています。

暴れる子どもへの対応

森田　個別対応の必要性がでましたが、最近は暴れるだけではなく、自傷行為でも腕に何本も傷を入れるアームカッティングが中学生にかなりでてきています。特に被虐待児に激しい行動化があるのですが、暴れまわっている子どもへの対応の方法はどうですか。

塩見　守氏
（清水が丘学園
治療課長）

塩見　昔、子どもをホールディングして抑制したこともあります。一昨年の事例ですが、１、２時間暴れまくる子どもがいました。ＡＤＨＤで虐待を受けていた子どもですが、ホールディングを１時間ぐらい続けながら、落ち着いてきて少し話ができる状態になってきたときに話を聞いていったこともあります。

森田　児童養護施設では保育士や指導員が１時間も一人の子どもをホールディングしていることはできないでしょう。交替勤務などにより、18人の子どもを１人の保育士が見ている現状ではなかなかむずかしいと思いまが、生活の場面でどのような工夫をされていますか。

山口　子どもの攻撃的な表出を受け止め「キレ」ないよう援助するために、2002年７月からセカンド・ステップという手法を取り入れています。これは小学生のうちに感情のコントロールの仕方をトレーニングすることを目的に始めたものです。例えば、興奮する状況になったとき、その気持ちをちょっと押さえて深呼吸し５までゆっくり数えてみよう、というようなことを生活場面で繰り返していくわけです。これはシアトルにある「ＮＰＯ」子どものための委員会が開発した教育プログラムです。大人の虐待から身を守るのがファーストステップであり、セ

カンドは対人関係を学びながら「キレ」ないようにするための方法を学ぶものです。どうしたら他人から受けた被害を他人に与えないですむかというトレーニングです。

心理担当職員が基礎的なかかわりをやりますが、保育士や指導員が生活場面で子どもに「いま怒りがこみあげてきているね。そのときにどうするんだっけ。じゃあ、大きく深呼吸するんだよね」という形で働きかけて、生活の場で再展開していくようにしています。このようにして感情をコントロールすることを学んだ子どもたちが中高生になったときにどのような表出方法をとるかは、今後時間をかけて見ていかなくてはいけないと思っています。

森田　リラクゼーションの方法を取り入れているということですね。

桑原　私どもの施設での出来事ですが、ある夜、私の携帯電話に女子職員から悲痛な声で「早く来て下さい～」。跳んでいったら、中学３年生のＡ子が誰かまわず悪態をついてわめき散らしていました。以前からキレやすく自己コントロールができないため児童相談所にも相談中の子どもでした。激しく叫びながら暴れようとするその子を取り巻きながら職員は手を出せないでいました。実はこうした状況が頻繁に続いていたのです。

その傍で一人の男子高校生が男性職員に向かって「こういう状況を何もできずにいる君らは何なんや」と怒鳴っている姿がありました。「これは私の責任だ。君をそんな気持ちにさせてすまない」と言うと「これは園長先生の責任と違う。男性職員の問題や」。何とかその場を離れて二人で話せる状況をつくり、Ａ子の心の病について話しました。説明すべきだと思ったからです。そして「小さい子どもたちが怯えているのを見るに、正直言って殴りたいほどの気持ちだ。でも、そうしたって心の病をひどくするだけだ」、そして「君は自分で解決できる力を持っているけど、彼女にはまだその力が備わっていないんだ」「それが心の病気なんだ。今はじっと耐えて見守ることが必要なんだ」という意味のことを話しました。相当興奮して暴力的になっていた彼は「先生たちがそんなに苦労していることを、自分は何にも知らなかった」といって泣き崩れ、「自分にできることは何かないのか」と言ってくれたのです。私は「Ａ子がそうであること。むしろＡ子も苦しんでいることを知っていてくれるだけでいい」こと、「周りの職員の動きに対して君も子どもたちのリーダーとして協力してほしい」と話しました。中学時代から対教師暴力などのあった男の子でしたが、施設生活を大事にしたいという思いを強く持っていて、その生活を脅かすのは許さないという気持ちからの行動だったようです。

塩見　権利主張の発言も同じだと思いますが、子どもの裏にあるもの、例えば大人との関係であったり、不満に思っていることだったり、発言の裏にあることを受け止めていかないと、子どものことは理解できないということですね。

山口　そうですね。しかし、最近気になるのは、心理学的アプローチという言葉だけが独り歩きして、それだけで対応できると思われている傾向があることです。養育者が養育することを忘れて、病名をつけて子どもを治療の対象化して、心理担当に任せてしまう。児童養護施設の職員が養育するという視点が失ってしまうのはこわいですね。心理担当の行うセラピーやカウンセリングの手法で養育するわけではなく、ベースに養育者との愛着関係を通して受容され価値委託が行われ、自己肯定感を育むことが養育であるという視点を大切にしてほしいと思います。

森田　学校にはスクールカウンセラーが、児童養護

施設には心理専門家が配置されるようになりました。今後、心理専門家と生活担当者が生活の中で連携して行くことが非常に重要になってくると思いますが、いかがですか。

桑原　私どもの施設では心理担当職員は一人ですが、ケアワーカーとの連携は当初なかなかむずかしかったですね。養護の現場では、まずケアワーカーが子どもと生活を共にしながら、その子の思いを含めどこまで受け止められるかがひとつの焦点になります。ですから、どうしても受け持つ子どもに対する思い入れがあります。

心理職がはいって2年目ですが、指導員や保育士だけの世界に立場を異にしてはいってきたわけですから、当初はケアワーカーの思いがわからない。また、やろうとしていることがケアワーカーや子どもたちに理解されないなど随分悩んだと思います。しかし、自分のやろうとしていることを具体化して伝える努力をしてくれました。ケアワーカーを対象とした心理に関する学習会の実施や高学齢児の学習指導を提案してきたのです。私はそれらの実践を通して子どもたちとワーカーに溶け込めると考え、様子を見守りました。

一年が過ぎようとするころに潤んだ目で来期は非常勤にしてほしいと相談にきたのです。そこで私は、学習会への参加者が増えていること、子どもたちも自主的に開始時間に集まるようになってきたことをあげて、これは皆に認められたことを意味しており、常勤ゆえにやれたことだと思うこと、しかも協力者の少ない中でよく耐えてきたねといったことを話しました。

いまは気になる子どもや新しく入ってくる子どもの対応をしてもらっています。面接で得た情報や見立て、さらにケアワーカーが気づきにくい点をオープンにやり取りしてもらっています。子どもの抱える課題やかかわり方の課題を整理して、いろいろな角度からの視点があることを示してくれるため、現場の職員が一歩引いて考えられるようになりました。これは大きな収穫でした。

学校における行動化と対応

森田　学校との関係から起こる行動化はありませんか。

山口　学習面でついていけなかったり、行動を受け入れてもらえない子どもにとっては、学校が自己否定の場になってしまいます。そういうときに、子どもはそのイライラを施設に戻って表出します。そのことが年少児へのいじめになったりする場合もあります。私たちは学校の先生の協力を得て、その子の感情の表出を受け止めてもらったり、表出の場を提供していただいたりしていますが、なかなかむずかしいですね。施設職員が、学校の枠組みを絶対的なものとして無理に押しつけてしまうとパニックになったり、子どもの表出を抑えてしまうことになり、子どもにとって学校

が嫌いな場所になってしまいますので、子どもの心理的状況を十分汲み取ることが大切です。

藤木　入所経歴によると思われますが、小学生のときに入所し、中学に上がってくる子どもはおおむね３年間を問題なく生活できています。問題なのは中学の途中で施設に入ってくる子どもです。彼らは一時保護所を経てきます。横浜市の場合、受け入れる施設の数が不足し満杯状態のため、一時保護所の入所期間が長く、最近のケースでは９か月間一時保護所にいた中学生がいます。子どもにとって、施設に入るということは新しい環境に入ることになるので不安です。そのうえ、一時保護所にいたときの学習の空白期間があることも不安を増幅させます。そこで、われわれは正規の学習とは切り離して、基礎的な学習ができる手立てをしています。さらに横浜市には個別支援学級というのもあります。小学校から中学校に上がるときに普通級か個別支援がいいのかのアセスメントをして対応しています。

森田　権利擁護の視点から、子どもたちの置かれた環境や行動化をみたときはどうですか。

藤木　児童養護施設からくる子どもにとっては学校も施設も集団、毎日が集団生活です。声高に権利の主張をするわけではありませんが、こういう息苦しさからプライバシーがない、だからプライバシーを確保できるのはここしかないと職員室、相談室に来る子どももいます。相談室でしばらく一人の時間を過ごすと、職員室に来て、先生の横に座っている。落ち着いてくると教室に行きます。結局一人でいると寂しいんですね。直接自分に手をかけてくれなくても、誰か人のいるところを求めるのです。

家庭で生活している子どもで集団に入れない子も同じですが、今日は相談室に１時間いてもいい、その後は職員室、５時間目は教室に、というように、居場所を決めつけるのではなく、その子どもの気持ちを受け止めながら大人が一生懸命付き合っていれば、大人が指示を出さなくても子ども自身が自分で次にすべきことを決めていくのを感じます。ただし、時間がかかりますし、すべてが同じようにいくとは限りませんが…。

山口　その場合、施設側に、このような行動が見られるのは、原因としてプライバシーの欠如していることにあるので、施設側はこのようにしてほしいというようなことは話されるのですか。

藤木　なかには施設職員とうまくいっていなくて園がいやだと言って、スクールカウンセラーや養護教諭のところに来る子どももいますが、学校での行動についてはざっくばらんに施設に話をします。われわれは、学校側から施設に出向くことで連携をとっています。担任教師と管理職が定例以外にも随時施設を訪問して生活担当者と話し合いをします。ですから、お互い顔見知りになっていて、子どもたちの会話のなかにも生活担当者の名前が自然に出てくる。そのときはうれしいですね。

森田　学校には校則がありますよね。子どもたちに、校則は大人が勝手に決めたものだと受け止められているようなことはありませんか。

藤木　本校の場合、校則として明文化されたものはありません。子どもたちが明文化したものとしては、まずペットボトルの持参を認めたことです。子どもたちからのどが渇くからペットボトルを持って来たいとの要望が出たのです。じゃあ、どうして持ってきたいのかとなりました。冷たい水を飲める場所が１階にしかないため、２、３階では夏に冷たい水が飲めない。冷たい水を飲みたい人が１階に集中してしまうと、チャイム着席ができない。じゃあどうしたらいいのか。そこで職員間で話し合って、子どもたちに議論させることになりました。１年間ぐらいの議論の末、チャイム着席をするためにはペッ

トボトルを持参してもいいということになった。ペットボトルをごみにしないことを条件に。

次は、標準服着用の決定です。標準服、制服をなくすという潮流のなかで、髪の毛を染めてもいいじゃないか、スカートを短くしてもいいじゃないか、それなら標準服を廃止してもいいのではないかとなりました。子どもたちに1年半話し合いをさせて、最終的に生徒総会にかけて、子どもたち自身で標準服はあるべきだとの結論を出しました。このようにして、自分たちの権利として作り上げたのです。

学校がだめになっていく一つの理由として、あの先生はいいと言い、この先生はだめと言う、このような職員間の見解の相違があげられます。ですから、みんなでしていいこと、してはいけないことを話し合い、自分たちで決めていく。たとえ条件があっても、それが共有されていることが大きなくずれがないことにつながっていると思います。

森田　じゃあ、髪の毛を染めている子どもはいませんか。

藤木　何人かはいます。どこの学校でもいると思います。はしかみたいなもので、ある程度やると、自分でいいかどうかの判断ができる時期がくると思っています。それまでを大人がどう受け止め、支えていくかだと思います。

集団におけるルールの必要性

森田　権利条約批准後、子どもたちにどのような権利があるかを知らせるために「権利ノート」が出され、ハンドブックが出されましたが、いまの子どもたちの行動化の背景には、子どもたちに権利というものの意味がきちんと伝わっておらず、そのため一方的で、過剰な権利の主張があって、それによって

森田喜治氏
（龍谷大学教授）

大人が解決の方向性が見出せなくなっているのではないかという話も聞きます。権利条約は基本的人権を主体にしており、基本的人権とはお互いの人権を守り合うところに成立するものです。つまり子どもと大人のかかわりのなかでの基本的人権とは何か、を考えなければいけないと思うのです。

藤木先生の中学校ではみんながよりよい学校生活を過ごすためのルールを話し合って決めるということですが、施設においてもルールというか、枠が必要だと思われますがいかがですか。

塩見　情短施設は治療を主とした施設ですから、利用はクライアントとの契約によるという考え方が基本にあります。契約にあたっては、まず子どもと家族を交えて、生活をするうえでのルールについて話し合います。生活担当がそのルールを作ります。例えば、人を傷つけない、公共のものは壊さない、危険物を持ち込まない、など守ってほしいことです。生活をするうえで決まりごとは非常に大事です。ルールを守らなかったときは、きちんとした償いをしなければならないという確認をし合ったうえで入所をすることになります。

森田　ほとんどの情短施設がそうですね。しかし、そういう決まりがルールとして子どもたちの行動を抑止してくれればいいのですが、生活場面では非常

にむずかしいと思うのですが…。契約だからといっても、子どもたちは入りたくて入ったんじゃないとなってしまう。一端行動化が始まると、施設崩壊や学級崩壊を招きかねないですよね。それをどのようにコントロールしていくか。ただ、コントロールという言葉の使い方が話題になるのですが、そのへんはいかがですか。

塩見　契約、約束をしたからといって守れるわけではありません。しかし自分の行動に対して責任は持たなくてはならない。私たちは償い、ペナルティーという言葉を使いますが、自分のやったことに対する償いをする、という意味です。ですから、何のための償いかということを、子どもと大人の間でよく対話することが大事ですね。

私のいる施設では、当事者である子どもとセラピストや生活指導員だけではなく、他の子どもたちも入って、当事者のしたことを振り返る時間を設けることがあります。例えば、問題が起きたとき、個別に話し合いを持って、行動や感情の振り返りをする。その上で男の子同士の問題であれば、男の子全員を集めて、当事者としてどうだったのか、じゃあ、他の子どもたちはどう思うのか、などを具体的に集団で話し合う。そしてその後の個別セラピーの際に、集団で話し合ったときの感情や話すことができなかった思いをもう一度聞くというような、2重3重のステップを踏みます。相当の時間とエネルギーが必要ですが、そのうち、うまくコントロールできなかった状況を子ども自身から話してきます。じゃあ、どういうふうにコントロールすればよいのかを整理する。この個別セラピーで話し合ったことを生活にフィードバックする。生活担当者を交えてコントロールの方法の具体化についての話し合いをする。また自分のやったことに対してどういう償いをするのか、例えば壊した物を職員と一緒に修理するといった労働奉仕などですが、職員と一緒に何かをするなかで大人がつきあってくれる、共有する感覚を味わうと共に集団生活の規律を身につける一助にする。それを日常的に繰り返しています。

繰り返すことによって、子どものなかで一つひとつのことを流れとしてつかんでいくようになります。みんなが楽しく安全に過ごせるためにつくられたルールを破ることは、みんなの安全を脅かすことになるのだから、守らなければならないということを職員側がどれだけきちっと、躊躇せずに説明してやれるかが大切です。自分の行動が相手の権利を侵しているということを認識していないわけですから…。

山口　それがうまくできればいいなと思いながらお聞きました。私は、子どもたちはルールを知識として理解していても、自分の感情や思いを押さえられなくていろいろな問題を起こすのだと思うのです。だから、押さえたいけれどもできない、という子どものその大変さを大人がどう受け止め、子ども自身が自己肯定できる場面をいかにつくるか、そのチャンスと場面を繰り返し設定し、大人が子どもの信頼につながる言動を見つけ伝えていくことが重要になると思います。

桑原　そうですね。チャンスは必要だと思います。先程お話した男子高校生ですが、彼が中心になって揺らいでいる女子中学生をギターに夢中にさせることでコンサートのステージに上げようという取り組みがありました。そうした子どもたちの動きもあって、施設での問題事象も沈静化していきました。最後まで大人が受け止め続けたことが沈静化に結びついたと思っています。「それでも抱きしめなくてはいけないのですか」というやり取りもありましたが、最後まで信じて受け止め続けてくれたことが、いま私どもの施設の非常に大きな財産になっています。

権利条約批准後の権利擁護の考え方と今後

桑原　児童養護施設には感情や意見の表出をしっかり受け止めてもらえない、あるいはその機会が与えられなかった子どもたちがいるという現実があって、私たち大人が、その行動化の場面で物事の善悪を言ったり、期待する前に、しなくてはいけないことがあるなと感じながらこれまでの話を聞いていました。

子どもの権利条約批准後のこの10年を振り返るとき、思い出されるのは全国養護施設高校生交流会です。批准の年、北九州大会で参加者は子どもの権利条約の勉強をしました。私はアシスタントとして高校１年生女子のグループにかかわったのですが、そこに参加した高校生がバットで殴られるなどの体罰を受けていると発言したのです。「早く施設を出たい。こんな話をしてなんの意味がある」と。しかし、彼女の発言内容があまりにも異常だったので、すべてを鵜呑みにできなかったのです。当時私は施設内の権利侵害の状況を聞きながら何もしてあげられなかった。何人かの人にも相談したのですが、いい知恵が浮かばず、児童相談所にも言えなかったのです。それから１年後、彼女は旧職員と新聞社に駆け込み事実が明るみになりました。それが1995年です。いまだに重く心に残っています。

そのことが因でその年の交流会は中止。翌年第８回大会が開催されて10回まで続きましたが、あの時が、私どもが子どもの問題を真摯に受け止めるチャンスだったわけです。あの時、きちんと子どもの声に耳を傾けていたら、少しは何とかなったのではないかと思っています。最終的に交流会はつぶれていきました。唯一子どもの声を聞く機会であったのに、なぜその継続を守りきれなかったのか。当時は子どもの声を聞くということがタブーだったし、大人も自分たちの世界を守ることにしがみついていた。養育に関する価値観の違いも絡んでいろいろな課題があったと思いますが、本来子どもに権利があるという基本を検証しないまま過ぎてしまったことで、失ってしまったものがたくさんあったと思います。この10年の意味は大きく、あの機会を生かせなかったことを児童養護の世界は背負っていくべきだと思います。

いま、児童養護施設の小規模化が進められています。これと権利の問題を丁寧に整理しながら今後取り組むべきだと思います。確かに、行動化する子どもたちは増えてきているし、それに対応する職員の質の問題は非常に深刻な問題ですが、それだけのものが求められる養護でないとこれからはつぶれていくしかない、そういう状況にきているのではないかと思います。

山口　東京地区では、子どもの意見表明を受け止める場が必要であると認識した少数の施設職員や関係者が高校生交流会をずっと続け、12回を数えます。子どもの権利条約を批准したが、その実質的な効果を得るためにどうしたらいいか、その具体的な取り組みとして、私たちは高校生交流会をとても大切なものだと考えて続けてきました。交流会で出た意見

山口公一氏
（東京都勝山学園
養護係長）

を表明文としてまとめ、都庁の関係局、昨年は厚生労働省の専門官に子どもたちが直接会って日ごろの思いを伝えました。

私の施設には、高校生会、中学生会、小学生会があり、そこで子どもたちが主体的に自分たちの生活をつくっていくために意見を集約し、それを施設長に直接伝える機会を設けています。形はどんなものでもいい、サービスを受けている子どもたちがどう感じているのか、それをきちっと受け止める組織づくりが必要だと思います。そうしないと、大人の考えたサービスが最良のものであるとして、検証されなくなってしまいます。子どもが発言した内容に職員がどう共感をし、受容していくか、それが生活の場で繰り返されることで子どもの安心感、信頼感につながり、子どもが主体的になり、最終的には自己肯定感につながっていくものだと私は考えます。

高校生交流会を通して学ばせてもらったことは、思春期の子どもとどう向き合えばいいかということでした。ノンディレクティブ・カウンセリングという手法によって参加した高校生がいろいろな思いや感情を表出し、それによって肯定感をもち、大人との信頼につながる言動を自ら発見し、そのことが主体的な行動へと変っていくということでした。ある施設職員から、高校生はこの交流会に来るまでどうしようもないわがままな連中だと思っていましたが、ここできちんと話をしたら、素直に自分の思いを語ってくれました。こんなにも主体的になれる力があったことに感動した、という報告がありましたが、意見表明されたことを大人がどう受け止めるかによって子どもが変わっていくんだなということを強く感じることができる機会がこの交流会でした。

藤木　子どもたちにとって、意見を表明することは生活そのものです。子どもたちの権利主張を押さえると行動化として現れ、それを押さえられないとしたら、面倒臭いからと大人がその先の対応を放置してしまうか、あるいは子どもたちに権利を主張するための手段を教えて子どもたちに考えさせることができるかどうか、が勝負だと思います。

藤木浩行氏
（横浜市立富岡東中学校
生活指導専任教諭）

本校には自立支援施設に入所している生徒もいますので、定期的に施設訪問をしますが、その施設では壁に決まりとそれが決められた日付を子どもたち自らの手で書いたものが張り出されていました。例えば、テレビの視聴やゲームでしていいこと、してはいけないこと、当番についてなどです。施設での生活にしても、学校生活にしても、当然絶対曲げられないという枠があります。その枠のなかで自分たちがどう生活するかを考えさせ、書くことによって意識化させているのだなと思いました。

学校も同じです。本校では権利条約が批准されたころから、子どもたちの自治活動を重点とする教育活動を始めました。大人が子どもを力で押さえつけるのではなく、子どもたちの力でどうすればいいのかを考えてもらうためです。ですから、そこで決まったことは学校生活をするためには必要なものだとして、子どもたちにずっと受け継がれています。時間はかかると思いますが、子どもたち自身が権利について考え、自分たちで守るという方向になってきています。そこには先輩たちの偉大な努力があった

と思っています。

山口　数年前、職員の虐待で社会的問題として取り上げられた施設で働いた経験があるのですが、子どもの権利を守る、というと快く聞こえるのですが、施設で養育にかかわる人たちは立場はどうあれ、どこかで自分の存在をかけて権利を守る戦いを挑まなくてはいけないときがあるのではないでしょうか。それをしてこなかった結果が、いま子どもたちを非常に苦しい状況に追い込んでいるのではないでしょうか。子どもが反社会的行動をすると、子どものせいにする職員がいますが、そのような劣悪な環境においたのは誰だろうと考えることが大切だと思います。

藤木　子どもたちが権利をどういうふうにとらえて、どういうふうにすれば権利として獲得できるか、その手段をきちんと教えていく。そして子どもたちが意見を表明できる雰囲気をつくる。当然大人の側の腹のくくり方もあるのですが、そこをしっかりやっていくべきだと思います。

森田　ただ、例えば、子どもたちが反社会的な行動をしたときに、施設の大人たちが子どもの行動を抑止しようとすれば、そのやり方によっては施設内虐待であるとか、子どもの自由を拘束したとも言われかねません。そのため、一面では、子どもたちへのかかわりが非常にむずかしくなっていて、それにかかわっている職員が非常に傷ついている現状もあります。施設、あるいは学校での職員間の人間関係、コミュニケーションのあり方に加え、子どもたちをどう受け入れていくか、その環境整備をどう作り上げていくのかを考えていかなくてはならないでしょうね。

塩見　権利条約の和訳を読みましたが、非常にむずかしい。ニュアンスが読み取りにくいですね。しかし、他者の権利を侵さない、公の秩序や道徳観を疎外しない条件において権利は守られる、という条文の13条を読んだときに、私はこの権利条約をきちっとしたものとしてとらえることができました。当事者たちの生活や文化をきちっと守ったうえで、権利をきちっと守っていくことが基本だと思います。権利条約は子どもたちの権利を擁護するための理念です。例えば、“生活するための十分な準備”とか“文化的、芸術的生活に十分に参加”という文言もありますが、“十分”とはどれくらいか。それぞれの国の状況や文化に応じた十分さというのをその国で話し合いをして決めていく必要がある。ですから、権利条約は日本での子どもが育つ環境、状況の“十分さ”とはどれくらいなのかを考えなさいよと投げかけているのだと思います。

桑原　そういう意味で、高校生交流会は非常に重要な意味をもっていたと思いますね。“十分”といってもどれくらいの権利なのかわかりません。それぞれの自由に任せてしまって、子どもが自由時間だと言えばそれで十分なのかということになります。ですから、話し合いをして決めていくことが大切だと思うのです。

山口　権利条約さえ守っていけば子ど

もは育つと考えるのは間違いです。大人と子どもが共に生きるってどういうことなのか、公的な養育とは子どもの人格に強者も弱者も共生していくという考え方を養育者が体現しながら培うことなのだということを私たち養育する側が日々の生活の営みを通して伝えていかなくてはいけないと思います。

桑原　先ほど施設の生活にはプライバシーがないと言って、学校の相談室に来るという子どもの話がでましたが、1995年前後から施設の問題が出てきました。10年前に子どもたちが望んでいたことのほとんどが生活に関することでした。門限、お風呂の回数と入る時間、アルバイトの是非でした。問題なのは、10年後のいまも、その問題がクリアできていないことです。

少なくとも10年前に条約が批准されたことによって、国内でも子どもたちの権利について考えるという動きが出てきました。それによって職員も考える機会を得ました。いまや「権利ノート」のない県はないといっていいでしょう。そういう状況の中で子どもたち自身が権利をどうとらえているか、その伝え方と理解のされ方、その説明と生活、施設の実態がかみ合うように現場がどう対応しているのかを常に検証する。子どもたちが主体者であるわけですから、主体的な生活があるかどうかによって、彼らの行動化に一定の歯止めがかかると私は思っています。学校においても積み上げてきた伝統があり、積み上げがあることが少なくとも武器になっている。それは施設にも言えることです。そういう積み上げをしていく状況があるのかないのかが問題だと思います。当然、人が生きるに足る場所になっているかどうか、最低基準の不十分さなど問題はあるけれども、現実にそこで生活が営まれていることに誰がどう責任を負っていくか、を明確にしていかないといけないと思います。

塩見　条文の3条には、子どもを養護する施設は安全で健康な生活ができるよう役務や設備を整えるようにと書かれています。それが日本社会でできているかどうか。建物をつくればいい、住むところを確保すればいい、それだけで人権問題が解決するというものではありません。児童養護施設や情短施設などの福祉施設やその他の専門機関、そして司法もそれだけの体制が整えられていないのが日本の実情だと思います。子どもを健やかに育てていくための仕組みや関連する法律の整備を考えていく必要があります。それがなされなければ、子どもの権利はもとより、そこで働く職員の権利をも守れない状況になっていくのではないでしょうか。

森田　昨年2004年1月末には国連の子どもの権利委員会が日本政府に対して、法律面での未整備な点や施設、家庭での子どもへの体罰禁止や苦情を申し立てる仕組みの強化など、2回目の勧告を出していますね。

塩見　2004年の児童福祉法改正によって、児童相談体制が見直され、児童相談・調査・指導を市町村が担当することになります。そうなったときに、これまで児童相談所が管轄していたことを、権利擁護を含め市町村ができるかどうか、その指導をどこがしていくのか、気になるところです。ですから、現場は措置権の問題も含め、法整備についてきちっと発言をしていく必要があるのではないでしょうか。

森田　大切なことは権利条約を考えることです。子どもにかかわる人たちが、子どもの権利とは何か、職員の権利とは何かを常に考え続けることが子どもたちの権利擁護につながると思います。そのためには権利とは何かを伝えるための日ごろのコミュニケーションのあり方も問われますね。このテーマは答えがひとつではありません。子どもにかかわる大人が常に考え続けていきたいと思います。今日はありがとうございました。　（2005年1月5日実施）

特集

子どもの権利条約の批准から10年
ー施設養護の検証

子どものメンタルヘルス
ー海外の取り組み

東海大学教育研究所　教授　山崎晃資（やまざきこうすけ）

1．はじめに

1989年、国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択されてから15年を経た。第一次世界大戦の傷跡がいまだに残る1924年、国際連盟で「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」が採択された。その後の幾多の変遷を経て作り上げられてきた「子どもの権利条約」であるが、現実にはどのような成果がもたらされたのであろうか。

「世界子供白書　2005」（テーマ:危機に瀕した子ども時代）には、次の一文が掲げられた。

『今日、10億人を超える子どもたちの「子ども時代」が脅威にさらされている。世界中の子どもたちの「子ども時代」に対して最も深刻な脅威をもたらしたのは、貧困と紛争、ＨＩＶ／エイズの問題である。これらの脅威は、それ単独で、あるいはそれぞれが相互作用を及ぼしあって、子どもたちから子ども時代を奪い、生存と幸福、そして未来の可能性を蝕みつつある。』

種々の統計をみても、①10億人以上の子どもが貧困に曝され、②ルワンダで90日間（1994年）に殺害された子どもは30万人に及び、③性産業で搾取される子どもは200万人といわれ、④ＨＩＶ／エイズによる孤児は250万人以上になるなどである。さらに、昨年の12月26日に起きたスマトラ沖大地震と津波の後、数千人の孤児たちが犯罪組織によって人身売買された可能性があると報道されている。「子どもの権利条約」によって、子どもの人身売買、売買春、ポルノ、徴兵などが禁止されているにもかかわらず、それらの犯罪行為が世界各地で当たり前のようになされており、まさに「子どもの権利」を侵す事実が後を絶たないことに、われわれおとなはどのような償いをすることができるのであろうか。

世界の国々における子どものメンタルヘルスにかかわる諸問題（Remschmidtら、2004）を、概観してみたい。

2．アフリカ

複雑な多様性と急速な変化が、今日のアフリカの最も大きな問題である。アフリカ大陸に溢れる貧困と飢餓は各地に紛争を引き起こし、「眠れる巨人」アフリカは目覚めはじめている。

地中海沿岸の北アフリカ（７か国）と、サハラ以南の諸国（46か国）との格差が問題となっている。サハラ以南の諸国では、フランス語（20か国）、英語（20か国）、ポルトガル語（５か国）、スペイン語（１か国）の４つの言語圏に分けられ、さらに土着語と人種によって３つのグループに分けられる。地形、気候、人口、経済状況などの種々の要因が、さまざまな差異を作り出している。

ＷＨＯアフリカ地域事務所は、サハラ以南のアフリカにおけるメンタルヘルスの状況について、次のように述べている。

『アフリカには多くの精神障害と神経疾患が発症している。貧困、自然災害、戦争、暴力、社会不安が、アルコール／薬物乱用、売春、ストリート・チルドレン、児童虐待、家庭内暴力（ＤＶ）などの心理社会的問題の原因になっている。ＨＩＶ感染は家族、とくに子どもに深刻な影響を及ぼしている。これらの危険因子と社会的問題は、精神的成熟、自己評価、自信の欠如をもたらしている。精神障害の発症と対応には、伝統的文化による因習が関係している。マラリア、寄生虫、ＨＩＶ感染、出産時障害、栄養障害、アルコール／薬物乱用などに対する対策が不十分である。』

貧困はアフリカの子どもたちに深刻な影響を及ぼしている。それは、健康な生活を送るために必要な、①栄養、②衛生的な飲み水、③母子の健康サービス、④教育、⑤社会福祉サービス、⑥子どもの保護、⑦余暇および文化的活動などを著しく欠き、「子どもの権利」を侵している。

悲しいことに、戦争はアフリカの子どもにとって日常的なものとなってしまった。戦争はインフラを破壊し、政治経済的な騒乱を増強し、教育を荒廃させ、貧困を増強した。アンゴラにおける戦争は数十年に及び、２世代のアンゴラ人にとって日常的なものになってしまった。アンゴラの人口の半分を占める子どもたちは、戦争の最も悲惨な重荷を背負い続けている。ユニセフは、1993年、50万人の子どもが戦争で死に、84万人の子どもが極めて困難な状況の中で生きていると報告した。ルワンダでは、多くの子どもが仲間を失い、身体的にも心理的にも傷つけられた。戦争はインフラを破壊し、貧困をさらに増強し、はしか、マラリア、テタヌスなどの暴発を招き、５歳未満の子どもの栄養失調は1995年には５％となった。60％の子どもは学校教育を受けておらず、女性の識字率は10％以下であった（Wessels & Monteiro、2000）。

アフリカの子どもたちは、困難な環境にあまりにも曝され続けてきたために、次のようにして最も基本的な権利を搾取され、否定され続けてきた。すなわち、①少年兵士としての強制的徴兵、②暴力に満ちあふれた地域社会とＤＶ、③児童虐待、売買春、人身売買、④監禁、⑤ストリート・チルドレン、ホームレス、⑥児童労働、⑦ＨＩＶ／エイズの流行、⑧ヘルス・ケアや学校教育に子どもがアクセスすることを拒む社会、⑨非人間的な扱いを許す社会などである。

3. ラテン・アメリカ

リオ・ブラボからパタゴニアに至るラテン・アメリカは、広大な土地に５億人の人々が住んでおり、文化・経済・政治的に実に多様な状況にある。とくに経済状況は悪く、10～20％の子どもが児童精神医学的援助を必要としているが、メンタルヘルス・システムは立ち遅れている。数少ない疫学調査では、注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）、行為障害、適応障害、情緒障害が多いことを示している。

感染症、栄養不良、貧困が大きな問題となっており、５歳以下の25万人の子どもが、急性呼吸器疾患、下痢、栄養不良で死んでいる。ストリート・チルドレンが増加し、薬物乱用が蔓延し、犯罪、暴力、セックスがメンタルヘルスを悪化させている。子どもたちは発達が保障されておらず、自己評価や社会的スキルの習得が劣っている。少年兵士の問題も大きく、ラテン・アメリカでは、6,000～14,000人の子どもが武装させられていると推計されており、パラグアイでは、10,000人以上の子どもが兵士になっている。

第二次世界大戦後、ヨーロッパから多くの精神分析医がラテン・アメリカに移住し、精神分析的サイコセラピーが盛んに行われていたが、この15年間、生物・心理・社会的モデルによる総合的な考え方が中心となってきている。プエル・トリコでは、４～

17歳のＡＤ／ＨＤ児の3.6％が中枢刺激薬を服用し、約25％は心理社会的治療を受けていた。サンパウロでは、7～14歳の子ども1,251人のうち12.5％になんらかの精神障害が認められた。その内訳は、破壊的行動障害７％、不安障害5.2％、多動性障害1.5％、抑うつ性障害１％であった。マリファナも大きな問題となっている。

Andradeら（1998）によると、サンパウロ大学病院精神科の入院患者では統合失調症、双極性感情障害、うつ病、広汎性発達障害（ＰＤＤ）が多く、フェデラル大学病院精神科（リオ・グランデ・ド・スール）では、気分障害、行為障害、摂食障害による入院が多いという。ベネズエラ、ウルグアイなどでは、大学病院で児童青年精神科サービスが行われており、チリでは“Growing Together”という学校精神保健サービスがあり、ウルグアイでも“The Teacher as Mental Health Workers”プログラムによる教師のトレーニングが活発になされている。

4.アジア

（1）中国

1980年代から児童青年精神科が急速に発展し、1986年には中国精神保健協会が設立され、子どものメンタルヘルスに関する専門委員会が組織された。

1988～1989年、Xin Ren'eらは、Achenbach Child Behavior Checklistを用いた調査（対象：４～16歳、24,013人）を行い、12.9％がメンタルヘルスに関する問題を持っており、身体的訴え、社会的ひきこもり、攻撃性が多いと報告した。さらにXin Ren'eらは、1992年に上海で４～５歳の子ども3,000人についての調査を行い、一人っ子と社会的ひきこもりの間に有意の関連があったが、一人っ子家族における精神病理学的問題には有意差はなかったという。

Du Yasong（2001）は、1986～1999年の間に上海の児童精神科関連医療機関を受診した子どもの調査を行い、ＡＤ／ＨＤ50％、精神遅滞11％、学習障害9.4％、情緒障害5.5％、行動障害4.8％、チック4.0％、精神病2.1％、自閉症1.1％であったと報告した。

（2）韓国

朝鮮戦争（1950～1953年）を機に米国陸軍医療システムが導入され、児童青年精神科の重要性が認められはじめた。1958年、ソウルに児童相談所が開設され、1980年には、児童精神科クリニック、自閉症のデイケア・センター、ソウル国立大学病院の児童精神医学部門などが相次いで開設された。高学歴指向が強いために高校生の精神医学的問題が増えており、Kimら（1983）は31％の高校生になんらかの精神医学的問題を認め、Juonら（1994）は100,000万人中28人が自殺し、4.4％の青少年が自殺企図をしていたという。小学校の調査では、いじめ48％、校内暴力３％、家庭内暴力2.8％であった（Kimら、2001）。90％以上の青少年がインターネットを使用しており、3.5％は乱用の傾向にあるという。政府は、薬物依存、少女売買春、校内暴力、性情報の氾濫から青少年を守ろうとして、さまざまな施策を打ち出している。

自閉的傾向を示す幼児の受診が増えている。適切な養育および刺激の欠如による問題が多く、反応性愛着障害、ＰＤＤなどと診断されている。児童虐待やネグレクトも大きな問題であり、ここ30年間の急激な経済成長、社会・政治的状況の変化、産業化・都市化・核家族化などによるものと考えられている。

（3）フィリピン

1950年、フィリピン精神保健協会が設立され、精神保健センターが各地に作られた。1992年、国家的レベルの精神保健プログラムが策定され、薬物乱用、ストリート・チルドレン、拷問、人権侵害などの課題が検討された。

情緒障害および行動障害の急増は、社会・文化・

経済・政治的状況によっている。8,000万人の人口の半分が21歳未満の子どもであり、複雑で不平等な環境の中で生活している。300万人の労働者が単身で海外に出稼ぎに行き、家庭生活が危機的状況になってきている。物質文明が広がり、都市化と共に子どもは雑多な情報に曝され、コンピューターで遊ぶ時間が長くなり、親子の葛藤が増えている。ビデオ、マスメディアが、暴力、ポルノ、セックス、レイプ、性的虐待、思春期妊娠、事故、殺人を急増させる一因と考えられており、兵士の反乱や賄賂の横行を招いてきている。多くの幼児が親に、「皆死んでいくの？」「レイプってなに？」「世界はなくなるの？」などと訊ねるという。ストレスが多く、無防備で危険な状況にあり、不登校、不安性障害、抑うつ、自殺などが多くなり、薬物乱用は低年齢化しつつある。14歳以下の子どもの喫煙、飲酒も増加し、マリファナ、シャブ（ヒロポン）が青少年に蔓延している。臨床的には、自閉症スペクトラム障害、ＡＤ／ＨＤ、暴力、児童虐待などが問題となっている。

5. おわりに

オーストラリアでは、アボリジニの人々のメンタルヘルスが深刻であり、移民家族への対応も重要な課題となっている。ヨーロッパでは、多様な国・人種・言語・文化・宗教の共存が問題となっており、児童青年精神科と小児科との連携にも複雑な問題を残している。米国では、子どものメンタルヘルス・システムは、歴史的に精神科と小児科の狭間で揺れ動いてきた。とくに米国では、この15年間、医療の経済性が強調され、Managed Careがあまりに優先され、子どもや家族のメンタルヘルスがなおざりにされる傾向が強まってきた。

翻って日本の状況をみると、ある意味で、きわめて奇妙な現象のようにみえる。子どもの訴えに耳を閉ざす親や教師たち、教育の真の意味を見失った学校教育、一流レストランでの食事や高級ブランド品を得るために援助交際を続ける少女たちなど、日本の社会はどこかで道を見失ったのではないだろうか。平和を謳歌する日本の子どもたちの実にささやかな問題とも思えるし、目の前で親を殺害されるルワンダや国家の基盤を失ったボスニア・ヘルツェゴビナ、さらには激しい民族紛争に悩むコソボよりも、本当はもっと根の深い病理を抱えているのかもしれない。

2001年の「世界子供白書」では、ネルソン・マンデラが、世界の子どもたちへの約束として次のように述べている。『私は愛する若いあなた方のまなざしやエネルギーに溢れた体に光を見出し、あなた方のこころに希望を見出しています。未来を築くのが私ではなく、あなた方だということも知っています。私たちが犯した過ちをただし、世界とともに正しいことを推し進めるのも、私ではなくあなた方なのです。』

苦悩に満ちた時代ではあるが、未来に生きる子どもたちの「復元力」を信じずにはいられない。

引用文献

(1)Andrade, E.R., Busse, S.R., Zanuzzo, Z. et al.: Internação em um serviço de psiquiatria infantil: anälise de um modelo. J Bras Psiq 47; 337-341, 1998.

(2)Du Yasong: Child Mental Health Care. Shanghai Science & Technology Press, Shanghai, 1999.

(3)Kim, K.I. et al.: A mental health survey among high school students in Soul.(1) findings from intensive individual evaluation. J Korean Institute of Mental Health, Hanyang University 1, 1983.

(4)Kim, Y.S. et al.: School bullying and related psychopathology in elementary school students. J Korean Neuropsychiatry Assoc 40; 876-884, 2001.

(5)Juon, H.S., Nam, J.J., Ensminger, M.E.: Epidemiology of suicidal behaviors among Korean adolescents. J Child Psychol Psychiat 35; 663-676, 1994.

(6)Remschmidt, H., Belfer, M.L., Goodyer, I.(Eds.): Facilitating Pathways -Care, Treatment and Prevention in Child and Adolescent Mental Health-. Springer-Verlag Berlin Heiderberg, 2004.

(7)ユニセフ：世界子供白書2005-危機に瀕した子ども時代-、2005.

(8)Wessels, M. Monteiro, C.: Healing wounds of war in Angola. In: Donald, D., Dawes, A., Louw, J. (Eds.), Addressing Childhood Diversity. David Phillip, Cape Town, pp.176-201, 2000.

(9)Xin Ren'e, Chen Shoukang, Lin Xiafeng et al: Behavioral problems among preschool age children in Shanghai: analysis of 3000 cases. Canadian J Psychiatry 37: 250-257, 1992.

(10)Xin Ren'e, Tang Huiqin, Zhang Zhixiong et al.: A survey of mental health problems in 24013 children aged 4-16 in China. Shanghai Archives of Psychiatry 4; 47-55, 1992.

トピックス

ー台湾でのボランティア活動に参加して

児童養護施設の高校生が見たもの、感じたこと

資生堂社会福祉事業財団では、ボランティア活動を目的に2004年８月17日から22日まで日本の児童養護施設で生活する高校生３名を台湾･台北市内の児童養護施設（育幼院）に派遣しました。
現地では２施設で活動しました。１施設では３泊し、早朝６時から施設内の庭を清掃したり、倉庫の片付けを手伝ったほか、育幼院の高校生たちと一緒に博物館や動物園、そしてデパートにも行きました。さらに年少の子どもたちも加わってＳＭＡＰの歌を歌ったり、折り紙やおもちゃを作ったりと、文化的な交流もしました。
自分の将来に対し前向きな考え方をもち積極的に発言する高校生たち、土砂降りのなか目的地に向かって力強く歩を進める中・高校生たち、おもちゃ作りなど目の前にある機会を積極的にとらえて楽しむ子どもたち、このような台湾の子どもたちの姿に、日本の高校生は何を見、何を感じたのでしょうか。聞いてみました。
なお、原稿は原文のまま、さらに学年は当時のままご紹介します。

意志をもって努力する台湾の中高生

静岡恵明学園児童部（高校３年）　浅井（あさい）　瞳（ひとみ）

私は、台北で１週間ボランティア活動をして感じたことは、職員の方も子どもたちも私達を大変親切に受け入れて下さったということです。初めは少し緊張していたけれど、伯大尼育幼院の子ども達と一緒に「空飛ぶ円盤」というおもちゃを作った時、はさみが一つしかなくて小さい子がはさみの取りあいをした時、言葉は通じなかったけど私が身ぶり手ぶりで待っててをしたらどうにか通じたらしく、自分の判断で色から塗り始めました。やっと、おもちゃが完成した時笑って中国語でありがとうを言ってくれてとてもうれしかったです。その時肩の荷がスーッとおりた気がしました。おもちゃを作っているときに思ったことは、小さい子から大きい子まで全員が参加してくれたことです。もし日本だったら小さい子は参加するけど大きい子は参加しない子が多くて、文化の違いなのかと少しびっくりしました。

台湾の児童養護施設のことですが、国からの援助が少なくて一般の人からの寄付のほうが多いという話を聞いてびっくりしました。その点日本は国からの援助が多いということで恵まれていると思いました。でもよく考えると、日本はそれがあたり前だと思っていて何か大事な事を忘れているような気がしました。何が恵まれていて、何が恵まれていないことなのか少し分からなくなりました。そして台湾の人達が私達を親切に受け入れてくれたのは、台湾の人々の中にボランティア精神があるからやさしい気持ちになれるのかもしれないと思いました。

それと全体を通して気づいたことは、中学生や高校生が自分の意志をしっかり持っていて、将来のことも考えているということです。将来、自分がなりたい為に、今何をしなければいけないかということが分かっていて、その為に努力していると思いました。この点を私たちはもっと見習うべきだと思いました。

私は今年の夏休みにこのボランティア活動に参加することができて、とてもよかったです。初めて園長先生にボランティア活動の話を聞いた時、驚いたし少し不安もありました。でも、今は私にとって、とてもいい体験ができてよかったと思っています。台湾と日本の文化の違いを知ることもできてとても勉強になりました。今までの夏休みの中で一番の思い出になりました。このアジアボランティア活動を企画してくれた資生堂社会福祉事業財団のみなさん、そして私たちの相談にのって下さった井出さん、ありがとうございました。この企画はこれからも続けていってほしいと思います。

臭い豆腐で知った文化の違い

静岡恵明学園児童部（高校１年）　藤井琢也（ふじいたくや）

僕は、台湾に行き多くのことを経験して学んで無事に帰国することができました。初めての海外で心配でしたが大成功だったと思います。

台北での印象は、まずスクーターを使用する人が多いことで、交差点で何十台ものスクーターが一斉にスタートする光景を見ました。また、道路をあちこちで工事をしており３車線になっていたり、すごい勢いで交通網が整備されているのにも驚きました。そして日本とはちがってバスケットコートが多く見られ必ず公園にありました。また飛行機から台湾を見たとき、田んぼがあったり緑が豊かで日本に少し似ているように思いました。台湾でいろいろな人と接しましたが、信仰心が強く親切な方ばっかりだったと思います。

台湾でのボランティア活動を５日間行いました。１日目は伯大尼育幼院での子ども達と手作りおもちゃでの交流、２日目は園庭の整理、水泳、台北市のそごうデパートの見学、３日目は子ども達に紙飛行機やつるの折り方を教え、夜市の見学、４日目は、忠義育幼院の見学と中高生と一緒に陶器の里での課外活動、台北市政府社会局長の訪問と台湾資生堂の人たちと夕食、５日目は、伯大尼育幼院・忠義育幼院の子ども達と中正祈念堂･故宮博物院の見学など、たくさんの人と出会い交流ができました。この５日間で印象に残ったものを書きます。

１番目は、１日目の伯大尼育幼院での子ども達と手作りおもちゃでの交流です。内容は、子ども達に手作りおもちゃの作り方を教えることです。僕は、マジックバルーンで動物の作り方を教えました。初対面なのに伯大尼の子ども達は、とても積極的に話しかけてきたりとても親しみやすかったです。中には、英語を話せる中学生や高校生がいて少しコミュニケーションをとることができました。英語で話すことは少ないので、とてもよい経験になりました。

２番目は、３日目の夜市見学に行ったことです。日本では、非常に珍しい食べ物、洋服、靴、アクセサリーなどが多く売られていました。ここでも、バスケットの影響でバスケットシューズがどこの靴屋でも売られていました。また、夜市では、洋服が90元（約270円）や50元（約150円）で売られていてとてもビックリしました。食べ物で印象に残ったことは、臭どうふです。とてもにおいがきつく日本の納豆よりもにおいがすごかったため食べれませんでした。台湾の人は、おいしいおいしいと言い何度も何度もすすめられましたが､僕は食べれませんでした。

３番目は、台北市内観光と陶器の里を見学したことです。陶器の里では、忠義の人たちと昼食をとった後、陶器の博物院を見学しました。そこでは、陶器の歴史や人物・神物像が一番印象的でした。中国では、大昔から像を作り、神としてまつってきたと

いうことが分かりました。そして神物像の数がとても多いことや像にほどこされている、彫刻の細かさにビックリしました。

4番目は、忠義と伯大尼の高校生と市内観光をしたことです。中正祈念堂では、蔣介石の巨大な銅像や車、使用していた部屋などがあり、とても偉い人なんだと思いました。故宮博物院では、中国から持ってきた多くの展示品があり、今でも使用されているような物もありました。世界で一番硬い石や書き物があり、とても一日じゃ見られないと思いました。この博物館を見学でき中国の歴史を少し知ることができました。

台湾での5日間は、自分でも多くのことを感じることができ、多くの体験ができ、多くの人たちと触れ合い良い経験となりました。この経験をこれからの自分に生かしていきたいと思っています。

新たな夢のはじまり

静岡恵明学園児童部(高校3年) 前濱喜代美(まえはまきよみ)

私は、この台北でのボランティア活動でいろんなことを学びました。伯大尼育幼院での初めての日のことです。夜みんなと「世界に一つだけの花」という歌を日本語で歌いました。伯大尼育幼院の人たちは、日本語で歌われても歌詞などわからないのに、一生懸命に聞いてくれて、私たちはとってもうれしかったです。そのあとに日本から準備していった「タンポポの種」のおもちゃを子どもたちと一緒に作りました。うまく教えることができるのかなと思い心配していましたが、みんなが笑顔で私の作っているところを一生懸命になって見ながら作り方をまねしていました。

伯大尼育幼院の子ども達に、少し日本語を話せるのか聞いてみたら、日本語のテレビなどを見て日本語をまねして、そこから日本語を勉強したと言っていました。楽しみながら学んでいるのではないかなと思いました。私もきらいな英語や漢字を楽しみながら自分なりに工夫して学んでいけばいいということを、台北のみなさんから教わった気がします。これからは英語をさけるのではなく、自分から興味を持ち楽しみながら学んでいきたいと思いました。

次の日は、朝から忙しかったです。台北市では、不用品のゴミ収集車が1ヵ月に1回しか来ないみたいで、朝6時に起きて伯大尼育幼院のみんなと落ち葉などをはいたりしました。はいてもはいてもヒラヒラと1枚ずつ落ちてきて、とっても悲しいというよりショックでした。しかし朝からみんなで掃除をやると、とってもいい気持ちがして涼しかったです。

日本とは環境が少し違うぐらいで、ご飯も日本と同じような物がたくさんありとっても食べやすかったけれど、台北の人たちは、とっても辛いのが好きで唐辛子をたくさんつけて食べるのにはビックリしました。私も少しかけて食べてみたけれど、とっても辛くて口のまわりがヒリヒリして痛かったです。しかし反対にその辛さが食欲を上げてくれて台北の料理がたくさん食べれました。

私が一番心に残っているのは、8月19日の午後に木柵動物園に見学に行った時。ちょうど3時に出るということだったけど雨がすごくて雷もすごくて私は行けないかなと思っていたけれど1時間待つと、さっきの雨がうそのように晴れてとっても気持ちがよいまま木柵動物園に行きました。思ったより広くて大きな動物がたくさんいました。私は動物が好きなので大変楽しみにしていました。しかし日本で見たことのある動物がおもで、珍しい動物はみかけませんでした。私が歩いていると、伯大尼育幼院の高校生が話しかけてきて、その子の名前はファンさんと

言います。そこから私たちは日本の歴史や文化などを話したり、自分の好きなことばや夢などについて話しあったりしました。私はその時人と人と話し合うということがどれほど大事かということを思いました。私は毎日あたりまえのように友達や妹などと話をしているけれど、これほどよいことはないなと思いました。またそこで理解し合うということの大切さもすばらしいと思いました。今回の高校生ボランティア活動にはこんなにすばらしいことがあり、私はそれに参加できたことに少し誇りを感じています。

このごろ学校などであなたの夢は？といろいろ聞かれます。私は動物が好きだけで他の事など一度も考えていませんでした。しかしこのボランティア活動を通してまた新たな夢が見つかったような気がします。夢を作るのにきっかけがなければ夢というものはないのかもしれません。もっともっと興味や趣味などを増やして楽しく学べる仕事をこれからさがしていきたいと思います。あとわずかとなった高校生生活をがんばってやっていきたいと思います。この台北でのボランティア活動はほんとうに楽しく台北の文化などを学べた気がします。また何年後かにはもう一度台北に行ってみたいなと思っています。

自信と喜びをもった参加の高校生

静岡恵明学園児童部 主任児童指導員 三輪哲士（みわさとし）

1.台湾の人々の心の中にあるものは

第一回高校生アジアボランティア活動に参加し、台湾・台北市の２つの児童養護施設と台湾資生堂を訪問しました。児童養護施設の子どもたちと職員、そして台湾資生堂の方々にお会いしたなかで、私たち日本人と何か共通するものを感じました。それはかつて日本人が大切にしていた「孝」「礼」です。

台湾資生堂の女性スタッフの家庭の話を聞く機会がありました。結婚され女の子が生まれて子育てをしながら、仕事の第一線で活躍するなかでのいろいろな苦労を話されました。ご主人の両親、兄弟も同じアパート内の別室で暮らしているそうです。そのため、週末には両親を訪ねたり、夫婦で外出するときはご主人の兄弟が子どもを預かってくれたりするそうです。彼女の話を通して伝わってくる父母への孝行と子どもへの慈愛は、家族が重要な社会単位となっていることを感じさせてくれました。さらにその家族の関係が彼女の仕事と家庭の両立を可能にしているのかもしれないと思いました。

台北市で２番目に大きい龍山寺を訪ねたときのことです。ここは日本で言うなら東京の浅草寺や長野の善光寺のような観光地とも言えるところです。参拝に来ている多くの人々が線香を上げ一生懸命お経を唱え、お供物をあげているのです。参拝する人々の熱心な姿から信仰が生活に密着していることが感じられました。こうした大きな寺院は人々から寄せられた浄財で病院を建設したり学校を運営したり、生活困窮者に手当てを支給したりしているそうです。信仰に基づいた慈善活動の熱心さがうかがわれます。

このことは施設の財政事情にも表れていると思います。台湾では施設への公的補助額が日本ではとても信じられない数字です。訪問した１施設の場合、運営費用の19%（2003年）でした。そして79%が不定期な一般社会からの寄付や卒園児からの寄付です。施設での子どもたちの生活の質的なものに日本と大差は感じませんでした。ここに、台湾の人々の、宗教的な背景と、豊かさを自分だけのものとしない相互扶助的な倫理観を見るような気がします。

2.訪問した児童養護施設２施設

ボランティア活動先の一つ、伯大尼基督教育幼院

はキリスト教の信仰に基づき1972年に設立されました。収容可能人数が70名で、台北市内の児童養護施設としては大きいものでした。保育園が併設され、園内には屋根つきのバスケットコートやプールがあり、けっこう広い敷地でした。４階建ての建物の各フロアーは大きく３つに分けられ、年齢によってグループ分けされた子どもたちの部屋になっていました。グループ内共通の居間が各部屋に設けられていて、家庭的な雰囲気でした。そこには担当職員の居室もありました。園内にはこれから自立する子どもを対象に夫婦で小人数をケアするコテージもありました。

もう一つの忠義育幼院は1951年に「忠義」の精神に基づいて設立され、1978年に商業住宅地域にある４階建てのアパートに移転。１階から４階までを使用していますが、３、４階は階段をはさんだ向かい側に一般の人が住んでおり、外観からはここが施設であると想像つきませんでした。子どもたちを年齢によって４グループに分け、各階が年齢ごとに振り分けられ、それぞれ懐幼家庭（０～３歳の乳児部と３～６歳の幼児部）、歓心家庭（６～12歳の小学生）、成長家庭（12～15歳の中学生）、心棧家庭（15～18歳の高校生）と名づけられていました。各家庭には常勤の保育士と生活指導員がいますが、地域のボランティアも積極的にかかわっていました。訪問したときには、ボランティアによる散髪風景が見られました。

2003年の忠義育幼院の子どもたちの入所理由をみると、経済的、病気など親の事情が全体の47%、ネグレクト・虐待が31%となっています。少子高齢化もそうですが、この数値は子どもたちを取り巻く環境が日本と似ていることをうかがわせます。

忠義育幼院のスタッフと接してみて、先に述べたような財政事情のなかでも、家庭的雰囲気のもとで子どもたちの養育を第一義に考えていること、その熱意は日本と同じであることを感じました。

3．参加した高校生が感じたこと

６日間という短い滞在でしたが、参加した高校生が台湾の子どもたちとの交流を通して感じたのは、コミュニュケーションの大切さではないかと思います。

私たちは台湾の子どもたちと交流する手段として、割り箸や紙を利用して簡単に作れる手作りおもちゃを考えました。材料を日本から持参し、空飛ぶ円盤やタンポポの花、割り箸けん玉を台湾の子どもたちと一緒に作り、大変盛り上がりました。日本の高校生が手振り身振りで必死になって教えている姿、伝わったときの安堵感やおもちゃができあがり「ありがとう」と言われたときの表情などを見ていて、お互いの気持ちが通じ合う喜び、素晴らしさを感じたと思いました。子どもたちに加え、職員の方々も童心に返り夢中になって参加してくれたことが盛り上がった一因だと思います。私たちを一生懸命受け入れてくれようとしている子どもたちと職員の方々の姿に、逆に私たちは感銘を受けました。

もう一つは表現力の違いです。この手作りおもちゃを通しての交流や、市内観光や昼食会で台湾の子どもたちが見せた打ち解けた雰囲気、別れ際の手紙のやり取りなどを通して、台湾の人々の表現力の豊かさを感じたと思います。そして台湾の同年齢の子どもたちたちが自分の意志をしっかり持ち、将来のことを考え、そのために今何をしなければならないかということをしっかり考えていることを認識したと思います。

彼らは不安と緊張をもって日本を発ったと思います。しかし、初めての海外生活でボランティア活動、異文化交流、相互理解を経験し、日本に戻ってからの彼らの表情は明るく、自信と喜びに満ちているように見えます。訪問した施設の女子高生から参加した一人に中国語と英語の手紙が届きました。相互理解の一粒の種が蒔かれ、それが成長しているのだと思います。

編集後記

苦労した。というのが第一に言えることである。もちろん、編集のほとんどを手がけてくださった資生堂財団編集事務局の井出厚子さんや他の方々が最も苦労されたと思う。そして、執筆いただいた諸先生方には、今回の趣旨をご理解いただきありがたく思う。私自身は何かを書くとかいった、仕事をほとんどしていない。むしろ、事務局からの相談等に対して、遅ればせながらのお返事ばかりでやきもきさせること必至であった。そこで、何を苦労したかというと、常に緊張していたということである。施設の現状、学校の現状を見聞きする中で、子どもの権利条約の解釈、子どもへの内容の伝達に問題を感じていた。このままでは子どもの問題行動による施設の職員、学校の教員の心の傷つきに対処できない。さらに子どもの処遇がむずかしくなる一方で、子どもたちの人格の成長に手を貸すことすらできなくなり、事なかれ主義が蔓延してしまう危惧がある。編集会議においても過激な発言の多かった私自身であり、そのために事務局も緊張の渦に巻き込んでしまったことをお詫びする。しかし、本誌が現場の人々の声をすいあげる出発点となっていただければ幸いに思う。基本的人権とは、権利を持つ者それぞれが他者の権利を侵さないという理念の下に存在し、権利が一方的に行使されるなら、大きな問題がある。お互いがともに自己の権利をもって、人として生きる基本的な権利を護りあうのには、おのずと義務が生まれる。明文化するまでもなくこれは自明の理である。しかし、それが侵されていることが多い。現在子どもから大人への暴力がひどい。それを単純に立法によって、冷たく裁断していくことが人間の生きる世界であるとは思えない。しかし、子どもの逸脱した行動に対する大人側の明確なコントロールの手立てが見つからない。そうするとこの冷たい方法ででしか対処できなくなる。子どもを大人と同じように完成された人格を持つ独立した存在であるとするなら、それなりの対処が必要になる。しかし、果たしてそうなのか？ならば、しつけとは？教育とは？大人たちが子どもに教えなければならないことは多くある。もちろん、それも不完全であり、大人が完成されているというのはおこがましいが、とはいえ、少なくとも社会に生きる大人たちが子どもたちに厳しく伝達しなければならないこともある。それは、社会的ルールであり、義務であり、お互いの権利の擁護である。それをどのように子どもに伝達するのか？その方法を模索しなければ、衝動的に動き回る子どもたちに対して社会人となる子どもの成長の手助けをすることができなくなってしまう可能性がある。子どもたちの権利を守ることの必要性はもちろんであるが、しかし、そこで働く大人たちの権利も守られなければ、それは一方的な「わがまま」に陥ってしまう。本誌が子どもの権利条約をもう一度考え直すきっかけになってくれれば幸いである。

（担当編集委員　森田喜治）

〔編集委員長〕
瀧口桂子（たきぐち けいこ）
前・東海大学健康科学部
社会福祉学科教授

〔編集委員〕
岩堂美智子（いわどう みちこ）
大阪市立大学大学院
生活科学研究科教授

金井剛（かない つよし）
横浜市中央児童相談所
医務担当課長

新保幸男（しんぼ ゆきお）
神奈川県立保健福祉大学
保健福祉学部
社会福祉学科助教授

伊達直利（だて なおとし）
旭児童ホーム施設長

森田喜治（もりた よしはる）
龍谷大学文学部
教育学専攻教授

池田マリ子（いけだ）
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略・五十音順）
編集事務局：井出厚子

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.58 2005-4　世界の児童と母性

年2回発行
2005年4月1日発行
編集・発行者
財団法人資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408　〒104-0061
ファクシミリ 03-3289-0314
URL:http://www.zaidan.shiseido.co.jp
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2－1－28

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団